

**避難行動要支援者対策及び
避難所における良好な生活環境対策に関する
参考事例集**

平成 26 年3月

内閣府(防災担当)

はじめに

- 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の一部改正（平成 25 年 6 月）において、
 - ・高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）のうち、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を市町村長に義務付けるとともに、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理し、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うこと
 - ・避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備等に努めることとして、同法に必要な規定を設けた。

- 上記の改正を受けて、平成 25 年 8 月に、
 - ・「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）を全面的に改定し、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」
 - ・避難所の運営等に当たって、その取組を進める上で参考となるよう、主に市町村を対象とした「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定し、都道府県を通じて実施主体である市町村に通知した。

- これらを受け、平成 25 年 10 月から 11 月にかけて、全国 9 か所でブロック会議を開催し、都道府県・市町村の防災担当者や福祉担当者を対象として、改正後の災害対策基本法及び両取組指針の内容について周知し、市町村における取組が徹底されるよう働きかけてきた。

また、同会議においては、要配慮者等の避難支援対策や避難所における良好な生活環境対策に取り組むための参考となるよう、現在地方公共団体において取り組まれている事例が発表された。

- 上記のような、これまでの取組を踏まえ、今般、同会議の中で発表された事例に加え、会議後に地方公共団体から提供された事例及びブロック会議の質疑応答を整理し、「避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関する参考事例集」として作成したので、今後の避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策を進める上での参考としていただきたい。

- なお、避難行動要支援者対策の事例については、災対法改正前より取り組まれてきた事例を掲載したものであり、法改正に伴い新たに必要となる名簿の作成方法や同意の取得方法については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）、災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について（平成 25 年 6 月）、巻末の質疑応答等を参考としていただきたい。

目次

1. 避難行動要支援者対策	5
1.1 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項.....	6
(1) 全体計画・地域防災計画の策定.....	6
1)避難行動要支援者の避難支援について地域防災計画へ定めるべき重要事項について(神奈川県横浜市)	6
2)災害時要援護者避難支援制度の取組と地域防災計画の改正(神奈川県川崎市)	9
(2) 避難行動要支援者名簿の作成等.....	15
1)災害時要援護者支援条例の制定と市の取組について(兵庫県神戸市)	15
2)仙台市の防災対策～「自助・共助」と「公助」の協働による減災を目指して～(宮城県仙台市)	16
3)「災害時助け合いシステム」を通じた災害時要援護者対策の充実について(東京都品川区) ..	17
4)久喜市要援護者見守り支援事業の取組(埼玉県久喜市)	18
5)外部センターと自庁センターを、ひとつの仮想空間としたIT-BCPの推進(東京都町田市) ..	19
(3) 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用.....	21
1)災害時要援護者に係る防災マニュアル策定等の様々な避難行動要支援者対策について(静岡県藤枝市)	21
2)各種防災訓練を通じた避難行動要支援者対策に関する宇城市の取組について(熊本県宇城市)	22
3)杉並区における災害時要援護者支援の取組～「地域のたすけあいネットワーク」制度による名簿の活用を中心に～(東京都杉並区)	23
4)災害に強い情報連携システム構築事業(平成24年度～平成26年度)(宮城県色麻町)	25
5)事業者が保有する情報による安否確認と市との連携による効率化(兵庫県西宮市)	26
6)避難行動要支援者(災害時要援護者)の個別対応体制の充実(福岡県久留米市)	28
7)避難支援従事者の対応原則及び安全確保の措置に係る取組について(岩手県宮古市)	29
1.2 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項	30
(1) 個別計画の策定.....	30
1)高齢者等の世帯を訪問するゴミ収集制度(アシスト収集)を活用した避難支援の検証について(沖縄県那覇市)	30
2)要援護者に対する支援体制(大阪府貝塚市)	31
3)日野市災害時要援護者避難支援制度について(東京都日野市)	32
(2) 避難行動支援に係る共助力の向上	34
1)災害時要援護者支援地域活動モデル事業を通じた災害時要援護者支援に関する取組(高知県高知市)	34
2)呉市における災害時要援護者避難支援の取組(広島県呉市)	36

3)地域支え合い事業等の取組を通じた厚岸町における災害時要援護者対策について（北海道厚岸町）	37
4)最大津波高 34m・最大震度 7 の町で・・・犠牲者ゼロをめざす黒潮町の取組（高知県黒潮町）	38
5)世帯家族調べの実施（静岡県焼津市）	39
6)津波避難計画作成・災害時要援護者対策モデル事業を通じた自主防災会主導による津波避難に係る取組（三重県津市）	40

2. 避難所における良好な生活環境対策.....	41
2.1 平常時における対応.....	42
(1) 避難所の整備、周知等.....	42
1)「防災コミュニティスクール制度」で災害時に避難所となる学校を拠点に地域－学校－家庭が協議（石川県加賀市）.....	42
2)江別市避難所運営訓練（宿泊型）～自主防災組織が企画立案運営を主導した事例～（北海道江別市）.....	43
3)地域の自助力向上のための助成制度について（岩手県一戸町）.....	44
4)市内のホテル・旅館等を活用した津波一時避難場所の確保について（愛知県蒲郡市）.....	45
5)災害種別に応じた避難所の指定（愛知県田原市）.....	46
6)福祉避難所の指定と設置・運営マニュアルの策定（静岡県静岡市）.....	48
(2) 避難所における備蓄等.....	49
1)女性の視点に立った防災業務の推進（沖縄県那覇市）.....	49
2)福祉避難所指定促進に関する取組（高知県高知市）.....	50
(3) 要配慮者に対する支援体制.....	51
1)「京都府災害時要配慮者避難支援センター」について（京都府）.....	51
2)宇部市防災基本条例について（山口県宇部市）.....	53
3)北海道災害派遣ケアチームの派遣について（北海道）.....	54
(4) 避難所運営の手引（マニュアル）の作成.....	56
1)男女共同参画地域防災体制づくり事業を通じた避難所における良好な生活環境対策について（青森県、青森県おいらせ町）.....	56
2)避難所開設を迅速に行うための取組（千葉県習志野市）.....	61
2.2 発災後における対応.....	63
(1) 避難所の運営改善による良好な生活環境確保.....	63
1)地域版マニュアルの作成を通じた、町内会、学校及び仙台市による円滑な避難所運営体制の構築（宮城県仙台市）.....	63
2)「福祉避難コーナー設置ガイドライン」の策定について（京都府）.....	64
3)民間防災関係団体による避難所設置運営図の作成事例（石川県加賀市）.....	65
4)東日本大震災における避難所運営に係る課題を踏まえた避難所における良好な生活環境対策について（茨城県日立市）.....	66
5)介護トリアージ（仮称）に関する取組（東京都武蔵野市）.....	67
6)女性の積極参画支援について（三重県四日市市）.....	69
7)地域へ効果的にボランティアを派遣するための仕組み（愛知県日進市）.....	70
(2) 要配慮者の良好な生活環境確保.....	71
1)大分県福祉避難所指定促進事業を基にした福祉避難所設置普及に関する取組（大分県社会福祉協議会）.....	71
2)名古屋市における福祉避難所の整備について（愛知県名古屋市）.....	72

(3) 在宅避難者支援に係る取組	73
1)東日本大震災の教訓を踏まえた在宅要援護者支援に関する地域防災計画への反映（宮城県仙台市）	73
2)狛江市における避難行動要支援者を地域で支援するための組織づくり～モデル地区“狛江ハイタウン団地管理組合”の実践～（東京都狛江市）	74
3)高層マンションにおける防災対策の紹介～大崎ウエストシティタワーズの取組～（東京都品川区）	83
(4) 避難所の衛生環境、食事に係る取組	84
1)「災害時要援護者用備蓄検討のポイント」（2009年6月新潟県防災局）の策定について（新潟県）	84
2)要援護者に配慮した食料の備蓄（新潟県魚沼市）	87
3)避難所における栄養評価を通じた健康管理に関する取組について（宮城県東松島市）	88
4)避難者への効率的な健康支援に向けた、市保健師による情報管理体制の構築（宮城県東松島市）	91
(5) 生活環境の更なる充実にに向けた取組	95
1)加賀市と市内郵便局との災害時応援協定に基づく「災害時情報ステーション」等の設置について（石川県加賀市）	95

3. その他	96
・本参考事例集と「避難行動要支援者の避難行動指針に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の対応関係	97
・避難行動要支援者名簿（災対法第49条の10～第49条の13）関係の質疑応答	99
・指定避難所（第86条の6、第86条の7）関係の質疑応答	110

参考1 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成25年5月）

参考2

1. 「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」
（平成26年3月）

2. 公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集（平成25年8月）

参考3

1. 防災・安全交付金

2. 耐震対策緊急促進事業

参考4 要配慮者等の特性ごとに必要な対応について

1. 避難行動要支援者対策

1. 避難行動要支援者対策

1.1 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者の避難支援について地域防災計画へ定めるべき重要事項について

関東ブロック

神奈川県 横浜市

健康福祉局福祉保健課

1. 概要

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において、地域防災計画へ定める事項としている「避難支援等関係者となる者」、「避難行動要支援者に掲載する者の範囲」、「名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法」等の項目が地域防災計画、横浜市震災対策条例に明示されている。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

横浜市では、横浜市防災計画策定当初から災害時における要援護者情報の活用について記載していた。平時からの活用については、平成 19 年度から横浜市個人情報保護審議会の承認に基づき、同意方式によって自主防災組織等避難支援者に災害時要援護者情報の提供を行っていた。同意方式の運用の中で、同意率の低さや取組の地域差等の課題が明らかになり、さらなる情報提供について検討を行っていた。

(2) 取組の流れ

東日本大震災の教訓を踏まえた横浜市防災計画見直し検討の結果、横浜市防災計画（震災対策編）に、名簿作成に加え、平時からの名簿提供について位置付けた。

長年の課題であった、本人同意を前提としない情報提供（情報共有方式）の根拠規定を、横浜市震災対策条例に規定した。

(3) 取組のポイント

横浜市防災計画（震災対策編）、横浜市震災対策条例及び横浜市震災対策条例施行規則に、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」で、地域防災計画において定める必須事項とされている項目の一部を規定している。

【定めている項目】

- ・避難支援等関係者となる者
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・名簿の更新に関する事項
- ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

【具体的な規定】

別紙（p7）参照

(4) 今後の取組課題

現行の防災計画に名簿作成、情報提供等について明記したのは災害対策基本法の改正前であるため、防災計画上の在宅要援護者名簿が災害対策基本法第 49 条の 10 で規定する避難行動要支援者名簿であると位置付けるとともに、その他防災計画上に定める事項について今後精査する必要がある。

<連絡先>

神奈川県横浜市 健康福祉局福祉保健課 電話：045-671-3427 FAX：045-664-3622

別 紙

【横浜市防災計画（震災対策編）の記載内容（抜粋）】

避難行動要支援者名簿（防災計画には在宅要援護者名簿）の作成、更新に関する事項及び保管、提供のルールについては、次のとおり、定めています。

2 要援護者の事前対策

(2) 迅速な援護活動推進支援、体制づくり（本市の取組）

ア 要援護者情報の把握と提供

区長（福祉保健センター）は、震災時における要援護者の援護活動に活用するため、既存の資料を整理した在宅要援護者名簿を作成・保管します。

項目	目的	対象者	保管・開示	更新
在宅要援護者の名簿作成	震災時における、在宅要援護者対策の円滑な実施を目的	自力避難が困難な在宅の高齢者・障害者（※第2部第10章第2節「2対象者の範囲」参照）	名簿は、平常時はプライバシー保護のため区で保管し、震災時には、住民等に開示して区職員等と協力して活用する。	名簿は、適宜追加修正を行うとともに、年2回更新

イ 在宅要援護者名簿の提供

自主防災組織が、本市保有の在宅要援護者の個人情報（名簿）提供を希望する場合は、区役所との協定締結等の手続を踏まえて、在宅要援護者の個人情報（名簿）を提供します。

災害時要援護者の定義と避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとしています。

2 対象者の範囲

震災対策上対象とする要援護者の範囲は、自力避難が困難な、在宅の「高齢者、障害者等」及びこれに準じる避難支援が必要な人としています。

なお、市が作成する要援護者情報（在宅要援護者名簿）は、福祉制度等の本市のシステムを活用し、特に自力避難が困難と想定される対象者として、次の範囲で作成していきます。

区分	範囲
高齢者	在宅で、次の条件に該当する方 ①要介護3以上の方 ②要支援または要介護認定の一人暮らし高齢者、または、高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方 ③認知症高齢者
障害者	在宅で、次の条件に該当する方 ①自立支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者 ②視覚障害者、聴覚障害者及び移動困難な肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方 ③療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

【横浜市震災対策条例の規定】

災害時要援護者対策及びそのための災害時要援護者の個人情報提供については、横浜市震災対策条例第12条に規定しています。

(災害時要援護者対策)

第12条 市は、高齢者、障害者その他の地震が発生した場合の対応に困難を伴うことが予想される者（以下「災害時要援護者」という。）について、安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動が円滑に行われるよう必要な体制を整備するとともに、平素から地域の自主的な支え合いの取組を支援するものとする。

2 市長は、前項の取組を支援するため、災害時要援護者のうち規則で定める者に係る個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）について、自主防災組織及び規則で定めるものに対し、あらかじめ提供をすることができる。

3 市長は、個人情報については、あらかじめ当該災害時要援護者のうち規則で定める者が前項の提供を拒否する場合には、同項の規定にかかわらず、当該提供をすることができない。

4 市長は、個人情報については、第1項の取組を行うもの以外のものに提供してはならない。

5 第2項の規定により個人情報の提供を受けたものは、当該情報を第1項の取組以外の目的に利用してはならず、当該情報の漏えいを防止し、当該情報を規則で定めるところにより適正に取り扱わなければならない。

横浜市震災対策条例施行規則には、

○自主防災組織等に情報提供する災害時要援護者の範囲

○自主防災組織等に情報提供する個人情報の項目

○自主防災組織の他に情報提供できるもの

○提供を受けた個人情報の適切な取扱い（協定締結、管理者・取扱者の届け出等）

といった、情報提供の細目を規定しています。

災害時要援護者避難支援制度の取組と地域防災計画の改正

関東ブロック

神奈川県 川崎市

総務局危機管理室、健康福祉局地域福祉課

1. 概要

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において、地域防災計画へ定める事項としている「避難支援等関係者となる者」、「避難行動要支援者に掲載する者の範囲」、「避難支援等関係者の安全確保」等の項目を平成 25 年 10 月に改定した地域防災計画に定めている。

2. 具体的な取組内容

(1) 制度の概要

平成 16 年 7 月に発生した新潟・福島豪雨及び福井豪雨を契機として、川崎市では平成 19 年 12 月から「災害時要援護者避難支援制度」による取組を始めた。自主防災組織、町内会・自治会等の支援組織への個人情報提供の提供に同意いただいた方については、平常時から支援組織に名簿を提供し、発災時の情報提供や避難支援について日ごろから話し合っていた。また、災害時には、個人情報の提供に同意がない要介護度 3～5、身体障害者等級 1 級～3 級（内部障害等を除く。）の方を含めた名簿を避難所に配置し、安否確認に活用することとしている。

(2) 制度の位置づけ

平成 25 年 6 月 21 日に災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）が公布され、平成 26 年 4 月から同法に基づき避難行動要支援者の名簿を作成すること等とされた。また、平成 25 年 8 月に内閣府から公表された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「指針」という。）により、留意事項等が明らかにされた。本市の災害時要援護者避難支援対策は、地域防災計画及び川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき取り組んでいるが、これらの国の動きを受け、平成 25 年 10 月の地域防災計画（震災対策編）の改正の際に、地域防災計画で定めるとされた必須事項の反映等を行った。

(3) 地域防災計画及び要綱について

本市の地域防災計画（震災対策編）及び要綱の内容について、次の項目ごとに紹介する。

〈地域防災計画において定める必須事項〉

避難支援等関係者となる者

本市では、避難支援等関係者のことを、従来から「支援組織」の呼称を使用している。支援組織は、自主防災組織、町内会・自治会、民生委員としている。

市では、災害時要援護者に対し、行政機関と社会福祉機関、自主防災組織、消防団、自治会・町内会、地域住民及び企業等との協力・連携により、支援体制の整備を推進するものとする。

（地域防災計画（震災対策編） 第 2 部 予防計画 第 1 2 章 災害時要援護者対策 前文）

災害発生時に災害時要援護者を守るには、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、災害時要援護者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進する。

(略)

4 家庭や地域での防災対策の推進

また、日頃から、町内会・自治会、自主防災組織、地域住民、社会福祉機関等が相互に連携して、在宅の災害時要援護者に対する支援体制を確立する。

(地域防災計画(震災対策編) 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策
第2節 地域と連携した共助体制の確保)

災害時において、災害時要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、自主防災組織や地域住民等の協力、連携体制を平常時から確立する。

(地域防災計画(震災対策編) 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策
第3節 迅速な避難支援体制の整備)

(目的)

第1条 (略) 災害時要援護者名簿(以下「名簿」という。)をあらかじめ地域の支援組織に提供し、登録した災害時要援護者(以下「要援護者」という。)が迅速かつ的確に避難できるよう、地域における共助による避難支援体制作りを進める(略)

(支援組織)

第3条 この要綱において、支援組織とは、次のとおりとする。

(1) 町内会・自治会

(2) 自主防災組織

(3) 民生委員・児童委員

2 支援組織は、災害時に、名簿に登録された要援護者(以下「登録者」という。)に対し、地域で災害情報の伝達、安否確認及び避難支援等(以下「支援等」という。)を行うものとする。

3 支援組織は、平素から要援護者の状況の把握や支援者の確保など必要な体制の構築に努めるものとする。

(川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱)

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本市では、平常時から支援組織に個人情報の提供に同意をいただいた上で、制度に登録した方の名簿と、発災時に同意を得ていない方を含めた名簿を作成しており、それぞれの名簿に掲載する者の範囲は次のとおりである。

【平常時から支援組織に提供する名簿】

支援組織は、配布された名簿(略)、(を基に)円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。

(地域防災計画(震災対策編) 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策
第3節 迅速な避難支援体制の整備)

(登録対象者)

第2条 本制度に登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難が困難で、避難支援を受けるために、本市が保有する個人情報の目的外利用及び支援組織への提供について同意し、かつ、在宅で生活している者とする。

- (1) 高齢者
- (2) 障害者
- (3) その他支援を必要としている者

(川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱)

【発災時等に活用する名簿（名簿情報の提供に同意を得られない者を含む。）】

2 災害時要援護者情報の活用

区は、災害時要援護者避難支援制度の登録者と併せ要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～3級（内部障害等を除く。）の者の内、災害時要援護者避難支援制度未登録者について、次に掲げる情報を、福祉制度のシステム等から把握し、定期的にこれらに該当する者の情報を更新する。

(地域防災計画（震災対策編） 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策 第3節 迅速な避難支援体制の整備)

名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

平常時から支援組織に提供する名簿と発災時に使用する名簿それぞれについて定めている。

【平常時から支援組織に提供する名簿】

支援組織は、配布された名簿（略）、（を基に）円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。

(地域防災計画（震災対策編） 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策 第3節 迅速な避難支援体制の整備)

(登録の手続き等)

第4条 名簿への登録を希望する者は、災害時要援護者避難支援制度登録申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）により区長に申し込むものとする。

- 2 登録希望者が障害等により登録の手続きが困難な場合には、代理により申し込むことができるものとする。
- 3 登録希望者は、次条で定める登録情報の支援組織への提供について同意するものとする。
- 4 区長は、第1項の規定に基づく登録の申込が行われた場合、申込内容について審査し、速やかに名簿に登録するものとする。

(登録情報)

第5条 名簿に登録される登録情報は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号 (2) 氏名カナ (3) 氏名漢字 (4) 年齢 (5) 性別 (6) 住所 (7) 連絡先
- (8) 世帯状況 (9) 身体状況 (10) 介護保険要支援・要介護認定区分
- (11) 身体障害（障害等級・障害区分）(12) 知的障害（障害程度）(13) 精神障害（障害等級）

(川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱)

【発災時等に活用する名簿（名簿情報の提供に同意を得られない者を含む。）】

2 災害時要援護者情報の活用

区は、災害時要援護者避難支援制度の登録者と併せ要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～3級（内部障害等を除く。）の者の内、災害時要援護者避難支援制度未登録者について、次に掲げる情報を、福祉制度のシステム等から把握し、定期的にこれらに該当する者の情報を更新する。

（略）

- (1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所
 (5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする理由
 (7) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

（地域防災計画（震災対策編） 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策
 第3節 迅速な避難支援体制の整備）

名簿の更新に関する事項

平常時、発災時のそれぞれの名簿で更新の定めが異なる。

【平常時から支援組織に提供する名簿】

（登録内容の変更）

第6条 登録者は、登録申込時に自ら提供した情報について変更が生じた場合は、災害時要援護者避難支援制度登録内容変更・抹消届出書（第2号様式）により、速やかに区長に届け出るものとする。

2 区長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに名簿の登録内容（以下「名簿情報」という。）を変更するものとする。

3 区長は、名簿の登録項目に変更があったことを知った場合で、登録者から第1項の規定に基づく変更の申出がなされなかったときは、職権により名簿情報の変更をすることができるものとする。

（登録の抹消）

第10条 登録者は、登録情報の抹消を求める場合には、災害時要援護者避難支援制度登録内容変更・抹消届出書を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の届出があったときは、速やかに登録の抹消をするものとする。

3 区長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。

- (1) 登録者が死亡したとき。
 (2) 登録者が市外に転出したとき。
 (3) 登録者が第2条の要件に該当しなくなると認められるとき。

（川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱）

【発災時等に活用する名簿（名簿情報の提供に同意を得られない者を含む。）】

2 災害時要援護者情報の活用

区は、災害時要援護者避難支援制度の登録者と併せ要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～3級（内部障害等を除く。）の者の内、災害時要援護者避難支援制度未登録者について、次に掲げる情報を、福祉制度のシステム等から把握し、定期的にこれらに該当する者の情報を更新する。（略）

（地域防災計画（震災対策編） 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策 第3節 迅速な避難支援体制の整備）

名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

次の定めのほか、支援組織向けの手引きである「支援ガイド」に個人情報の管理について具体的な取扱いや注意点を記載している。

1 災害時要援護者避難支援制度

支援組織は、配布された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、平常時から災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。

（地域防災計画（震災対策編） 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策 第3節 迅速な避難支援体制の整備）

（名簿情報の保護）

第9条 支援組織は、第7条の規定により名簿の提供を受けたときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
- (2) 災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
- (3) 町内会・自治会、自主防災組織においては、原則として組織の代表者が名簿を管理すること。
- (4) 名簿は原則として複写しないこと。
- (5) 支援組織において、組織の代表者以外の者が支援者となる場合は、当該支援者が受け持つ要援護者に係る情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。

2 支援組織は、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに区長に報告しなければならない。

3 区長は、支援組織に名簿情報の保護に関して、必要に応じ指示又は調査を行うことができる。

（川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱）

（市の責務）

第11条 市は、この要綱に基づき実施される災害時要援護者避難支援制度について、次の事項について配慮しなければならない。

- (2) 地域の支援組織の支援体制構築に当たっての指導・助言など、必要な支援を実施すること。

（川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱）

要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

3 災害時における情報伝達体制の整備

市は、災害時要援護者や避難支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM（かわさきFM）、防災行政無線、Twitter等を活用する。

(地域防災計画（震災対策編） 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策
第3節 迅速な避難支援体制の整備)

避難支援等関係者の安全確保

1 災害時要援護者避難支援制度

(略) また、災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

(地域防災計画（震災対策編） 第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策
第3節 迅速な避難支援体制の整備)

(4) 今後の取組課題

上記の内容は、地域防災計画の震災対策編に記載されているものになるが、今後、風水害編及び都市災害対策編の改定の機会に、必要な見直しを行っていく予定である。

<連絡先>

神奈川県川崎市 総務局危機管理室 電話：044-200-2795 FAX：044-200-3972
健康福祉局地域福祉課 電話：044-200-2926 FAX：044-200-3637

参考HP：<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-26-0-0-0-0-0-0-0.html>

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-24-3-9-0-0-0-0-0.html>

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

災害時要援護者支援条例の制定と市の取組について

近畿ブロック

兵庫県 神戸市

危機管理室地域安全推進担当課

1. 概要

- 支援者の意識啓発を狙い、意識レベルに応じて3段階の資料を使い分けた周知活動を実施している。
- 平常時・災害時ともに様々な支援活動があるため、支援団体は地域の実情に応じて対応してもらおう。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組の経緯

地域での共助の要援護者支援の取り組みは、平成18年から開始。各地域で取り組みを進める中、平成25年4月より、災害時要援護者支援条例を施行。

(2) 推進体制

<庁内>

災害対応全般を所管する危機管理室と、高齢者・障害者等を所管する保健福祉局を全体の調整役として、庁内の関係部署（上記2者のほか、市民参画推進局（個人情報担当、自治会・NPO等担当）、こども家庭局、区役所（9区）、消防局（10消防署含む））が役割分担のもと、取り組みを推進。

<地域>

条例に列挙した団体（防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民児協、消防団、地域自立支援協議会）のほか、市長が認める団体（審査基準有）として、婦人団体協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、まちづくり協議会等を支援団体として認定。

(3) 取組の流れ

取り組みを希望する支援団体と、個人情報の取り扱いに関する協定を締結。市が要援護者から同意取得して、要援護者名簿を支援団体に提供（地域独自の情報収集も有）。支援団体は、地域の実情にあった活動を実施。

(4) 取組のポイント・工夫

条例に基づき、地域が実践するうえで、具体的な手順等を定めたガイドラインを25年8月に作成。市民向けとして、地域の実情に応じて段階的に取り組むことができるよう、3種類の啓発冊子も併せて作成。作成にあたっては、「案」として地域団体等に提示し、意見を伺いながら完成させた。

支援計画等の様式は参考例とするなど、支援団体が弾力的に取り組めるよう対応。また、支援活動は、平常時・災害時ともに様々な活動があるため、地域の実情に応じて対応してもらおう。

※平常時の活動例・・・日常時の声かけ、訓練参加への働きかけ、要援護者の把握、支援計画の作成

<連絡先>

兵庫県神戸市 危機管理室地域安全推進担当課 電話：078-322-6238 FAX：078-322-6031

仙台市の防災対策～「自助・共助」と「公助」の協働による減災を目指して～

東北ブロック

宮城県 仙台市

健康福祉局総務課

1. 概要

- 町内会・自主防災組織等で取り組むための「災害時要援護者支援の手引き」や、「災害時要援護者支援の進め方」を地域団体等に提供している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

国の避難支援ガイドラインなどを受け、平成20年に「地域で備える災害時要援護者支援の手引き」を作成し、地域の関係団体を中心に災害時要援護者の支援体制づくりを働きかけてきていたが、要援護者の対象範囲の明確化や、支援を行っていく地域団体内・間での要援護者情報の把握・共有の仕組みづくり等が課題となっていたことから、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年度3月に、「災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を策定し、また、地域における災害時要援護者の把握のための一助として登録制度を導入した。

同年12月より地域団体等（町内会、民生委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター）に対し、登録制度に基づき災害時要援護者の情報提供を始めている。しかしながら、市内の町内会の約86%が要援護者リストを受領しているものの、取り組みの進め方に関する相談が多かったことから、具体的な進め方やヒントを記した「災害時要援護者支援の進め方」を作成し、リストの提供先に配布をしている。

(2) 推進体制

地域における要援護者支援の取り組みが円滑に進むよう、各地域の取組状況の把握に努めながら、登録されている要援護者の情報提供窓口である区役所や消防局、健康福祉局が連携して地域からの相談対応や、取り組み事例等の参考となる情報の提供、防災訓練などを通じた支援を行うとともに、地域の人材育成として、地域防災リーダーの育成を進める。

(3) 取組のポイント

災害時要援護者支援の取り組みを進めるためには、地域住民の意識の違いやマンパワー不足など様々な課題があることから、地域の実情に合わせてできるところから手がけていくといった視点で取り組むこと、また、要援護者の所在を確認するだけでなく、いざというときに適切な支援を行うためにも、日頃の見守り活動等を通じて顔の見える関係づくりを進めるよう、機会を捉えて引き続き地域団体等に働きかけていく。

<連絡先>

宮城県仙台市 健康福祉局総務課 電話：022-214-8184 FAX：022-268-2937
消防局防災企画課 電話：022-214-3108 FAX：022-234-1119

参考 HP：<https://www.city.sendai.jp/kurashi/shobo/bosai/0029.html>

「災害時助け合いシステム」を通じた災害時要援護者対策の充実について

関東ブロック

東京都 品川区

防災まちづくり事業部防災課

1. 概要

- 区では、平成 15 年度から「災害時要援護者名簿」を整備している。平成 22 年 3 月に「災害時要援護者の安全確保に関する要綱」を制定し、災害時要援護者支援を充実させる仕組みとして「災害時助け合いシステム」を構築している。
- 「災害時助け合いシステム」では、要援護者名簿の登録に連動し、区役所、警察・消防署、各地域の防災区民組織等が協力して災害時要援護者を支援する取り組み（避難誘導ワークショップ、防災アドバイザー研修、個別支援計画策定、防災訓練等）を進めている。

2. 具体的な取組内容

(1) 災害時要援護者の安全確保に関する要綱の制定

区として災害時要援護者対策に関する明確な方針を定めるため、平成 22 年 3 月に「災害時要援護者の安全確保に関する要綱」を制定した。個別支援計画の策定を目標としており、モデル町会や自治会を選定して計画の策定を進めている。

(2) 災害時要援護者名簿登録・更新の流れ

災害時助け合いシステムを活用した災害時要援護者名簿登録の流れを以下に示す。

調査時期：毎年 2 月～3 月にかけて実施

登録方法：登録意向調査票を送付し、登録希望の返信があった方を登録（手挙げ方式）

- ①前回の調査以降、新たに要介護認定もしくは、身体障害者手帳を交付された方で、要綱第 4 条に該当する方
- ②過去に「登録希望なし」で、5 年を経過した方への再調査
- ③登録後 5 年を経過した方への登録情報更新調査

(3) 取組のポイント

災害時要援護者名簿登録後に以下の内容について呼びかけている。

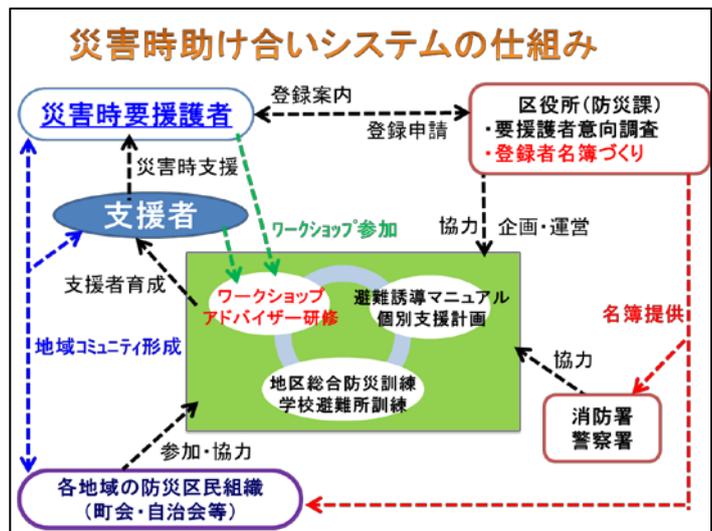
- ・身近な人と、災害時にどのような避難行動をとるか話し合う
- ・日ごろからのご近所づきあい
- ・町会加入への呼びかけ
- ・家具の転倒防止
- ・簡易トイレや食糧・水の備蓄（3 日分が目安）など

大切なことは平常時からの
 ○地域とのコミュニケーション（共助）
 ○災害時の備え（自助）

上記以外にも、災害時要援護者への支援を充実するための取り組みとして、「災害時要援護者避難誘導ワークショップ」、「防災アドバイザー研修」、「防災アドバイザーステップアップ研修」等を企画している。

(4) 今後の取組課題

- ・個別支援計画の策定
- ・ワークショップの開催
- ・在宅避難をしている災害時要援護者への支援方法
- ・要援護者名簿登録者の訓練への参加
- ・関係部署との連携（支援者の確保、支援対象の拡大）



<連絡先>

東京都品川区 防災まちづくり事業部防災課 電話：03-5742-6696 FAX：03-3777-1181

久喜市要援護者見守り支援事業の取組		
関東ブロック	埼玉県 久喜市	社会福祉課
<p>1. 概要</p> <p>○ 要援護者名簿（要援護者見守り支援登録台帳）の提供にあたっては、地域の支援者と個人情報の取り扱いに関する覚書を締結している。また、年1回これらの関係者を集めた合同説明会（研修）を開催している。</p>		
<p>2. 具体的な取組内容</p> <p>(1) 取組のきっかけ</p> <p>久喜市では、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、日中・夜間独居世帯などを対象に、主に平常時の見守りを行う「高齢者見守り安心ネットワーク事業」と、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの災害時要援護者を支援する「災害時要援護者事業」を実施していた。</p> <p>しかしながら、民生委員・児童委員、区長、自主防災組織の代表者による合同会議において、多くの方からこれら2つの事業を別々に行うことに疑問の声が上がり、平成20年度、高齢者見守り安心ネットワーク事業と災害時要援護者事業を統合し、平常時の見守りと災害時の安否確認等を併せて行う新たな体制として『要援護者見守り支援事業』を開始した。</p> <p>(2) 推進体制</p> <p>要援護者見守り支援登録台帳を地域の支援者となる民生委員・児童委員、区長、自主防災組織に提供している。民生委員・児童委員、区長、自主防災組織には、それぞれ定期的に登録者宅を訪問していただき、平常時の見守りを行っていただいている。また、訪問時には、登録情報の内容を確認していただき、変更等がある場合には速やかに市へ連絡をいただき、登録情報の更新を行っている。</p> <p>(3) 取組の流れ</p> <p>久喜市においては、「手上げ方式」「同意方式」「関係機関共有方式」により災害時要援護者の情報収集を行っており、「手上げ方式」「同意方式」で本人同意により登録された方については、要援護者見守り支援登録台帳に掲載し、平常時から地域の支援者に情報提供を行っている。また、「関係機関共有方式」により情報収集した災害時要援護者についても有事の際には地域の支援者に情報提供を行う。</p> <p>(4) 取組のポイント</p> <p>要援護者見守り支援登録台帳の提供にあたっては、個人情報の管理と秘密保持を図るため、「久喜市要援護者見守り支援事業に関する覚書」を締結している。また、毎年1回、各地域において、民生委員・児童委員、区長、自主防災組織代表者による合同会議を開催し、台帳の更新を行うとともに、プライバシーの尊重や情報管理の周知徹底を図るための研修を実施している。</p> <p>(5) 今後の取組課題</p> <p>登録者の多い地区では民生委員・児童委員、区長、自主防災組織だけでは登録者全員の安否確認・避難支援を行うことが難しい。そこで、近隣住民など普段から交流のある身近な支援者が必要であるが、地域の連帯感や近所付き合いが希薄な地域では身近な支援者を持たない登録者が増えている。また、有事の際、台帳に登録されていない災害時要援護者の情報を地域の支援者に速やかに提供する手段が課題となっている。</p>		
<p><連絡先></p> <p>埼玉県久喜市 社会福祉課 電話：0480-22-1111 FAX：0480-23-0699</p> <p>参考HP： http://www.city.kuki.lg.jp/kurashi/shakai-fukushi/shakai-fukushi/youengosha/mimamorishien.html</p>		

外部センターと自庁センターを、ひとつの仮想空間とした IT-BCP の推進

関東ブロック

東京都 町田市

総務部 情報システム課

1. 概要

- 従前の業務システムを維持した上で、サーバ統合・仮想化など基盤の刷新を行うとともに、システムの多重化を実現した。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

築後 40 年を経過した旧本庁舎と周辺 5 庁舎を 2012 年に統合・移転するとした。また、業務システムも、複雑に絡む仕組みは古いままであった。新庁舎移転を機に情報システムを刷新し、全庁で既存システムの総コストを 50% に削減し、新庁舎のネットワーク構築や、新たな制度の ICT 化に必要な経費を捻出することとした。

(2) 推進体制

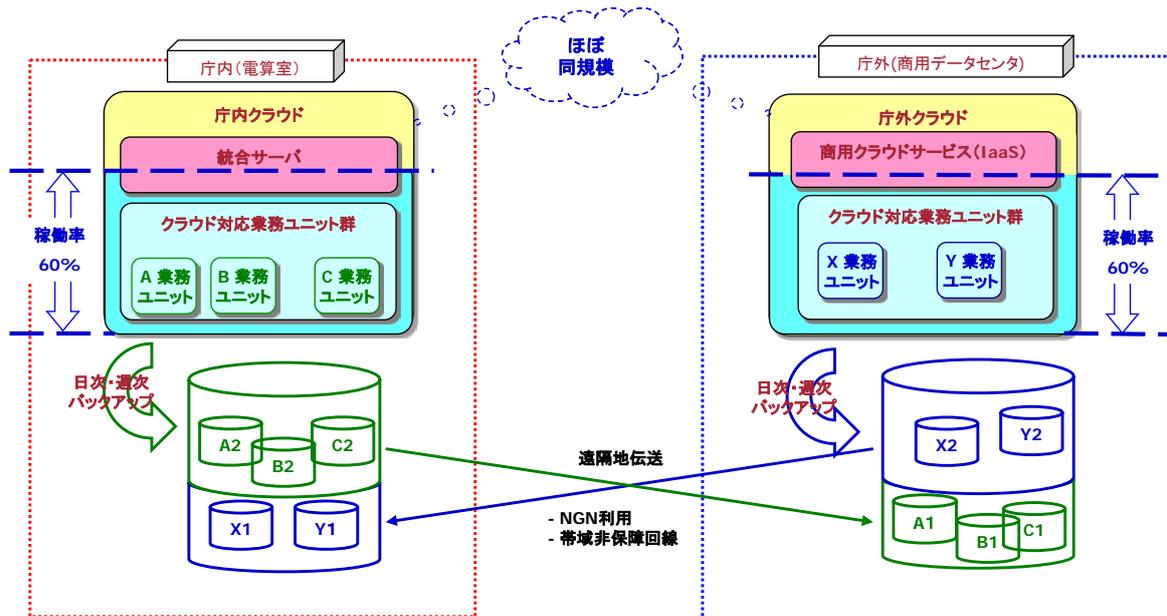
2009 年 4 月に民間から情報システム担当部長を採用し、上述の情報システム刷新と、人材の育成を託した。業務システムは従前のままとし、サーバ統合・仮想化/ネットワーク再構築/シンクライアント化/業務システム間連携方法の標準化(地域情報 PF 準拠)など基盤の刷新を、情報システム課が主体に具体化し、全庁組織の情報化推進本部に諮り、全庁の理解を得た。刷新の方向付けは当時取引のあった全ベンダにお知らせすることで、より合理的な実現方法のご提案をお願いした。

(3) 取組の流れ

新庁舎移転は半年掛かると想定した。新旧何れの庁舎からも業務遂行が必要で、システム自身が移動中も稼働を要す。このため、新・旧庁舎内の物理サーバ群とは別に外部センターを借り、3 拠点を持つ仮想空間とし、業務の半分は外部に置いた。移動対象の物理サーバの業務システムは一時的に外部センターに移しサービス提供する。当該物理サーバを新庁舎に移し、仮想空間への組入れが成功したことを確認して、外部センターに退避していた業務システムを戻す。これを業務システム単位で繰り返すことで、事実上システム停止なしに移転が完了した。

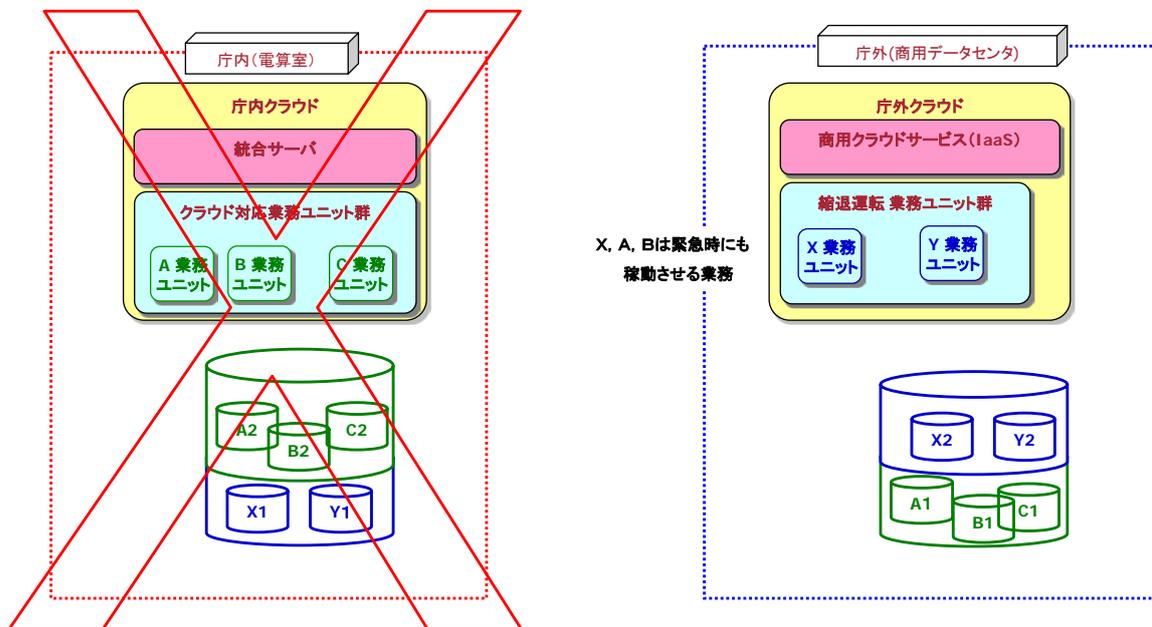
(4) 取組のポイント

本取組により、既往の磁気テープに上げたバックアップ・データの別地保管に加え、システムの多重化による災害リスクの軽減を図ることが可能となった。新庁舎の仮想サーバで動く業務システムのデータはもちろんシステム本体も定期的にバックアップし、廉価な回線 (NGN) を使って外部センターに送る。外部センターで動く業務システムは逆の方法で、新庁舎に送る仕組みとなっている。



庁内・庁外クラウドを使った多拠点運営/IT-BCP 対策

新庁舎あるいは外部センターが壊滅的に倒壊しても、反対側で稼働できる。災害時には、庁外サーバを活用し、緊急性の低い業務は停止させ、緊急性の高い業務システムを立ち上げることが可能となる。また、2013年度末には電気系の法定点検と併せて、外部センターを使った非常稼働の訓練を実施し、災害時等の非常事態に備えている。



ディザスタ発生 (片側のクラウドに致命傷、反対側で縮退運転)

移転の円滑推進の目的で決めた外部センターと自庁センターを、ひとつの仮想空間とすることで、IT-BCPの基盤ができた。両データセンター間を定常的にデータとシステムのバックアップサイトとして使えば災害時にも最低限の業務が運転可能となる。

(5) 今後の取組課題

庁内・外部のセンターを使って業務システムの縮退運転が特段の出費なく実現できると実証した。今後、大災害の発生場面で業務端末をどう繋ぐか、避難所ほかで必要となる個人のデータ(家族構成、年齢、性別、電話番号・メールアドレス、持ち家、病歴、常備薬、現在被災地など)が、緊急時に収集できる仕組みが必要と考える。

<連絡先>

東京都町田市 総務部 情報システム課 電話：042-724-4432 FAX：050-3085-5177

(3) 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

災害時要援護者に係る防災マニュアル策定等の様々な避難行動要支援者対策について

中部ブロック

静岡県 藤枝市

健康福祉部福祉政策課

1. 概要

- 市が掲げる『高齢者や障害者に優しい防災対策』の一つであり、自助の力を可能な限り高めることを目標とし、要援護者本人用マニュアル、支援者用マニュアルの2種類のマニュアルを作成した。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

市長マニフェストである『高齢者や障害者に優しい防災対策』のひとつとして具体化したものである。

(2) 取組の流れ

マニュアル作成にあたり、健康福祉部内の関係6課と危機管理課、河川課で構成する『マニュアル作成チーム』を設置し、作成した。

(3) 取組のポイント

『自助』の力を最大限に発揮するため、『見やすい、わかりやすい』を主眼に、可能な限り、自力での安全確保に努めるための指針として作成した。

要援護者本人用マニュアルでは、自身の特徴に応じた、非常持出品、自分でできること、人をお願いすることを掲載した。また、支援者用マニュアルでは、要援護者のタイプごとの特徴を示し、情報伝達時の配慮事項、避難誘導時の留意点、避難所での留意点などについて掲載した。

<災害時要援護者のための防災マニュアル（要援護者本人用）のポイント>

- ・ 高齢者や障害者など、ご自身の特徴に応じた非常持出品の掲載
- ・ ご自身の特徴に応じた「自分でできること」「人をお願いすること」の掲載
- ・ 「生活不活発病」を予防するためのチェックリストの掲載
- ・ 地震災害だけでなくゲリラ豪雨等水害、土砂災害への注意事項を掲載



<災害時要援護者支援用防災マニュアル（支援者用）のポイント>

- ・ 災害時要援護者のタイプごとの特徴、情報伝達の配慮事項、避難誘導時の留意点、避難所での留意点を掲載
- ・ 避難所生活での注意事項として、生活不活発病予防のためのチェックリストを掲載
- ・ 高齢者や障害者など、要援護者の特徴に応じた非常持出品の掲載



(4) 今後の取組課題

防災マニュアルの配布とあわせ、避難行動要支援者のさらなる掘り起こしが必要である。

<連絡先>

静岡県藤枝市 健康福祉部福祉政策課 電話：054-643-3148 FAX：054-644-2941

各種防災訓練を通じた避難行動要支援者対策に関する宇城市の取組について

九州ブロック

熊本県 宇城市

総務部危機管理課

1. 概要

- 災害時避難行動要支援者登録者に対して「高」、「中」の優先度を設け、優先度に応じた支援について訓練等を通じて検討を進めている。
- 災害時要支援者の安否確認訓練を全自治会で実施している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

平成 17 年 1 月に 5 町が合併し、誕生した市であり、合併以前から一部の町で消防団を中心に実施していた要支援者宅訪問活動を平成 20 年の台帳整備に伴い全地区で総合防災訓練の一環として、地域防災の担い手である囑託員・民生委員・消防団員合同で安否確認訓練を実施している。

(2) 推進体制

囑託員・民生委員・消防団に安否確認訓練の必要性や訓練要領などを各団体及び地域ごとに説明し、訓練を実施している。3 団体合同での訓練のため、団体ごとの担当区域が異なるなど事前調整が必要のため、訓練責任者を消防団が担当し、事前に集合時間や場所などを調整する。訪問順路などについては、民生委員や囑託員が要支援者宅を熟知しているため、効率的な訪問を検討する。

(3) 取組の流れ

安否確認訓練は、早朝より囑託員・民生委員・消防団で災害時避難行動要支援者登録者のうち優先度「高」及び「中」の居宅を 3 団体合同で徒歩または車両により訪問し、面接ができる要支援者に対しては、現在の状況及び災害時に必要とする対応要領（例：救急車、一般車両、担架、団員等）を把握し、台帳に記載する。また、住宅用火災警報器の設置状況を確認する。

(4) 取組のポイント

要支援者台帳は、本人の同意を得て囑託員・民生委員・消防団に配布しているが、台帳によって要支援者を把握するだけではなく、各団体が合同で居宅を訪問しておくことにより、災害発生（の恐れ）があるときに、より迅速かつ適正な対応ができるものとする。また、消防団については、台帳紛失などにより個人情報漏えいを防ぐため、訓練終了後に台帳を回収している。

(5) 今後の取組課題

災害時に要支援者対応を地域が担うとの考えのもと本訓練を実施しているが、本来地域防災の担い手である自主防災組織の結成状況が低調である。今後は、自主防災組織の結成に取り組む必要がある。また、要支援者が避難した場合、受け入れ先である福祉避難所の指定が十分に確保できていない状況にあるため、福祉避難所として老人介護施設などとの協定を進める必要がある。

<連絡先>

熊本県宇城市 総務部危機管理課 電話：0964-32-1766 FAX：0964-32-0110

杉並区における災害時要援護者支援の取組

～「地域のたすけあいネットワーク」制度による名簿の活用を中心に～

関東ブロック

東京都 杉並区

保健福祉部管理課

1. 概要

- 行政が把握している要介護認定及び障害認定の情報を基に「災害時要援護者名簿（原簿）」を作成している。この原簿は発災時に警察・消防・震災救援所に提供し安否確認ならびに人命救助に活用する。
- 「災害時要援護者名簿（原簿）」登載者に対して「地域のたすけあいネットワーク」制度(手上げ方式)の案内並びに登録勧奨を個別通知している。未登録者に対しては毎年登録勧奨を行う。
- 「地域のたすけあいネットワーク」登録申請者については、民生委員等が個別訪問の上「個別避難支援プラン」を作成し、この情報を反映した「地域のたすけあいネットワーク登録者名簿(台帳)」を、消防署、消防分団、警察署、震災救援所連絡会に提供している。震災救援所においてはこの台帳を活用して避難支援計画の作成、訓練等に活用し発災時の安否確認・避難支援等に備えている。
※台帳の作成にかかる個人情報の収集ならびに外部提供に関しては、杉並区個人情報保護審議会の承認を得ており、個別の登録時に本人同意を得ている。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

平成7年阪神淡路大震災の後平成12年「地域のたすけあいネットワーク」制度が発足した。

平成17年にはゲリラ豪雨による水害を経験し、より積極的な要援護者把握のために平成19年度から「地域のたすけあいネットワーク」制度の案内及び個別登録勧奨を行う態勢とした。

(平成25年12月現在登録者数：8,054名)

(2)推進体制

区：①「地域のたすけあいネットワーク」制度・関係施策の周知を図るとともに個別に登録勧奨を行い、登録者の増加を図っている。

②登録者情報を定期的に更新し、これを反映させた台帳を関係機関に提供している。

③平成24年度に地域の要援護者支援の関係団体から成る災害時要援護者対策協議会を設置し、地域一体となった支援体制の構築に向けてご意見をいただいている。

民生児童委員：

各担当地域の登録者について「個別避難支援プラン」の作成及び更新を行っている。また、日常の民生委員活動で、関係施策の紹介や登録が必要と思われる方への登録勧奨等を行っている。

震災救援所運営連絡会：

平常時には、震災救援所運営連絡会を開き避難支援計画の作成、発災を想定した訓練等を実施する。また、発災時の安否確認、救助・搬送、避難生活の支援等にむけて平常時から地域の関係団体との連絡や協力関係づくりに取り組むこととしている。

(3)取組の流れ

①要介護認定や障害認定を受けている方を登載した「災害時要援護者名簿（原簿）」を作成している。この原簿登載者に対し「地域のたすけあいネットワーク」制度(手上げ方式)への登録申請を個別に勧奨する。(未登録者には毎年1回程度個別勧奨を行う。)

※原簿の登載対象：介護保険認定者（要介護1～5）、身体障害者手帳所持者（1～3級）、愛の手帳所持者（1～3度）、精神障害者保健福祉手帳所持者（1～3級）、難病患者

※「地域のたすけあいネットワーク」の登録対象：原簿登載対象及び希望する区民

②「地域のたすけあいネットワーク」登録申請者については、「登録者台帳」を作成するとともに民生児童委員などが個別に自宅を訪問して「個別避難支援プラン」を作成する。

- ③「個別避難支援プラン」の情報を反映させた「登録者台帳」を定期的に震災救援所運営連絡会、民生児童委員、警察署、消防署、消防団分団に配布する。
- ④各震災救援所では、避難支援計画を作成するとともに安否確認ルートやマップ作成、発災時の支援活動のシミュレーション及び訓練を行う。また、発災時には、各震災救援所が安否確認、避難行動支援、救助・搬送、救援所や在宅での避難生活者の支援を行う。
- ⑤登録者以外を含む災害時要援護者原簿は、発災時に、震災救援所運営連絡会、警察署・消防署・消防団分団に提供する。

(4)取組のポイント

- ①「地域のたすけあいネットワーク登録者名簿(台帳)」の作成及び平常時の外部提供については、登録時に本人同意を得て行うことを杉並区個人情報保護審議会で承認されている。
- ②「個別避難支援プラン」の作成にあたっては、民生委員が中心となるが、要援護者の心身状態によって担当している介護支援専門員等専門職の方が作成する仕組みとしている。
- ③要援護者の個人情報を適切に取り扱うため、震災救援所運営連絡会（町会・自治会・商店会などの地域団体で構成）の委員は、区が（社会福祉協議会に委託して）実施している**個人情報保護研修の受講を前提条件**として「地域のたすけあいネットワーク登録者名簿(台帳)」の閲覧が可能となる仕組みとしている。

(5)今後の取組課題

- ①安否確認などで先進的に取組んでいる震災救援所の事例について、震災救援所会長・所長会などを通じて積極的に紹介したり交流する機会を設け、区内全域での対応力を高めていく。
- ②一般区民に災害時要援護者支援の取り組みを周知し、発災時の支援者の確保につなげる。
- ③安否確認や避難支援における震災救援所や地域の関係団体、民間事業者等との連携体制の構築を進める。

<連絡先>

東京都杉並区 保健福祉部管理課地域福祉係 電話：03-3312-2111 FAX：03-3312-2197

災害に強い情報連携システム構築事業(平成 24 年度～平成 26 年度)

東北ブロック

宮城県 色麻町

企画・情報課

1. 概要

- 現在、町内の有線放送(アナログ放送)を活用して情報の伝達を行っている。平成 26 年までに地域 WiMAX 網を整備し、各家庭に I P 告知端末を配布する予定である。各行政区長から各行政区民に対する情報の伝達も可能。また、要援護者避難所等に再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電 20KW・蓄電池 16KWh)を導入。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

色麻町では、有線放送(アナログ放送)を活用して災害情報関連情報等を住民へ伝達していましたが、機器の老朽化が著しく、また、故障時の部品等の調達などが困難な状況にあります。

また、総務省では、既存のアナログ方式の防災無線システムの高度化と電波の有効利用を図るために、できるだけ早期に市町村防災行政無線のデジタル化を促進しており、色麻町では新たなシステム構築に取り組むことといたしました。

(2)推進体制

地域防災計画(平成 25 年度改定)の推進体制を整えている。なお、情報等の配信については、新たに企画・情報課(平成 26 年度)を設置し、運営・管理に当たる。

※供用開始：平成 27 年 4 月 1 日(予定)

(3)取組の流れ

平成 24 年度から地域 WiMAX 網(自営網)を整備し、平成 25 年度から平成 26 年度に災害対策本部(庁舎内)・特定避難所・要援護者避難所等にタブレット及び I P 告知端末、また、全世帯には I P 告知端末を設置し、災害時における情報配信等を行う予定で整備している。

また、平成 25 年度に災害時の電源確保のため、災害対策本部(庁舎内)・要援護者避難所に再生可能エネルギー設備(太陽光発電)を導入した。

(4)取組のポイント

東日本大震災(3. 1 1)を教訓に、民間通信網(NTT 等)が途絶しても、町独自の通信網(地域 WiMAX)を通じて、公共施設(避難所等)や住民等が所有している携帯電話・スマートホン・タブレット・PC 等に情報を伝達する仕組みを構築している。なお、WEB サイト(サーバー)は、庁舎内に構築しており、地域 WiMAX 網(自営網)を通じて、災害情報・伝言板等が閲覧できる。また、停電時における施設運営のための電力確保を図る。

上記のような通信網の強化により災害時における住民への町からの情報伝達がより迅速、確実に可能となると考えている。特に災害時要援護者のように、より迅速な情報伝達が必要となり、また複数の手段による情報伝達が有効な住民への効果は大きいと考えている。今後は、災害時要援護者への情報伝達等に向けて I P カメラを活用した映像配信及び地図による非難誘導等の対策を進めることを検討している。

(5)今後の取組課題

災害時だけでなく、平時での活用を促進する。

<連絡先>

宮城県色麻町 企画・情報課 電話：0229-65-2111 FAX：0229-65-2685

事業者が保有する情報による安否確認と市との連携による効率化

近畿ブロック

兵庫県 西宮市

防災計画総務課

1. 概要

- 避難支援に対し、在宅者安否のルールを定めている。
- ローラー作戦までに介護・看護事業者のBCPとして、自分の利用者を確認し、市の情報と照合することで、期間の大幅短縮と関連死の減少を目指す

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

本市では災害時要援護者対策を①避難支援、②避難後支援、③避難しない方の対策、を軸に進めている。このうち③について、大災害後の在宅療養者のローラー作戦は、阪神・淡路、東日本とも災害医療チームなどの派遣がされ、避難所巡回などに引き続いて個別調査が行われていたため、安否確認まで概ね3週～1ヶ月後に行われており、ケアが必要な方の抽出と対応が遅れる懸念がある。

しかし、事業者が事業継続の観点から自発的に安否確認を行うと、安否確認までの時間と個別調査に係る人員を大幅に減らすことが期待できる。また、サービス利用者に早期から従前のサービスを提供できることで、東日本大震災でも課題となったボランティアによるケアへの依存により利用者が本来の介護制度の利用に戻らなくなり、事業の再開が困難になるといった問題も起こりにくい。

このことは、本市が訪問看護事業者の災害対策に関わる中で、災害後の速やかな安否確認が事業再開に必須であり、関連死予防につながるとの考えに至り、要援護者の保護と事業者の事業継続を同列に考え取り組むこととしたもの。

(2) 取組の流れ

通常時の取組は以下のとおり

- ・ 防災部局から福祉部局にレクを行い、趣旨を説明
- ・ 福祉部局は、ケアマネジャーや事業者に事業継続の観点も含め災害時に安否確認を行うよう周知
- ・ 不明者の照会に応じられるよう、避難先情報との突合ができるようシステムの整備
- ・ 事業者が利用者情報をもとに、安否確認表の準備など避難予定先等の把握に努める
- ・ ケアマネジャーはケアプラン作成にあわせ、同様の準備を行う
- ・ 防災部局と福祉部局は事業者や団体への研修の場を活用し、啓発を続ける

大規模災害時の安否確認の流れは次の形が望ましい

- ・ 災対福祉局は各事業者を利用者の安否確認を行うよう指示する
- ・ 各事業者は事業継続の観点からも早急に安否確認を行う
- ・ 各事業者は確認内容を市に報告するとともに、把握できていない情報を求める
- ・ 市は事業者の把握していない利用者情報を伝えることで、福祉サービスの早期復旧に努める
- ・ 数日経って確認できない部分は個別に調査する

(3) 取組のポイント

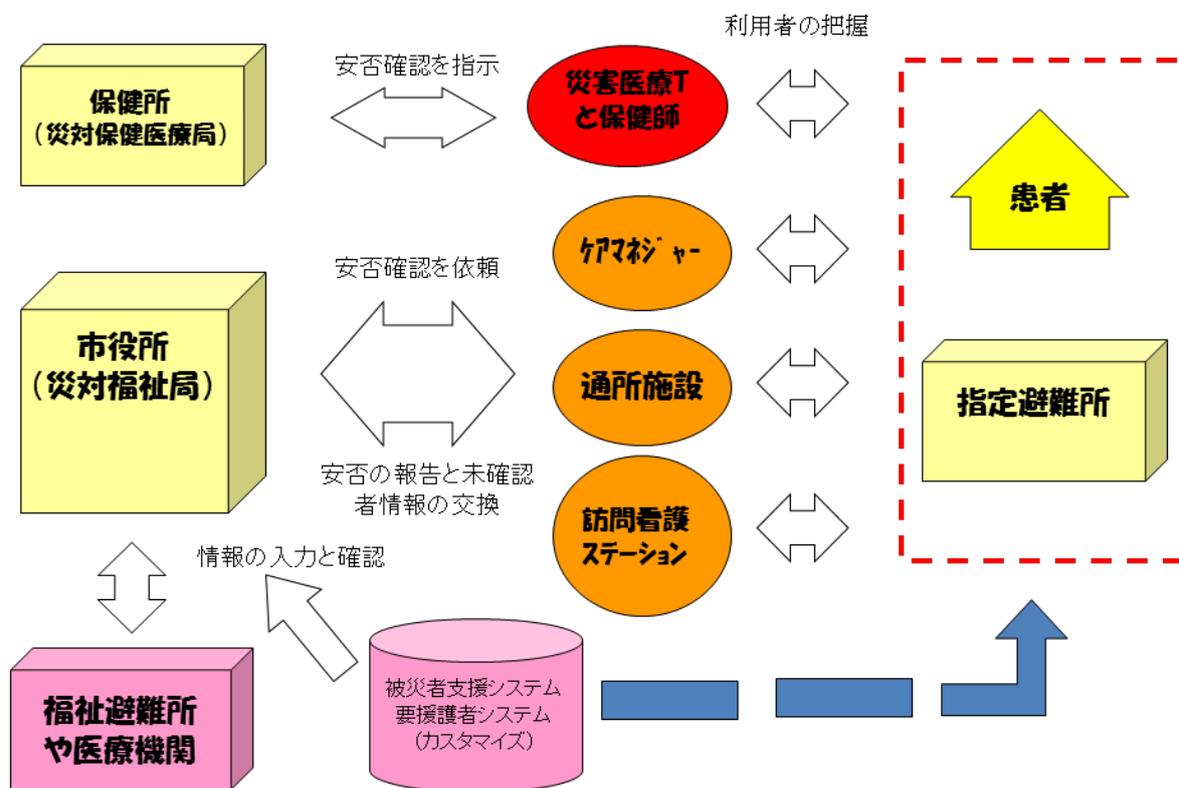
事業者が利用者の把握を行うことをルール化する。

- ① 平常時は、通常のリスト管理の中で、安否確認表の整理等をお願いします。
- ② 災害時には、安否情報を市に報告し、不明なところは市の情報とつき合わせることで、要援護者の安全を確保するとともに速やかな業務の継続を行う福祉部局の各担当課が対象となる事業者に対し説明し働きかけを行う。

(4) 今後の取組課題

- ・ 利用者の安否確認を行わないと事業の継続ができないということの気づきをさせることと、行政が把握している避難先の情報を返す仕組みを作り、お互いが同じ認識を持つておくこと
- ・ このため、毎年度当初に事業者に対し、安否確認表の雛形を添え文書で通知を行うことによるルールの浸透と常識化

事業所等による安否確認 取り組みのイメージ



<連絡先>

兵庫県西宮市 災害避難支援課 電話：0798-35-3599 FAX：0798-36-1990

避難行動要支援者(災害時要援護者)の個別対応体制の充実

九州ブロック

福岡県 久留米市

都市建設部防災対策課

1. 概要

- 名簿を活用した居住分布図および避難ルートなどを検討するワークショップを校区単位で実施している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組みのきっかけ

平成 22 年 8 月に久留米市災害時要援護者支援プランを策定し、各校区単位で災害時要援護者名簿作成の取組みを開始し、名簿作成後における要援護者支援体制の検討を行っていたところ、福岡県事業にて、要援護者名簿情報や地図を活用し、地域住民で支援体制の充実を検討していく災害時要援護者支援事業が実施されることとなり、久留米市での実施を希望したところ採択されたため、1つの校区をモデル校区として事業を実施した。

事業内容は、名簿情報を地図上に落とし込み、要援護者の居住分布をもとに安全な避難ルートを地域住民自身が検討を行っていくワークショップ形式で実施され、名簿だけでは分かりづらい要援護者の居住地や周辺の道路状況が一目で分かるようになるなど、非常に有効であると考えており、現在、本取組みを市内全校区で進めている。

(2) 推進体制

市(地域福祉課・防災対策課)が各校区コミュニティ組織へ呼びかけ、校区が希望する日時において、ワークショップを実施。講師は、市職員(地域福祉課・防災対策課)が行い、参加者は要援護者を支援する地域協力者(校区コミュニティ組織の役員や自治会長、民生委員、消防団、自主防災組織役員等)で、居住エリア毎(自治会エリア等)に班分けをし、エリアに居住している要援護者名簿をもとに、ワークショップを進めている。

(3) 取組みの流れ

- ① 居住エリアの地図と災害時要援護者名簿、ハザードマップ等を準備
- ② 地図上に災害時要援護者及び地域協力者の居住地に印をつける。
- ③ ハザードマップや過去の災害履歴を参照し、地図上で災害時に危険な場所を確認する。
- ④ 要援護者の居住地から避難所までの安全なルートや要援護者への安否確認、避難誘導の方法を確認し、地域協力者間で共有する。

(4) 取組みのポイント

行政からあらかじめつくられた支援体制を押し付けるのではなく、あくまでも地域協力者自身が自発的に検討することが重要。このため、班毎に支援体制が異なっている場合もある。

(5) 今後の取組み課題

まだ、市内すべての校区で取組みが実施できていないため、全校区で取組みを実施することが必要。また、検討した後の支援体制を要援護者別にまとめ個別計画を作成していくことが必要。

<連絡先>

福岡県久留米市 都市建設部防災対策課 電話：0942-30-9074 FAX：0942-30-9712

避難支援従事者の対応原則及び安全確保の措置に係る取組について

東北ブロック

岩手県 宮古市

危機管理課

1. 概要

- 避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、児童委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）に関する安全確保策等について地域防災計画に定めた。また、震災後に消防団の対応原則及び安全確保の措置を見直し、取組を実施している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

岩手県による被害想定結果を踏まえ、津波からの避難方法について検討を進める中で、避難者の安全確保のみではなく、避難を支援する側（避難支援従事者）の安全も確保した避難計画を立案することを目指している。また、東日本大震災でも避難支援等関係者が犠牲になった例もあり、必要と感じ更なる対策の充実を検討している。

(2) 取組のポイント

- ・ 避難支援従事者（避難支援等関係者）について、地域防災計画へ明示した。
- ・ 避難計画作成に向けた留意点として、避難支援従事者に関する安全確保策を定めることについて地域防災計画に明示した（下記参照）。

<宮古市地域防災計画の避難支援従事者の安全確保策に係る内容の抜粋>

避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、児童委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。

宮古市地域防災計画 地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画 第4節 避難対策計画より

- ・ 避難支援従事者の安全確保策として、夜間等様々な条件を考慮した上で、災害時の防災対応、行動ルール、連絡手段等を定めることとした。
- ・ 震災前から、宮古市の一部の消防団では避難支援従事者の行動ルールとして「15分ルール」を定めていた（詳細は参考参照）。現在では、津波到達予想時刻の10分前までに退避完了する「10分前ルール」に改め、宮古市消防団全体の取組としている。なお、具体的な消防団退避指示の周知方法としては、津波到達予想時刻の20分前に防災行政無線により「消防団員は活動を中止し直ちに避難してください。」と放送することにより行う。
- ・ このことは、毎年3月11日に実施している津波避難訓練にも取り入れ、市民への周知を図っている。

参考 宮古市田老地区消防団による15分ルールの徹底

宮古市田老地区の消防団では、避難支援関係者である消防団員の安全を確保する為、震災時に消防団活動（水門・陸閘の閉鎖及び避難誘導）に従事することができる活動可能時間を発災から15分に限定する「15分ルール」を定めている。取組を進めるにあたり、①ルールの策定（活動内容の把握、避難場所、避難ルートの設定）、②ルールの徹底（ルールの周知・徹底、訓練、避難時間計測等）、③地域への説明等を実施し、東日本大震災において、分団から犠牲者を出さなかった実績がある。

<連絡先>

岩手県宮古市 危機管理課 電話：0193-68-9111 FAX：0193-71-2103

1.2 さるなる避難行動支援のために取り組むべき事項

(1) 個別計画の策定

高齢者等の世帯を訪問するゴミ収集制度(アシスト収集)を活用した避難支援の検証について

沖縄ブロック

沖縄県 那覇市

総務部総務課

1. 概要

- 災害時における協力団体(組織)として、学校(PTAとの連携)や企業(地域事業所との連携)を確立出来るよう取組を進めている。
- 高齢者の世帯を訪問するゴミ収集制度(アシスト収集)を活用した避難支援を行っている。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ・ポイント

阪神・淡路大震災、東日本大震災を受け自助、共助の強化が必要であると改めて認識することとなった。そこで本市では一昨年から自治会による自主防災組織の結成を推進してきたが、本市でも全国同様、少子高齢化の波が押し寄せ自治会構成員の高齢化が急速に進んでおり、また、自治会加入も少なく、特に若者の自治会加入が中々容易でない状況である。さらに隣近所の付き合いも疎遠になり、各自治会の関係者から、自治会単独では自主防災組織の結成は容易でないとのご意見がある。

この様な状況、ご意見をいただき本市では、大規模災害時における自助、共助を進める上で、若い親御さんが活動する学校 PTA を核とした自主防災組織の立ち上げに取組み、また、自治会でも自主防災組織を結成していただき、自治会と PTA が日頃から様々な活動(挨拶の奨励、夜間パトロール、学校が実施する避難訓練など)をとおして連携することで、万が一の災害時に助け合える「共助」に繋がると考え学校 PTA と自治会の連携体制の確立に取り組んでいる。

また、大規模災害時に一人でも多くの方々の安全を確保する必要があり、自治会、学校 PTA とは別に行政や企業も含めた避難支援を実施する目的で、本市那覇市クリーン推進課が取り組んでいる「アシスト収集」を活用した、独居高齢者等の把握や安否確認及び災害時の広報、避難支援活動ができないか検証している。

(2) 推進体制

- ・関係機関(生涯学習部、学校教育学部、市民文化部、環境部)から PTA 会長、自治会長等の情報等が市民防災室長に提供され、その情報を元に市民防災室職員が PTA 会長等と面談し推進する。
- ・関係機関(生涯学習部、学校教育学部、市民文化部、環境部)が開催する各種会議等へ出向き、自主防災組織の結成について講話や説明をすることにより粘り強く推進する。
- ・自主防災組織へ訓練用資機材等を交付し、組織結成を推進する。
- ・結成 PTA 等の支援を受けながら、未結成組織への働きかけを推進する。

(3) 取組の流れ

- ・関係機関から情報提供、飛び込み営業⇒面談⇒趣旨説明⇒会長等から会員への説明・了解⇒結成届出提出⇒結成承認 ⇒ 資機材申請⇒資機材交付

(4) 今後の取組課題

- ・自治会中心の自主防災組織と PTA 自主防災組織の連携強化
- ・自主防災組織の訓練指導者(消防、消防団)の確保

<連絡先>

沖縄県那覇市 総務部総務課 電話：098-861-1102 FAX：098-862-0614

要援護者に対する支援体制

近畿ブロック

大阪府 貝塚市

危機管理課

1. 概要

- 災害時に自力で迅速な避難が困難な方に対する支援体制を構築すべく、平成 23 年 3 月に「貝塚市災害時要援護者避難支援計画」を策定した。
- 地元町会（自治会）単位に所属する災害時要援護者に対する支援をお願いすべく、自治会単位で説明会を開催し、要援護者の支援について検討を進めている。
- 市民との共同を通じて、「地域版防災マップ」の作成や「避難所運営委員会」の設立等に取り組む予定である。

2. 具体的な取組内容

本市では、大地震や大規模な風水害など、大きな災害が発生した際に、自力で迅速な避難が困難な方に対する支援体制を構築すべく、平成 23 年 3 月に「貝塚市災害時要援護者避難支援計画」を策定し、同年 8 月には、在宅の 80 歳以上の高齢者、40 歳以上で「要介護認定 3 以上」の方、障害をお持ちの方（身体障害者 1 級・2 級、知的障害者等）を対象に、災害時避難支援登録申請書を送付し、現在までに市内全体で約 2,200 名の方に登録していただいております。平成 24 年 4 月以降、登録者個別の支援計画策定の協力依頼のため、順次、地元町会（自治会）単位での説明会を開催している。

この制度を開始するまでは、町会や自治会の方と顔を合わせる事が少なかったが、ほぼ毎週地域へ出向いて行く中、地域の方と「膝を突き合わせる」付き合いをすることにより、こちらから防災に関する最新情報を直接伝えることができたとともに、信頼関係を育むことができたと考えている。

防災・減災を推進するためには「市民との協働」が不可欠であり、本当の意味で「市民との協働」を実現するためには、我々職員が汗をかくことが必要であり、「災害時地域たすけあい制度」の取組みの中で、ほぼ全町会・自治会へ出向いて行けたことは、非常に有意義であったと考えており、引き続き、「地域版防災マップ」の作成や「避難所運営委員会」の設立等、地域の皆さんの協力を得て、防災・減災につながる取り組みを推進していきたいと考えている。

<連絡先>

大阪府貝塚市 危機管理課 電話：072-433-7392 FAX：072-432-2482

日野市災害時要援護者避難支援制度について

関東ブロック

東京都 日野市

高齢福祉課

1. 概要

- 市内2か所のモデル地区（自主防災会、自治会を単位とする）において、地域の民生委員の協力のもと要援護者と支援ボランティアとのマッチングおよび個別支援プランの作成を行った。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

災害発生時において、特に行政等の支援が開始されるまでの初動支援は、地域住民による助け合いが必要不可欠である。また、助け合いは、個人的な関係性の中で行われるものではなく、自治会や自主防災会といった地域の組織力を活用し、それら組織を主体とした共助の支援体制の構築が必要であるという考えのもと、平成20年度から地域における組織的な支援体制づくりに着手したものである。

(2) 推進体制

1) 全市的な避難支援体制の構築

支援体制全体の枠組みの構築（全体計画）及び個人情報の取扱い（要援護者候補者名簿の提供）に関する整理、マニュアルの作成など。

2) 個別支援プラン作成手法の検討

実際に市内2か所の地域における、支援体制づくりの試行的な運用及び実施結果についての分析・検証。検証結果に基づく、個別支援プランの作成手法等についての検討及び全体計画及びマニュアルの見直し。

(3) 取組の流れ

- ア 取組を始める地域（自治会・自主防災会）は、制度について市から説明を受ける。
- イ 平時及び災害発生時に支援できる内容を地域で決定する（実施地区として市に登録する）。
- ウ 地域は、チラシ等を作成し、実施地区全体に、取組開始の周知及び台帳登録への呼びかけを行う。
- エ 市から地域の民生委員に対し要援護者候補者リストを提供する（要介護3以上、障害の要件に該当する方）。
- オ 民生委員は要援護者候補者リストの掲載者に対し、要援護者台帳への登録申請を呼びかける。
（登録申請の際には、自治会、自主防災会、消防署、消防団、警察署への情報提供について本人同意を得る）
- カ 登録者について、市が要援護台帳を作成し、副本を地域に対して提供する。
- キ 地域は、支援ボランティアの登録を呼びかける。
- ク 地域は、要援護者と支援ボランティアのマッチングを行う。
（マッチングできない要援護者は、地域（組織）として、支援体制を構築しておく）
- ケ マッチング完了後、地域は、支援ボランティア等の新たな情報を要援護者台帳に追記し、市と共有する。
（マッチング後の要援護者台帳が個別支援プランとなる）
- コ 地域は、民生委員と協力しながら、新たな要援護者の掘り起こしや要援護者の安否確認訓練等を実施するなど、取組の継続・強化をしていく。

(4)取組のポイント

- ① 地域主導で要援護者把握、支援者選定、マッチング、個別支援プラン作成等の支援体制づくりを行うことで、平時から『地域』を意識した助け合いの関係性が構築され、その関係性は災害時にも生かされる。
- ② 本取組において、災害時の支援の基本となるのは、「安否確認」までであること。それ以上の支援体制については、地域の事情に合わせて自主的に決定する（支援者の精神的な負担の軽減）。
- ③ 支援体制づくりにおける行政の役割は、取組の基本的な枠組みと情報共有の流れを決定し、実施地域の支援体制づくりが円滑実施されるよう支援すること。

(5)今後の取組課題

- ・名簿を更新する仕組みが確立されていない。
- ・要援護者情報を関係者に対して提供することの本人同意も含め、支援体制づくりを地域（地域の民生委員）に任せている（地域での顔の見える関係づくりを重視した仕組み）ため、地域の負担感が大きく、モデル実施地区以外の地域への広がりがない。
- ・支援ボランティアの確保が難しい。

<連絡先>

東京都日野市 高齢福祉課在宅サービス係 電話：042-585-1111 FAX：042-583-4198

(2) 避難行動支援に係る共助力の向上**災害時要援護者支援地域活動モデル事業を通じた災害時要援護者支援に関する取組**

四国ブロック

高知県 高知市

健康福祉部障がい福祉課

1. 概要

- 個別避難支援プランの作成事例等を取りまとめた災害時要援護者支援地域活動事例集を作成し、自主防災組織に周知を図っている。
- 非都市部での事例が主であったため、都市部での事例を追加するためモデル地区を設定し活動中である。
- 災害時要援護者の避難訓練を実施している。

2. 具体的な取組内容**(1) 取組のきっかけ**

次期南海地震等大規模災害時における災害対応について、高知市健康福祉部内に「災害対策検討会」が設置され、その中に「災害時要援護者対策検討部会」を設置し、平成 18 年度より災害時要援護者支援体制構築や支援方法について検討することとした。

(2) 推進体制

- ・ 高知市健康福祉部災害対策検討会災害時要援護者支援部会

事務局：障がい福祉課

部会参加：介護保険課、地域保健課、健康づくり課、高齢者支援課、健康福祉総務課、誠和園、消防局、危機管理室

- ・ 災害時要援護者支援地域活動モデル事業

モデル地区：浦戸地区（浦戸地区津波防災検討会）、種崎地区（種崎地区津波防災検討会）、潮江地区（北高見町内会自主防災組織）

(3) 取組の流れ

平成 18 年度より高知市内に 2 ヶ所モデル地区を設定（浦戸地区、種崎地区）し、「災害時要援護者支援地域活動モデル事業」として、地区内要援護者の把握や支援方法・体制構築について検討し、要援護者台帳及び個別支援計画を作成、避難訓練を行い支援内容の検証を行った。

このモデル事業内容については、「災害時要援護者支援地域活動事例集」として、平成 20 年度末に高知市内町内会長や自主防災組織会長に向けて配布し、災害時要援護者支援の取り組みを進める際の参考としていただくこととした。

しかしながら、モデル地区の状況が市内都市部と異なるため、都市部の町内会や自主防災組織より同事例集を参考として取り組みを進めることが困難であるとの意見が多かったため、平成 22 年度より新たに市内都市部にモデル地区を設定（潮江地区）し支援活動を行い、平成 25 年度に完了したため再度事例集を作成し、配布するよう準備を進めている。

(4) 取組のポイント

大規模災害時の災害時要援護者支援については、いわゆる「向こう三軒両隣」での支援が必要不可欠であるため、モデル事業においては地区内要援護者把握を行う時点より、地域自主防災組織等地区住民と共に活動することを心がけ、アンケート調査や聞き取り調査時には行政と共同で行うこととした。

これにより、要援護者と考えられる方に対し、地域、行政が一体的に活動している状況が伝わり、当初活動参加に消極的だった要援護者が参加してくるといった状況にもなっている。

また、活動内容について事例集としてまとめ周知することにより、要援護者支援について活動するよう考えているものの、どのように進めればよいか分からない町内会や自主防災組織等から相談がある等活動推進に向け協議を進めることが出来たケースもあった。

(5) 今後の取組課題

災害時要援護者支援について全市的、特に津波浸水が想定されている地区において進める必要があると考えているが、地域住民の活動のみで推進することは困難であるため、コーディネーター等の人員配置を行う必要がある。

また、要援護者台帳や個別支援計画の作成を行なった災害時要援護者について、災害時のみではなく日常的に支援が必要な方も多く居たことから、見守り台帳や福祉サービスの利用等日常支援体制に繋げる必要もあり、本市において別途推進している地域福祉活動等と共に取り組みを進めることが重要であると考えている。

<連絡先>

高知県高知市 健康福祉部障がい福祉課 電話：088-823-9378 FAX：088-823-9370

呉市における災害時要援護者避難支援の取組

中国ブロック

広島県 呉市

消防局警防課

1. 概要

- 阿賀地区の7つの教育機関と地元自治会で構成する「阿賀学園地域教育連携協議会」（通称「アガデミア」）と呉市が中心となり、避難行動要支援者に関する避難移動支援の訓練を実施している。
- 地元の大学生等が支援者となり、避難行動要支援者と一緒に避難することを想定している。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

呉市内各地において少子高齢化が進んでいる状況において、阿賀地区も例外なく災害時要援護者の避難支援が問題となっている中で、東日本大震災が発生し、特に津波からの避難についての問題意識が高まってきた。さらに、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定が発表され、阿賀地区においては低地部の全てが浸水することを受け、阿賀地区全体での避難訓練を実施することが検討された。

(2)推進体制

阿賀地区の7つの教育機関と地元自治会で構成する「阿賀学園地域教育連携協議会」（通称「アガデミア」）と呉市が中心となり、平成24年10月10日に避難訓練を実施した。

アガデミアは、定期的に会議を開催しており、その会議に呉市職員が参加し、訓練実施計画等の立案、調整等を行った。

(3)取組の流れ

南海トラフ巨大地震が発生し、約2時間40分後に津波が襲来するという想定で、阿賀地区の住民、園児、児童、生徒、大学生など、約2,000名が避難行動を開始。消防局、消防団、警察が避難誘導及び広報を行い、それぞれが事前に想定している高台や避難場所に避難する。また、大学生などは避難経路上の災害時要援護者の避難支援を行いながら避難する。避難完了後には避難所に移動するという想定で公民館に移動し、訓練講評及び防災講演を行った。

(4)取組のポイント

本訓練には、広島文化学園大学の学生が学外演習として参加し、災害用ストレッチャーなどを活用して、災害時要援護者の避難支援を行い、高台まで一緒に避難した。本訓練に参加した学生は、ストレッチャーの使用方法、三人一組での搬送方法及び避難経路の確認などの事前研修を行い、災害時要援護者の安全迅速な避難支援について学んだ。

(5)今後の取組課題

今回の訓練を通じて、実際に災害時要援護者を避難させる場合には多くの人手が必要となることや、実災害時に災害時要援護者をどのように把握していくのかなどの課題が浮き彫りとなり、その対策について本気で検討が行われることとなった。（我がこと意識の向上）

今後も課題解決に向けて継続的に避難訓練を実施することとなり、地域住民を中心として、市民・行政・教育機関等が一体となった地域防災力の強化を推進していきたい。

<連絡先>

広島県呉市 消防局警防課 電話：0823-26-0315 FAX：0823-26-0308

地域支え合い事業等の取組を通じた厚岸町における災害時要援護者対策について

北海道ブロック

北海道 厚岸町

保健福祉課

1. 概要

- 社会福祉協議会は町、自治会、消防署、警察署、介護事業者、民生委員などから組織する「地域支えあいネットワーク会議」設置し、地域の自治会が自ら住民を訪問し要援護者の登録を進めている。
- 命のバトン「緊急情報キット」として、町社協とともに、要援護者や支援者、支援内容等を記した紙を入れた筒を配布している。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

厚岸町は地域的に大地震に見舞われる頻度が高く、津波被害を受けた地域でもあるため東日本大震災以降、災害時要援護対策が急務であったことに加え、自治会や社会福祉協議会から他の地域で取り組まれている医療情報キット「命のバトン」の普及要望もあり、地域が密接に関わり合える事業の方法を社会福祉協議会と協議し、共同で進めた。

(2)推進体制

町は災害時要援護者の登録を進めるため「災害時等要援護者登録事業」を開始し、社会福祉協議会は町、自治会、消防署、警察署、介護事業者、民生委員などから組織する「地域支えあいネットワーク会議」設置によりネットワーク会議を活用し意見反映させながら地域の自治会が自らの住民を訪問し要援護者の登録を進めるもの。

登録した情報は関係機関において共有し、地域防災活動や災害時に活用する。

(3)取組の流れ

自治会が地域の住民宅を訪問し災害時要援護者の登録を進め、登録票を緊急情報キットと共に配布し、要援護者が個々に緊急時に備える。

記載される医療情報は医療機関への救急搬送時にも活用できるもので、実施意向のある自治会はネットワーク会議に参加し、住民の登録と緊急情報キットの配布を行い、普及を図り、登録情報は、社会福祉協議会、消防、警察、自治会と共有し、災害時に備え活用する。

(4)取組のポイント

特に津波による災害時要援護者の避難は、身近な隣近所においての助けが必要であり、地域の住民が日頃から相互に関わりを持つことが欠かせないことから、より地域活動に近い社会福祉協議会が自治会を支援し、取り組める方法として進めているもの

また、この取り組みは「関わり」を作り、維持することが目的であるため時間がかかり、自治会組織の負担となるものだが着実に進める必要がある。

(5)今後の取組課題

現在1／3程の実施で、今後も沿岸部を中心に普及を進めなければならないことや要援護者の個別の支援者はまだすべて位置付けられていないため地域包括支援センターなど専門的な支援を受けながら出来るだけ早く進めなければならない。

<連絡先>

北海道厚岸町 保健福祉課 電話：0153-52-3131 FAX：0153-53-3077 (代表)

最大津波高 34m・最大震度7の町で・・・犠牲者ゼロをめざす黒潮町の取組

四国ブロック

高知県 黒潮町

情報防災課

1. 概要

- 犠牲者ゼロをめざす「黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方」で 15 の指針を示す
- 200 人の全町職員を地域防災担当職員として 14 の消防分団管轄区ごとに配置
- 黒潮町 61 集落の内、津波浸水危険地域 40 集落において、世帯別に津波避難カルテを作成する。世帯別避難行動シートには、家族構成、自力避難の可否、避難方法、避難経路等の情報、避難所で支援できる有資格者の有無等を整理し、災害時の避難に役立っている。

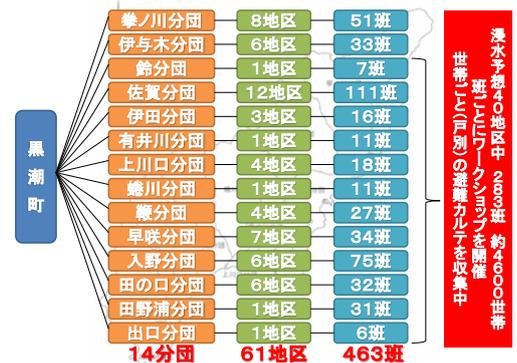
2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

2012 年 3 月 31 日に国が公表した「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の推計」は、黒潮町にとっては、あまりにも衝撃的なものであり、多くの住民から「あきらめ」の声が聞こえ、津波からの避難そのものをあきらめる、いわゆる「避難放棄者」を多く生み出すような危機感が広がった。そのような中、黒潮町の防災思想ともいえる「黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方」をまとめ、「最大津波高 34m の町で犠牲者ゼロをめざす 15 の指針」を定め、具体的な取り組みをはじめた。高知県の被害想定によると、黒潮町では最悪 2,300 人の犠牲者が発生する可能性があり、その内 2,100 人 (91.3%) が津波による被害者であると言われている。「犠牲者ゼロ」を単なるスローガンにしないためには、まず、住民の津波からの避難行動を詳細にわたり調査して、その対策を検討する必要がある。

(2) 推進体制

町内は 14 の消防分団が管轄する区域に分かれている。そのような状況の中で、町職員全員 (約 200 人) を、防災に特化した地域担当職員に任命し、それぞれの消防分団管轄区域に振り分けている。世帯別津波避難カルテの作成にあたっては、調査指導員 4 名を 1 年間雇用し、防災地域担当職員と自主防災会が協働する体制の中で、各集落の班単位を基本にワークショップを実施しながら作成している。



(3) 取組の流れ

防災に特化した地域担当職員制度を実施するにあたり、全職員の研修をまず実施した。その後、新想定に対応した避難場所と避難道の見直しを目的としたワークショップ (157 回) を実施し、町内 61 集落の緊急防災・減災対策事業計画を作成した。その次に実施しているのが、津波浸水危険区域 (40 地区 283 班) の世帯別津波避難カルテ作成事業である。カルテ作成までは、調査指導員と防災地域担当職員との打ち合わせ、地区役員及び各班長との打ち合わせ、班別ワークショップの開催、未回収カルテの回収の流れとなる。

(4) 取組のポイント

班という最小の地域コミュニティを基本にワークショップを実施することにより、社会的な手助けの排除ができ、ワークショップ参加率が 63%、カルテ回収率は 99.8% という結果を生んでいる。加えて「防災」を切り口にした地域コミュニティの再生という面でも効果がみられる。また、直接カルテを書き込む作業により当事者意識の高揚につながっている。

(5) 今後の取組課題

カルテ情報の定期更新、避難行動要支援者台帳との調整により、地区防災計画や訓練にも活用できるものにしていくことが課題である。

<連絡先>

高知県黒潮町 情報防災課 電話：0880-43-2188 FAX：0880-43-2788

世帯家族調べの実施		
中部ブロック	静岡県 焼津市	福祉部地域福祉課、危機管理部危機管理課
<p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 焼津市では、各世帯の家族構成、避難先等を記入した「世帯家族調べ」の作成を毎年実施し民生委員児童委員、自主防災会、市の3者で共有することにより、災害発生時の避難行動や安否確認等に役立てるようにしている。 ○ 世帯家族調べを基に災害時要援護者リスト（名簿）を作成し、その中から特定した避難行動要支援者に対し、同意を得た上で個別計画を作成し、支援内容を明確にしている。 		
<p>2. 具体的な取組内容</p> <p>(1)取組のきっかけ</p> <p>市、地元自主防災会及び民生委員児童委員（以下、民生委員という。）が連携して防災活動（避難活動、安否確認等）及び日常生活における円滑な支援方法について検討するにあたり、各世帯の情報が不可欠であった。</p> <p>(2)推進体制</p> <p>自主防災会、民生委員、市の3者で世帯情報を共有し、避難等の支援を行う。</p> <p>(3)取組の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世帯家族調べは、民生委員児童委員協議会、自主防災会、市の3者で調査項目を検討し、市が調査票を印刷して全戸配付する。各世帯で記入された世帯家族調べを自主防災会、民生委員、市で保管する。 ○ 市福祉部局は、世帯家族調べを基に災害時要援護者リスト（名簿）を作成し、その中から避難行動要支援者を調査により特定する。避難行動要支援者のうち、個別計画作成の同意を得られた者については個別計画を作成し、支援内容を明確にする。 <p>(4)取組のポイント</p> <p>世帯家族調べは、津波避難場所及び避難に必要な時間、自宅の耐震補強の有無、家具の転倒防止措置等について家族と協議して記載するようになっており、防災意識を啓発する。また、各自主防災会における安否確認訓練に使用されている。</p> <p>(5)今後の取組課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿の作成及び情報の共有化が義務付けられたことにより、世帯家族調べの必要性の有無、個人情報漏えい防止策について検討が必要と思われる。 <p>※ 上記の「災害時要援護者リスト（名簿）」という名称は、今後、変更の可能性あり</p>		
<p><連絡先></p> <p>静岡県焼津市 福祉部地域福祉課 電話：054-626-1127 FAX：054-626-2189 危機管理部危機管理課 電話：054-625-0128 FAX：054-625-0132</p>		

津波避難計画作成・災害時要援護者対策モデル事業を通じた自主防災会主導による津波避難に係る取組

中部ブロック

三重県 津市

防災室

1. 概要

- 「津波避難計画作成・災害時要援護者対策モデル事業」により、モデル地区（6地区）における津波避難に係る取組を推進するとともに、災害時要援護者対策に係るグループワークや訓練等を実施した。
- 各モデル地区に地区担当（3名）を設けるとともに、それぞれの地区には三重県からも担当者を充てた。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

本市においては、南海トラフを震源とする地震が発生した場合に沿岸部において甚大な被害が想定されている。東日本大震災においては、高齢者や障がい者などの災害時要援護者の犠牲者の割合が高いことから、沿岸部における津波避難に係る対策と災害時要援護者対策が喫緊の課題となっている。また、災害時要援護者名簿の作成や全体計画（災害時要援護者避難支援対策マニュアル）の作成は行っているが、個別の支援計画の作成が進んでいないため、これらの対策が急務となっている。

そういったことから、平成25年度に「津波避難計画作成・災害時要援護者対策モデル事業（以下「モデル事業」という。）」として事業化し、モデル地区となる自主防災会を公募し、当該地区において津波避難に係る取組とともに、災害時要援護者対策に係るグループワークや訓練等を実施し、津市におけるモデルケースとなるよう位置付けを行った。

(2) 推進体制

モデル事業の趣旨を理解し、モデル地区として事業を実施した地区は全6地区（自主防災会）になる。これらの地区への職員のフォロー体制としては、各モデル地区に地区担当（3名）を設けるとともに、それぞれの地区には三重県からも担当者を充て、計5回程度のワークショップや訓練等を実施した。

(3) 取組の流れ

講義、グループワーク、訓練実施という一連の流れにおいて、毎年継続して取組を実施し、その中で、PDCAサイクルを活用し、より良い改善方策を導き出すよう促している。

(4) 取組のポイント

災害時要援護者への支援については、要支援者名簿の作成や全体計画の作成といった仕組みの整備はもとより、地域が主体となって「自助」、「共助」の取組をいかに進めるかに重点を置いている。

(5) 今後の取組課題

モデル事業の取組結果については、「津波避難計画作成・災害時要援護者対策モデル事業報告書」として取りまとめ、各自主防災会に配付するとともに、報告会を開催し、取組事例を他の自主防災会に共有している。今後は、モデル地区で実施した取組を他の地区にいかに浸透させていくかが大きな課題となっている。

<連絡先>

三重県津市 防災室 電話：059-229-3104 FAX：059-223-6247

2. 避難所における良好な 生活環境対策

2.1 平常時における対応

(1) 避難所の整備、周知等

「防災コミュニティスクール制度」で災害時に避難所となる学校を拠点に地域－学校－家庭が協議

中部ブロック

石川県 加賀市

総務部防災防犯対策室

1. 概要

- 教育長の提言により、「避難所あり方検討会」が発足し、学校長、教頭が避難所の設置運営について率先して協力する「防災コミュニティスクール制度」を市長が推進するもの。
- 「防災コミュニティスクール」では、地域-学校-家庭が役割を確認する会議体を設置することが特徴で、災害、季節、時間などケースバイケースでの運営方法を避難所ごとに基本マニュアル作成を目指す。
- 現在モデル校3校を選定し、市内で想定されている風水害、直下型地震災害、津波災害の3種類について検討する。

2. 具体的な取組内容

(1) 教職員と防災民間団体の長で構成された「避難所あり方検討会」から提言

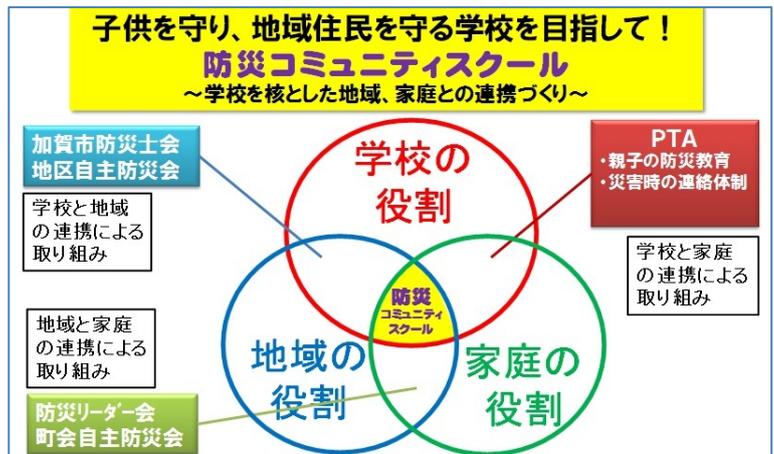
教育長の提言により、「避難所あり方検討会」が発足され、学校長や教頭先生など教職員と市内の防災士会、防災リーダー会、女性防災意見交換会、NPO防災ネットワークみらいの防災関係団体の長で構成された検討会で避難所のあり方が検討協議された。その提言書の中で、「防災コミュニティスクール制度」が提言され、市長が推進役となり、市の防災担当部署が事務局となって事業を推進することとなった。

(2) 地域、学校、家庭に関する各種団体の長による協議検討

「防災コミュニティスクール」は、地域、学校、家庭が日頃から顔の見える関係づくりをすることで、災害時に、迅速かつ的確に避難所の設置運営を実施できるようにするための検討協議を重ねるもの。

(3) 取組のポイント

- ・ 災害の種類、発生する季節と時間帯など異なる条件で避難所を設置運営するために必要な基本的事項を協議
- ・ 地域、学校、家庭のそれぞれの役割を明確にして、相互の理解を深めることが大切



(4) 今後の取組課題

- ①モデル校3校で、風水害、直下型地震災害、津波災害の場合の避難所設置運営を検証
- ②防災資機材や備蓄品等の必要な資材の洗い出しや必要な分散配備の検討
- ③地域、学校、家庭の三者で協議し策定される避難所運営マニュアルの整備

<連絡先>

石川県加賀市 総務部防災防犯対策室 電話：0761-72-7891 FAX：0761-72-4640

江別市避難所運営訓練(宿泊型)～自主防災組織が企画立案運営を主導した事例～

北海道ブロック

北海道 江別市

総務部総務課

1. 概要

- 市と自治会（自主防災組織）の共催による、小学校での宿泊を伴う避難所運営訓練を実施している。
- 自主防主導で訓練に係る打合せを実施するなど、地域が主体的に企画運営段階から取り組む。
- 訓練では、地域の民生委員児童委員などが車いすで災害時要援護者を救助する避難行動を実施している。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

当該自主防は従前より、自治会館において災害図上訓練や避難所運営ゲームなどを実施するなど、防災意識が比較的高い地域である。

また、江別市においては平成23年度より市内の自主防災組織が中心となって地域の地区センターを会場に避難所運営訓練を実施しているところだが、25年度に初めて小学校（指定避難所）を舞台に開催した。

(2)推進体制(自主防が率先して企画立案運営)

開催にあたり、自主防が事前に「幹事会」を数回開き、班ごとの役割分担や訓練に係る「避難所運営委員会」の立上げなどの訓練行動内容などを取り決めた。市防災担当は、2回程度アドバイザーとして出席。

(3)取組の流れ

平成25年6月 市防災担当と自主防が避難所運営訓練開催を協議

7月 学校への依頼を経て、地域内の小学校体育館で訓練開催決定（10月5日に開催決定）

9月 自主防「幹事会」において訓練内容や必要な物品などが決まる

(4)取組のポイント

自主防役員や地域の住民が車椅子などにより災害時要援護者と一緒に参加するなど、地域一体で訓練が行われた。

(5)今後の取組課題

訓練終盤に行われた反省会の内容について、次回の「訓練」に生かすことが決められた。

また、今回、秋（10月）に避難所運営訓練を開催したので次回は冬季の開催を目標とする。

市としては、毎年異なる地域（自主防）で開催することで、訓練経験組織を増やしている。これにより地域住民の参加者を増やすことで、市民の防災意識の向上につなげたい、と考えている。

<連絡先>

北海道江別市 総務部総務課 電話：011-382-4141 内線 2280 FAX：011-381-1070

地域の自助力向上のための助成制度について

東北ブロック

岩手県 一戸町

総務部総務課

1. 概要

- 町内会等を単位とした自主防災組織を対象に、結成時における資機材等の購入費に対する補助金（上限 30 万円・1 組織 1 回限り）及び、防災訓練の実施費に対する補助金（上限 5 万円）を交付し、地域の自主的な防災活動の推進に努めている。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

当町を含む岩手県県北地方は、県内でも自主防災組織の結成率が低い。東日本大震災津波や多発傾向にある豪雨災害などにおける各地での自主防災組織の活動の様子が刺激となり、町内においても自主防災組織の結成に向けた機運が高まりつつあり、その立ち上げ、活動に対して行政としても支援することが必要と判断した。

(2) 取組のポイント

＜補助金の対象と金額＞

■ 補助対象

町に自主防災組織結成届出書を提出した町内会などを単位とした自主防災組織

■ 補助内容

自主防災組織の結成や防災訓練の実施に係る費用

	①自主防災組織結成費	②防災訓練実施費
補助対象	・ 説明会の開催、普及啓発資料の作成 ・ 当面の活動に必要な防災資機材などの整備 ・ その他自主防災組織の結成に要する経費	・ 訓練要項の作成 ・ 訓練資機材の整備 ・ その他防災訓練に要する経費
補助金額	30 万円を限度とする（1 組織 1 回限り）。	年 5 万円を限度とする。

＜円滑な自主防災活動に向けた町による支援内容＞

- ・ 補助金交付までの事務的な指導や助言
- ・ 研修会等の開催案内
- ・ 防災担当（総務部総務課）における結成までの支援（説明会、規約等の作成など）
- ・ 消防署や消防団への協力要請があった場合の派遣あっせん

＜補助金を交付された自主防災組織の活動内容（例）＞

- ・ 毎年訓練等の実施計画を策定
- ・ 安否確認、避難誘導訓練、炊き出し訓練等の実施
- ・ 自主防災組織の備蓄、防災資機材等の購入
- ・ 防災講話、勉強会の開催



防災訓練の様子

(3) 今後の取組課題

自主防災組織の立ち上げだけではなく、災害時における高齢者への支援体制の強化や避難及び避難所環境の充実等の地域防災力向上を目指し、継続的な活動を支援・推進する。

＜連絡先＞

岩手県一戸町 総務部総務課 電話：0195-33-2111 FAX：0195-33-3770

市内のホテル・旅館等を活用した津波一時避難場所の確保について

中部ブロック

愛知県 蒲郡市

安全安心課

1. 概要

- 市内のホテル・旅館等との津波一時避難場所として利用することについての協定を締結した。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

協定の相手先である愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合蒲郡支部とは、平成9年に大規模災害により生活の本拠を失った者が、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他の居住施設の確保ができるまでの間、ホテル・旅館の宿泊施設を一時的に使用することによって、被災者のプライバシーの確保、円滑な生活再建に資することを目的として、大規模災害時の宿泊施設の一時使用に関する協定を締結していた。

一方、国、県による南海トラフ巨大地震の想定では、本市の最大津波高は6m、津波到達時間は65分と発表されたことから、津波避難ビルの指定など津波避難対策を実施していく中で、市内のホテル・旅館の多くが高台にあることから、今までの協定の中に、津波の際の一時避難場所としての活用についても協力していただけることとなり、新たに協定を締結した。

(2) 推進体制

ホテル・旅館を管轄している観光商工課と連携して実施。

(3) 取組の流れ

協定書修正案の協議を行うとともに、組会加入の20施設それぞれの最大収容人員、収容人員、客室数をとりまとめた。

(4) 取組のポイント

市内には、三谷温泉、蒲郡温泉、形原温泉、西浦温泉の4つの温泉郷があり、広範囲にわたって津波避難施設の確保が可能となった。

(5) 今後の取組課題

組合未加入のホテル・旅館等との協定締結。
住民、観光客等への周知及び避難訓練の実施など。

<連絡先>

愛知県蒲郡市 安全安心課 電話：0533-66-1156 FAX：0533-66-1183

災害種別に応じた避難所の指定

中部ブロック

愛知県 田原市

防災対策課

1. 概要

- 災害種別による避難所を指定している。風水害は風水害避難所（施設設備が整っている校区市民館）、地震・津波等の大規模災害は地震避難所（学校含めた公共施設）、広報誌や防災マップ等に掲載し周知している。他に、協定福祉避難所、福祉避難所、一時（いっとき）避難場所を指定している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

近年大型化する台風や、頻発するゲリラ豪雨等の風水被害に対し、迅速・確実かつ安全な避難対策が求められている。また、超高齢化社会を迎え、今後、要配慮者が増加することが予想されており、これらの自然環境や社会環境の変化には、的確に対応する必要がある。

従来、災害時の避難収容施設（避難所）は学校の体育館等を指定していた。ここ数年、大型化する台風等の風水害により、年2～3回、避難準備情報、避難勧告等を出し、併せて避難所を開設してきたが、その際の避難者の中心は、高齢者がほとんどであり、1施設当たりの避難者数も多いものではなかった。また避難所となっていた学校体育館は、広いスペースは確保されているものの、空調はなく、水道、トイレ、テレビや優先電話、FAX等の通信機器が近くにない施設もあり、設備が整っているとは言えない状況であった。

(2) 取組の流れ

○避難所の指定

避難者の声や地域の声が集まる市内20校区の市民館館長（校区会長）の意見を聞き、災害種別（規模）による避難所を指定した。避難所指定の変更に伴う周知は、ホームページ、市広報誌へ掲載、各種講座等でのPRに加え、避難所開設時には防災行政無線で開設場所の案内放送・防災メール送信を行った。

- ・地震・津波等の大規模災害の場合 ⇒地震避難所（学校体育館等35か所）
- ・台風・大雨・高潮・土砂災害等の場合⇒風水害避難所（校区市民館20か所）

○福祉避難所の指定

要配慮者支援対策として、自宅や福祉施設が被災した要配慮者が避難所での集団避難生活に支障がある場合の受入れ先として、協定福祉避難所、福祉避難所を指定した。

- ・協定福祉避難所（5事業者10施設）
- ・福祉避難所（4施設）

○一時（いっとき）避難場所の指定

主に津波被害が心配される地区で、広域避難場所や避難所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所として確保した。

- ・津波避難ビル（6施設）
- ・広場・公園等（112か所）

(3) 取組のポイント

○避難所

校区市民館は災害時に地域の防災活動拠点となる場所で、電気、水道、電話、FAX、無線機、パソコン、空調、和室、小ホール等、設備が整っている。風水害等の災害時に、独居で不安感を抱いている方や、被害が心配な方に早めの避難を促したときに、地域コミュニティの核となる施設への避難は安心感を与えるものである。風水害避難所で避難者が収容しきれなくなった場合には、地震避難所を開設し受入れを行うこととした。

○福祉避難所

福祉避難所開設の必要が生じた場合、施設・設備等が整っている市内の福祉施設で受入れが行えるよう、市内事業者と協定を締結した。収容能力等により協定福祉避難所での受入れが困難な場合には、福祉避難所（市内の福祉センター等4か所）を開設することとした。

○一時（いっとき）避難場所

場所の選定にあたっては、市と各自主防災会と協議の上決定し、協働で避難経路も記載した地震・津波避難マップを作成し、地区内全世帯に配布し周知を行っている。また、津波避難ビルについては、観光マップにも掲載をしている。

(4)今後の取組課題

- ・指定避難所の機能や整備の充実
- ・運営体制・マニュアルの見直し

避難所運営のため施設管理者、地元自主防災会、行政担当者等との平常時からの連絡調整と、運営マニュアルの見直しが必要であり、また福祉避難所にあつては施設のスタッフ不足に対応するため、市内の他の介護事業者からのスタッフ派遣の協定締結を予定している。

<連絡先>

愛知県田原市 防災対策課 電話：0531-23-3548 FAX：0531-23-0180

福祉避難所の指定と設置・運営マニュアルの策定

中部ブロック

静岡県 静岡市

福祉部福祉総務課

1. 概要

- 社会福祉施設や特別支援学校と協定を締結し、福祉避難所として指定している。福祉避難所の設置運営マニュアルを作成し、市と施設で共有している（開設の手続きなどを記載）。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

阪神・淡路大震災の教訓から、全国的に福祉避難所の重要性が認識され、本市でも市内の入所施設と災害時における要援護者の受入について協定の締結を進めてきた。平成20年度には、厚生労働省から福祉避難所の設置・運営に関するガイドラインが示され、本市においても災害時の開設から閉鎖までの手続や運営体制等を定めたマニュアルを策定することとした。

(2) 推進体制

福祉部局及び防災部局の関係課による庁内検討部会を設置し、福祉避難所の設置・運営に関することを検討している。

(3) 取組の流れ

市内の入所施設（特別養護老人ホーム、障害者支援施設等）や特別支援学校等と福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結し、要援護者の避難生活を支援する体制を整備した。

実際の設置・運営にあたり、開設から閉鎖までの流れや手続を規定する設置・運営マニュアルを策定した。庁内の部会で素案を作成し、施設側にも意見を求めた上で検討を進めた。

(4) マニュアルの内容

- | | |
|------------|----------------|
| ① 福祉避難所の概要 | ③ 平常時の取組み |
| ・福祉避難所の定義 | ・物資、器材等の確保 |
| ・対象となる要援護者 | ・人材の確保 |
| ・業務内容 | ・福祉避難所設置計画書の作成 |
| ・開設及び運営 | ④ 災害時の業務 |
| ② 福祉避難所の指定 | ・連絡調整 |
| ・施設との協定の締結 | ・要援護者の受入れ |
| ・指定基準 | ・福祉避難所の閉鎖等 |
| | ⑤ 費用の清算 |

(5) 今後の取組課題

- ・施設側との意見交換を継続し、マニュアルの内容の改善を図る。
- ・福祉避難所の拡充
- ・介護や医療に関する専門的な人材の確保や避難生活に必要な物資の確保

<連絡先>

静岡県静岡市 福祉部福祉総務課 電話：054-221-1366 FAX：054-221-1091

(2) 避難所における備蓄等

女性の視点に立った防災業務の推進

沖縄ブロック

沖縄県 那覇市

総務部総務課

1. 概要

- 女性、乳幼児に配慮した備蓄品を準備している。
- 避難者カードを準備し、避難者の状況を把握し、アレルギー対応体制の充実を図ることを考えている。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

- ・ これまでも女性の視点に立った防災業務に取り組む必要性があるのではないかと内部で提起されていた。また、災害対策基本法も一部改正されたことを受け、取り組むこととなった。

(2) 推進体制

- ・ 防災担当室に女性職員を配置し推進体制を構築した。
- ・ 防災会議に女性委員を追加任命し推進体制を構築した。
- ・ 今年度予算で女性用品、乳幼児用品、アレルギー対応非常食を購入し、また、予算についてもそれらに対応できる予算を確保し体制を構築する。

(3) 取組の流れ

- ・ 避難者カード等の要綱を制定し取り組む。

(4) 取組のポイント

- ・ 関係部署と連携できるかが大きなポイントである。

(5) 今後の取組課題

- ・ 関係部署と連携し避難者の把握や備蓄品の保管場所の提供など詰める部分がある。

<連絡先>

沖縄県那覇市 総務部総務課 電話：098-861-1102 FAX：098-862-0614

福祉避難所指定促進に関する取組		
四国ブロック	高知県 高知市	健康福祉部障がい福祉課
<p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定した福祉避難所への分散備蓄およびその費用助成（市、県各々1/2負担、H25年度は上限120万円）を行っている。 ○ また、運営の担い手として地域住民の協力が欠かせないことから、年1回程度、指定福祉避難所と地域住民で避難所開設の訓練等を行っている。この際、施設内部も見学してもらうことにより、避難するスペースや施設についての理解も深めてもらっている。 		
<p>2. 具体的な取組内容</p> <p>(1)取組の状況</p> <p>大規模災害時に災害時要援護者であって収容避難所での避難生活が困難である方に対応するための福祉避難所を、市施設だけでなく民間の社会福祉施設等との協定により確保している。</p> <p>また、「高知県福祉避難所指定促進等事業費補助金」（県1/2、市1/2で上限120万円）を活用し、備品等の整備を進めている。</p> <p>(2)推進体制</p> <p>指定担当：高知市健康福祉部障がい福祉課</p> <p>(3)取組の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市所管福祉施設を7ヶ所指定。 ・市内社会福祉施設及び特別支援学校との協定により14ヶ所指定。 <p>福祉避難所運営については、大規模災害時を想定しているが、その際市職員による運営は困難であることから、指定時には福祉避難所指定施設近隣住民に対し説明し、福祉避難所運営に協力を依頼している。</p> <p>また、介護等を行うための専門職員が不足することが想定されるため、市内ヘルパー事業所やケアマネージャー事業所等訪問系事業所と支援員確保のための協議を進めることとしている。</p> <p>(4)取組のポイント</p> <p>大規模災害時は遠方よりの支援が困難であるため、支援員確保が課題となる。このため、指定時には近隣地区住民と協議をし、福祉避難所運営、特に食事の準備や清掃等収容避難所でも行うこととなる活動についての支援を依頼している。</p> <p>また、物資についても災害発生直後から搬送することが困難となることが想定されるため、各福祉避難所への分散備蓄を行うこととし、県補助金を活用して各社会福祉施設に対し整備補助を行う等取り組みを進めている。</p> <p>(5)今後の取組課題</p> <p>今後も市内社会福祉施設等と協議し福祉避難所を確保することとしているが、津波浸水が想定されるエリア内に設置されている施設も多くあり、次期南海地震による津波被害を考えると、市内での福祉避難所の確保を進めると共に、市外、県外への福祉避難をどう行うかが課題である。</p> <p>また、福祉避難所運営における支援員、特に介護等専門的な支援を行う支援者が不足することが想定されるため、その確保をどのように行うかも課題である。</p>		
<p><連絡先></p> <p>高知県高知市 健康福祉部障がい福祉課 電話：088-823-9378 FAX：088-823-9370</p>		

(3) 要配慮者に対する支援体制

「京都府災害時要配慮者避難支援センター」について

近畿ブロック

京都府

健康福祉部 介護・地域福祉課

1. 概要

- 原子力災害をはじめとした、市町村域や府県域を越える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者や社会福祉施設の入所者、在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等について、医療・福祉・行政関係者により調整する「京都府災害時要配慮者避難支援センター」を24年度に設置し、25年度はUPZ圏域内の重度要配慮者の広域避難計画の策定の他、避難所において、要配慮者に対して適切に支援できるボランティア（福祉避難サポーター）と連携し「要配慮者班」を適切に運営できるリーダーである「福祉避難サポートリーダー」を養成するための研修を実施した。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

東日本大震災以降、原子力災害に対する取組が喫緊の課題となる中、京都府においても大飯原発・高浜原発のUPZ圏域内に8市町が入ってくることから、府内の重度要配慮者をどのように移送及び避難するかについて大きな議論となった。

このため、大規模災害が発生した際の福祉・介護分野での広域支援体制を構築することを目的に、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」を平成25年3月に設立し、広域避難についての体制づくりを行うとともに、要配慮者支援に向けた取り組みの推進を実施する。

(2) 推進体制

① 参加団体

【医療】

京都府医師会 京都府私立病院協会 京都精神科病院協会 京都府病院協会
京都府看護協会 京都透析医会

【福祉】

京都府老人福祉施設協議会 京都市老人保健施設協議会 京都府介護老人保健施設協会
京都府障害厚生施設協議会 京都知的障害者福祉施設協議会 京都府介護支援専門員会
京都府ホームヘルパー連絡協議会 京都府社会福祉協議会 京都市社会福祉協議会

【行政】

京都府 京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 南丹市 京丹波町 伊根町

② 事務局

京都府社会福祉協議会

(3) 取組の流れ (※ 幹事会・全体会議を定期的を開催)

- H25年3月) 京都府災害時要配慮者避難支援センター設立
- H25年5～7月) UPZ圏域内重度要配慮者様態別調査実施
- H25年11月) 「福祉避難サポートリーダー」の養成カリキュラム作成着手
- H25年12月) 社会福祉施設受入調査・調整
- H26年1～2月) 原子力災害における広域避難計画等を作成するため各団体と調整中
- H26年3月) 「福祉避難サポートリーダー」養成研修開催

(4)取組内容

- 平成 25 年度は、原子力災害時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び在宅要配慮者の広域避難に重点を置き、以下の検討課題について京都府災害時要配慮者避難支援センターにおいて協議を実施し、年度末にはUPZ圏域内の介護・福祉分野における避難計画を策定予定
 - ① 要避難施設等の実情把握及び受入可能人数等の分析
 - ② 避難・受入要請の連絡・調整ルートの確立
 - ③ 避難・受入調整のルールづくり
 - ④ 災害時派遣福祉職員の育成及びルールづくり
 - ⑤ その他避難支援等に関し必要な事項
- 避難所において要配慮者のニーズに適切に対応し、福祉的なトリアージができる人材として「福祉避難サポートリーダー」を養成する研修を3月に開催

(5)今後の取組課題

- センターでは「原子力災害における広域避難」について検討を進めているが、今後は南海トラフ大地震などの大規模災害にも対応する必要があることから、府内全域における広域避難計画についても予定
 - ・ 要配慮者の移送手段の確保
 - ・ 要配慮者の迅速な受け入れのためのルール作り など
- 「福祉避難サポートリーダー養成研修」の実施とスキルアップに向けた更なる取組（避難訓練で実習など）
- 避難所での要配慮者への初期対応をスムーズに行う枠組み作り（サポーターの位置づけ、活動展開）
- 災害福祉派遣チームの編成と、関係機関との連携や協定のあり方

<連絡先>

京都府 健康福祉部 介護・地域福祉課 電話：075-414-4556 FAX：075-414-4572

宇部市防災基本条例について

中国ブロック

山口県 宇部市

総務管理部防災危機管理課

1. 概要

- 宇部市防災基本条例を基に防災対策を進めている。
- 宇部市防災市民会議では、一般人から委員を選定し、市民の視点により必要な防災対策を検討している。避難所に関する分科会もあり、避難場所のレイアウト検討や避難者の健康管理、女性への配慮について検討している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

平成 24 年 4 月施行の宇部市防災基本条例第 31 条の規程により、平成 24 年 10 月に防災市民会議を設立した。定員を設けず、また全員を公募という形で募集し、40 名（うち防災士 30 名）が委員となった。

※第 31 条「市は宇部市地域防災計画や防災及び減災に関する施策を検証し、改善を行うため、市民から意見または提案を求めるものとする」

(2) 推進体制

防災市民会議を 3 分科会に分け、「自助・共助」「防災教育」「災害支援」をテーマに自由に意見交換をしていただき、「災害支援」の中で避難所についても議論が行われた。

防災市民会議は平成 24 年度には、分科会を含め、5 回開催された。

(3) 取組の流れ

防災市民会議の中で、避難所のレイアウトや女性への配慮、避難者の健康管理などについて、様々な意見や提案が出ており、避難所へ女性用の物品を備蓄するなど、女性に配慮した取組を現在行っている。



平成 24 年度 第 1 回宇部市防災市民会議の様子

(4) 今後の取組課題

PPP(公民連携)の協働体として、防災市民会議に意見や提案を伺いながら、避難所における良好な生活環境対策に関する取組も含めて、今後も引き続き防災及び減災事業を展開していく。

<連絡先>

山口県宇部市 総務管理部防災危機管理課 電話：0836-34-8139 FAX：0836-29-4266

北海道災害派遣ケアチームの派遣について

北海道ブロック

北海道

保健福祉部総務課

1. 概要

- 災害救助法が適用される地震などの自然災害時において、被災地の市町村から福祉避難所等に配置する生活相談職員の派遣要請を受けたときに、北海道災害派遣ケアチーム（社会福祉施設等の専門職員により編成）を派遣し、要配慮者への心理的ケアを含む被災者相談や福祉的支援等を実施する。

2. 具体的な取組内容

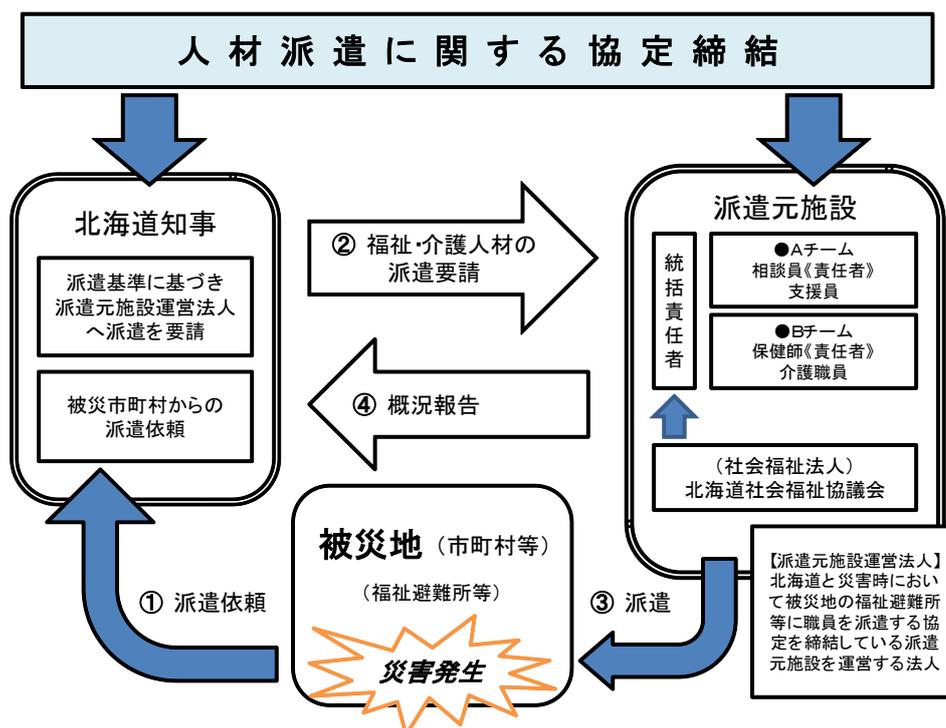
(1) 取組のきっかけ

道内における福祉避難所の設置状況は、平成 25 年 3 月 31 日現在で 55 市町村（全 179 市町村・31%）と低迷しており、指定が遅れている要因の一つに、福祉避難所に配置が必要な生活相談員等となる人材の確保が困難という市町村の意見を踏まえ、道内の社会福祉施設の職員（各種の相談員、支援員、介護職員、看護師・保健師等の福祉的相談活動等の対応が可能な者）を派遣するシステムを構築した。

(2) 推進体制

関係団体等への働きかけを行い、平成 25 年 2 月 1 日現在で、53 の社会福祉法人と職員派遣の協定を締結しており、引き続き協定先の拡大に努めていく。

(3) 取組の流れ



(4) 今後の取組課題

当該取組の推進にあたっては、協定先となる法人のさらなる確保が重要であることから、様々な機会を通して関係団体等に対する働きかけが必要である。

<連絡先>

北海道 保健福祉部総務課 電話：011-204-5242 FAX：011-232-8368

参考事例

【北海道】災害時こころのケア活動ハンドブックの作成について

当ハンドブックは、災害時こころのケアに関する知見を整理し、現場で必要となる書式(ツール)や情報を折り込み、現場の活動に役立つ「活動の手引き書」として、下記の活動がスムーズに実施されるよう作成したものです。

道では、市町村、保健所、医療機関、関係団体等に配布するとともに、精神保健福祉センター主催の研修等により、支援技術の普及啓発に努めています。

〈道における主な取組〉

- ・ 災害住民等に対する心のケア活動の充実を図るため、精神保健福祉センター及び保健所の精神保健福祉相談等において、避難所等における避難住民の心のケアに支援
- ・ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)を組織し、傷病者に対する精神科医療、被災者及び支援者に対する精神保健活動 など

〔ホームページ掲載先 北海道精神保健福祉センター
アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/saigaijouhou.htm> 〕

(4) 避難所運営の手引(マニュアル)の作成**男女共同参画地域防災体制づくり事業を通じた避難所における良好な生活環境対策について**

東北ブロック	青森県	青森県男女共同参画センター
	青森県 おいらせ町	まちづくり防災課

1. 概要

- 県作成の「安心避難所づくりハンドブック」を基に、避難所の良好な環境対策を進めている。
- 自主防災組織を中心に、男女共同参画の視点を含めた避難所訓練を実施している。

2. 具体的な取組内容**(1) 取組のきっかけ**

青森県も東日本大震災では太平洋沿岸部が被災地であり、2011年4月末まで避難所になった地域もある。被災地の市町村に避難所等の状況をヒアリングしたところ、ペットがいたり、小さな子ども連れの家族は車中泊であったり、更衣室がなく着替えはトイレであったり、炊き出しは地域の婦人会の役割だったことがわかり、避難所等における男女のニーズの違いや男女双方の視点への配慮はなされていなかったことがわかった。

震災後、避難所へ派遣された保健師が「食事の世話役」等を期待されたり、運営においても住民の意識は行政に頼り切り、自助・共助・公助がうまく機能していなかった地域もある。また、これまでの防災訓練はポンプ操作やイベント的なものが多く、図上訓練や避難所運営訓練は実施していなかった。

東日本大震災では避難後の関連死で2,000人余りの人が亡くなっている。「非常時だから」という言葉で、劣悪な避難所でも我慢を強いられたり、女性のリーダーがいなかったことにより、男性の視点でのみ運営されていたことも、その要因といえる。

以上のことから、復旧期の発災から3日、4日後、男女共同参画の視点を取り入れた安心避難所運営について住民が主体的に考え身をもって体験することで、その重要性を認識し、今後の防災体制づくりや地域コミュニティ再生に活かすことが必要と考え、モデル事業としておいらせ町と青森市で実施した。

(2) 推進体制

青森県委託事業として、青森県男女共同参画センターが受託し、モデル事業をおいらせ町、青森市と連携・協力を得ながら実施した。

モデル事業を実施するにあたり、実行委員会を立ち上げ、コーディネーターとしてNPO法人さくらねっとに依頼した。実行委員には、災害が起き、避難所運営の中心となる町内会や自主防災組織、女性消防団、防災士、社会福祉協議会、そして、小さな子どもを抱えている母親やPTA関係者、行政職員等に入っていた。実行委員の選出については、自主防災組織からはなるべく女性に入っていたよう依頼。行政職員は男女共同参画担当課や防災危機管理担当課、健康福祉担当課など多分野の職員にも入っていた。なお、事前・避難所ワークショップの際は託児所も用意した。

市町との連携については、男女共同参画センターと県男女共同参画担当課が強みを生かし合いながら取り組んだ。

(3) 取組の流れ



(4) 取組のポイント

1) モデル事業(避難所体験・ワークショップ)

- ・自主防災組織、町内会の方々は災害後すぐの要援護者支援に関心が高いため、企画・実施においてはまず「安心できる(関連死を少なくする)避難所運営を進めるために」ということを前面に打ち出し、発

災直後の命を守るための訓練も大切ではあるが、避難所生活が長期化する際の問題にも重要性があるとして、避難所運営課題を通して男女共同参画の重要性に対する理解を深めてもらった。それにより、男性実行委員も女性や多様な人たちへの配慮の必要性の理解が深まり、日常生活の見方にも変化が生じ、男女共同参画の理解につながった。

- ・避難所体験を実施するまでに、3回にわたる事前ワークショップを実施し、避難所運営に男女共同参画の視点の必要性を事例とともに、主体的に考える場づくりを行った。また、実行委員の半数以上が女性だったこともあり、女性が意見を言いやすい環境となり、女性たちの参加意欲や自信につながった。
- ・危機管理担当者との連携関係・相互理解が取り組み・成果に厚みを与えた。青森市の危機管理室の担当者が以前に男女共同参画の担当経験があったこと、おいらせ町でも担当職員や危機管理員等が男女共同参画に対する理解度が高く、連携がうまくいった。そういった主催者と関係機関の良好な関係性が実行委員にも良い影響を与えた。

2) 男女共同参画の視点を取り入れた「安心避難所づくり」ハンドブックの作成及びDVD「安心できる避難所づくり」の製作

東日本大震災での教訓を活かし、おいらせ町や青森市での避難所体験やワークショップの様子や決まった内容等を盛り込みながら製作。ビジュアルかつ具体的でわかりやすいと県内外からも問合せあり。自治体や校区、町内会単位で活用されている。

a. 男女共同参画の視点を取り入れた「安心避難所づくり」ハンドブック (8頁)

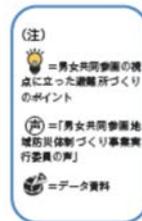
簡潔に(分かりやすい→ビジュアル、課題に対しQ&A形式で回答、ポイントや体験や実行委員の声を盛り込むことで、現実的・親近感をもつ)。

男女共同参画の視点を取り入れた「安心避難所づくり」ハンドブックより



◀表紙

▶P2 集団生活に適した環境づくり等を紹介。実行委員の声を盛り込んで、親近感を。



◀P4 男女別のトイレ・更衣室・洗濯物干し場等の設置等によるプライバシーの確保等、生活環境の改善対策として具体的に提示。

3. 安心・安全



◎3.11ではこんなことが!

【トイレ】

●電気や水道がストップし、設置された仮設トイレ。しかし、混雑している、汚い、夜は暗い、男女兼用であるなどの問題点も。夜中にトイレに行くとき迷惑をかけるからと、十分な水分を摂らずに、体調を崩した人もいます。また、女性・子どもだけでは、夜は怖くてトイレに行けませんでした。

【更衣室】

●更衣室がないため、毛布の中や仮設トイレの中で着替えをしていた女性もたくさんいました。

【女性専用の物干し場がない】

●下着を干す場所がないために、こまめに交換できずに、女性特有の症状を起こす人も増えました。



仮設トイレには

1. 夜間照明をつける。
2. 男子トイレと女子トイレの距離をあげる。
3. トイレが混んでいるとき誰でも使える障害者対応の共有トイレも設ける。



プライバシーを守るためにも男女別の更衣室や、下着などを気にせず干せる女性専用の物干し場を設置する。

ルールを決めることは衛生面の確保のみならず、犯罪等の抑止にもなります。災害時には、女性や子どもの安全・安心に対する配慮は優先順位が低くなり、平時に増して声を上げにくい状況になることを理解し対応しましょう。

4. 配慮

◎ 3.11ではこんなことが!

- 授乳する場所もなく、小さな子どもに泣かれて困り果てる親、妊産婦や高齢者などその家族。中には、居場所がなく、避難所にいられなくなり、半壊した家に戻った人も。
- 避難所で、DV被害者の夫とばったり遭遇。



💡 DV被害者女性専用の場所

災害による被害に加え、暴力による被害を受けた女性たちが、たった一人で二重三重の困難を乗り切れることは難しく、むしろ自己否定感や無力感を高めてしまう場合が少なくありません。大きな時だからこそ、前へ歩み出せるよう、女性たち一人一人の歩みを応援する配慮が必要です。

💡 乳幼児とそのお母さん専用の場所

乳幼児を抱えるお母さんたちが、周囲の避難者に気づかずに授乳や休憩、睡眠ができ、安心して過ごせる部屋です。

💡 託児・託老など一時預かりの場所

保育所や介護施設が被災し、子どもなどの預け場所がなくなると、女性の負担と不安は増大します。そんな時、託児や託老ができる場所があると、家の片付けに行けたり、今後のことをじっくり考えるなど、ホッとする時間が持てます。



【情報掲示板】

◎ 人の出入りの激しい避難所では、マイクによる放送だけでは情報の共有化は難しいので、情報掲示板があると聴覚障害や外国人の方にとっても助かりますね。

【投書箱】

◎

扉でも意見を出せる投書箱などがあるといいですね。もちろん匿名でもOKですよ。



◀ P4 授乳室や乳幼児を抱えた家族、子ども、DV被害者など災害発生時に配慮を要するものスペースの確保の重要性を明示。



b. DVD「安心してできる避難所づくり」(30分)

3部構成で製作。各部での活用も可能。

- ア. 関連死防止のための避難所づくり (おいらせ町避難所ワークショップ)
- イ. 特別な配慮を必要とする人のための避難所 (青森市避難所ワークショップ)
- ウ. 地域で進める自主防災活動の中に、女性の視点を取り入れましょう
 - ・ 防災訓練を見直しましょう
 - ・ 避難所訓練を実施しましょう

* DVDは文部科学省委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」予算にて製作

(5) 今後の取組課題

1) おいらせ町の取組み (平成 25 年度)

平成 25 年 4 月から総務課内防災安全推進室がまちづくり防災課に組織変更し整備していくなかで、まちづくりと一体化した防災体制の改善と強化につなげ、コミュニティの集約した意見を防災に活かすことができるようになった。

平成 25 年度も県男女共同参画センターと連携し、住民主体の避難所訓練を実施し、共助による安心避難所運営ができるよう取り組みをすすめたことで、人材育成につながっている。

2) 青森県男女共同参画センターの取組み (平成 25 年度)

平成 24 年度の取組みをブラッシュアップし、避難所運営のノウハウの確認とさらなる被災者対応のノウハウ構築に向け訓練を行った。また、年齢・分野を超えた、さまざまな被災女性の課題を確認・可視化し、支援者のニーズキャッチ力を身につける避難所運営訓練を実施し、自主防災組織の方々や専門職の方々とネットワークづくりにもつなげている。

災害時、リーダーとなれる女性の人材育成の学習機会を増やし取り組んでいる。ハンドブック、DVDを活用しながら、女性地域リーダー養成研修や災害トレーナー研修等の支援者研修会及び町内会や公民館単位での地域住民対象の学習会を通して、安心避難所づくりに向けた啓発活動を実施している。ハンドブック・DVDは県外でも活用頂いている。

3) まとめ

- ・災害時に必要なことは、各組織が強みを活かし合い、横断的連携を図りながらの取組みが重要。今回は防災危機管理担当課と男女共同参画担当課、そして男女共同参画センターがタッグを組んで一緒に取り組んだことで、良好な生活環境の確保が可能な避難所づくりの訓練ができたと認識している。
- ・そのためには平時からのネットワーク（連携）、互いが何をしているか、どのような強みを持っているかを知り、尊重し合い、つながりを持つことが大切。
- ・住民の主体性を重要視した避難所運営訓練の継続。それに向かうしくみ・プロセスが大切である。
- ・女性たちのエンパワーメントが災害時の女性リーダーの参画につながり、安心避難所運営の大きな力につながることを確信。平時からの女性リーダーの育成が重要である。

<連絡先>

青森県 青森県男女共同参画センター 電話：017-732-1085 FAX：017-732-1073
青森県おいらせ町 まちづくり防災課 電話：0178-56-2131 FAX：0178-56-4361

参考HP：<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/seishonen/files/2012handbook.pdf>

避難所開設を迅速に行うための取組

関東ブロック

千葉県 習志野市

企画政策部危機管理課

1. 概要

- 避難所運営マニュアルを策定し、どの職員がどの避難所に派遣となるのかあらかじめ定めた。また、避難所常備ケースを各避難所に設置し、受付名簿・避難所のマップ等を入れ、スムーズな避難所の開設ができるよう対策を講じている。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

東日本大震災においては、市内では12か所の避難所を開設したが、市と学校と地域住民との間で共通認識が図れていなかったために大きな混乱が生じた。そのような混乱を防ぐため、災害発生時の避難所開設において、どの主体がどの役割を担うのか、どのような手順なのかを予め定め、避難所開設に係る全ての主体が共通認識を持てるようにマニュアルを策定した。

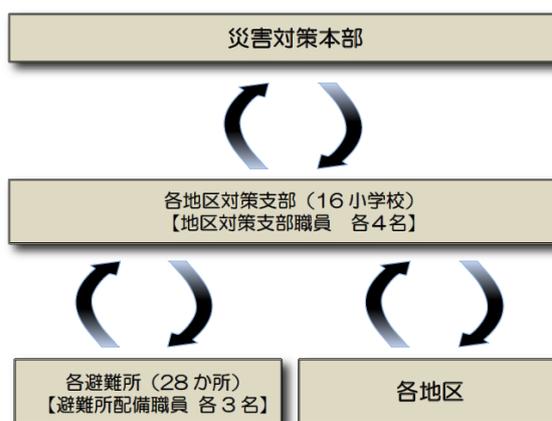
(2) 取組の流れ

危機管理課で避難所運営マニュアル案を作成し、施設管理者である学校、そして地域住民からの意見を聴取し、それを取り入れて完成した。マニュアルの作成と併せて、避難所開設に必要な物品や様式を整備（以下「避難所常備ケース」とする）し、それらをあらかじめ学校の防災倉庫などに常設しておく体制とした。

(3) 取組のポイント

- ① 災害時の市の体制を整備し、災害対策本部・地区対策支部(情報の拠点、市立の全小学校に設置、災害対策本部と避難所と繋ぐ役割)・避難所というラインを形成した。(本取組は、このライン形成の一環である。)
- ② 予め避難所配備職員(各3名)と地区対策支部職員(各4名)を指定、また参集の基準をそれぞれ設け、初動体制を迅速にとることができるようにした。なお、避難所配備職員、地区対策支部職員については市内在住若しくは市外在住でも徒歩・自転車等で参集できる距離の職員を指定した。
- ③ 避難所の組織作りの例示を行った。生活グループの編成、各担当ごとの役割分担、避難所運営委員会の設置等。
- ④ 避難所に避難所常備ケースを設置し、スムーズに避難所を開設できることとした。内容物としては、各種様式(施設安全チェックリスト、避難者受付名簿等)、靴入れ用ビニール袋、筆記具、文房具、ホワイトボード関連品、ベスト(市職員、先生用)等。

■地区対策支部を経由した情報の流れのイメージ図■



(4) 今後の取組課題

マニュアルの概要版などを作成し、自主防災組織や市職員、学校職員等に避難所の開設・運営手順を広く周知するとともに、各地域において、事前に避難所運営に関する話し合いがもたれるような支援をしていく必要があると考える。

(5)その他

平成 25 年度、全ての避難所へ災害時に被災者が使用可能となる発信専用の特設公衆電話の回線(各避難所に 2 回線)を新たに敷設し、専用の電話機を配備した。

■避難所常備ケースの内容物■

書 類			
様式 1 (施設安全チェック表)	5 枚	様式 4 (グループ別避難者名簿)	50 枚
様式 2 (避難者受付簿)	30 枚	様式 5 (避難所組織表)	20 枚
様式 3 (避難者カード)	500 枚		
備 品			
プラスチックケース (大)	1 個	ホワイトボード用マグネット	10 個
書類ケース	1 個	ホワイトボードマーカー (黒・赤・青)	各 2 本
筆記用具ケース	1 個	ガムテープ (黄・白)	各 1 個
記録用ノート	2 冊	ベスト緑 (避難所配備職員用)	3 枚
すずらんテープ	1 個	ベスト赤 (避難所運営委員長用)	1 枚
ビニール袋 (靴入れ)	300 枚	はさみ	1 個
セロテープ	2 個	A4 用紙 (白紙)	10 枚
クリップボード (用箋ばさみ)	2 枚	ハンドマイク	1 個
クリップペンシル	50 本	特設公衆電話 (電話機)	2 機
ボールペン	10 本	LED ランタン	2 個
マジック (黒・赤・青)	各 2 本	LED ランタン用電池 (単 1)	6 個



<連絡先>

千葉県習志野市 企画政策部危機管理課 電話：047-453-9211 FAX：047-453-9386

2.2 発災後における対応

(1) 避難所の運営改善による良好な生活環境確保

地域版マニュアルの作成を通じた、町内会、学校及び仙台市による円滑な避難所運営体制の構築

東北ブロック

宮城県 仙台市

消防局防災企画課

1. 概要

- 避難所での要援護者への配慮（食料等の優先配布等）
- 指定避難所、補助避難所、地区避難施設の位置づけ
- 地域団体・避難者、仙台市、施設が協働して運営
- 地域団体・避難者、仙台市、施設の役割分担

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

東日本大震災の際の避難所運営では、大きな課題として次のことが明らかになった。

- ①避難所施設については、予め決めていた指定避難所（市立小中高等学校 194 校）では、全ての避難者を収容しきれなかった。
- ②避難所の開設・運営主体と支援については、派遣する職員に対する研修、地域との顔合わせなどが不十分であり、具体的にその役割を誰が行うのかが不明確であった。
- ③運営マニュアルについては、職員向けであり、運営に携わる各主体との情報共有ができず、避難所の開設、避難者の受け入れをはじめとする避難所の運営体制整備が遅れた。

そういったなか、日頃から学校と地域との繋がりがしっかりできていた避難所では、避難所の運営がとて円滑に行われた例が多く、市民の皆様や地域の方々のつながり、支えあいなどが大きな役割を果たし、市民、地域団体等及び行政が連携することの重要性を再認識した。

こうした課題の他、町内会をはじめとする地域からの声、関係機関の状況、市民アンケートなどのご意見を踏まえて、市として反省すべき点、課題や教訓を洗い出し、新たな避難所運営マニュアルを作成し、それを参考に地域団体、施設管理者、市の担当職員の三者による避難所運営の意識の共有化を図り、地域の状況に応じた地域版の避難所運営マニュアルの作成を推進していくこととした。

また、避難所が運営関係者と避難者が協働して運営できるよう、各種活動についての具体的な動きをまとめたマニュアルシート（チェック方式）として作成することとした。

(2) 推進体制

- ・平成 25 年 4 月から本庁各課を中心に指定避難所毎に避難所担当課を割り当て、同年 7 月から地域版避難所運営マニュアルの作成のための地域及び施設管理者（市立学校等）との事前協議を開始している。
- ・町内会をはじめとする地域団体のご理解とご協力の下、平成 26 年度中には、地域版マニュアルの作成と避難所運営訓練による検証を行う予定になっている。
- ・仙台市避難所運営マニュアルについて、視覚的にも分かりやすいように解説を加えた DVD を作成し、町内会をはじめとする避難所運営関係者に配布した。

(3) 取組のポイント

- ・仙台市避難所運営マニュアルを活用し、地域の様々な実情が反映された地域版マニュアルを地域と協議しながら作成する。
- ・地域版マニュアルの作成を通じて、町内会、学校及び仙台市が様々な情報や意識を共有化し、平時より「お互いの顔が見える関係」を構築、協働して円滑な避難所運営を目指す。

(4) 今後の取組課題

- ・地域コミュニティがあまり活発でない地域に対する取り組み方
- ・避難所運営訓練等に対する行政側の支援体制
- ・地域版避難所運営マニュアルの検証と更新（いかに継続的に地域に根付かせていくか）

<連絡先>

宮城県仙台市 消防局防災企画課 電話：022-214-3108 FAX：022-214-1119

参考 HP：https://www.city.sendai.jp/kurashi/shobo/keikaku/1208133_1391.html

「福祉避難コーナー設置ガイドライン」の策定について

近畿ブロック

京都府

健康福祉部介護・地域福祉課

1. 概要

- 災害時における要配慮者への支援として、福祉避難所の設置を進めているが、大規模災害の場合、すべての要配慮者への対応は困難になることが想定されることから、一般の避難所をユニバーサルデザインにするための指針として「福祉避難コーナー設置ガイドライン」を策定した。
- ガイドラインのポイントは、少しの気遣いのできる「避難所の環境整備」、「人材の養成」、「要配慮者別の配慮事項」、「共通化したサインの作成」にある。
- 要配慮者のニーズに対応するコーナーとして、福祉避難コーナー（要配慮者相談窓口、静養室（短期、長期）、授乳室や更衣室、ベッドコーナー、育児室、補助犬コーナー）の設置について記載した。
- 要配慮者を適切に支援できる人材である「福祉避難サポーター」の養成を推奨している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

東日本大震災の際には、避難所において多くの要配慮者が震災関連死等で亡くなられたところであり、一般避難所の整備が喫緊の課題であることから、一般避難所においても要配慮者に対応できる環境を作るため一般避難所をユニバーサルデザインにすることに着目し「福祉避難コーナー設置ガイドライン」を作成した。

(2) 検討状況

- 京都府のユニバーサルデザインを推進する為の識者の会議「あったか京都推進会議」で内容を検討
- 認知症高齢者や障害者、難病、希少難病等各関係団体に内容を照会し意見を反映
- 国の指針の他、全国の先進的なガイドライン等を参考に内容を検討

(3) 普及・啓発方法

- 市町村、関係各団体に配布。市町村にはガイドラインを活用して、福祉避難サポーターの養成研修の実施や、要配慮者を含めた福祉避難コーナー設置訓練などの取組を会議や研修等を活用し要請
- 民生委員の研修会や市町村の社会福祉大会等においてガイドラインの内容を紹介・啓発
- 25年度末にはガイドラインの概要版を作成し、すべての一般避難所に配備する予定

(4) 取組のポイント

- ① 少しの気遣いや工夫ですべての人が活用できる実用的なもの（ユニバーサルデザインを基本）
- ② レイアウトの作成や福祉避難コーナーの設置などを通して避難所の整備を推進
- ③ 要配慮者のニーズに対応できる人材の養成に重点
- ④ 要配慮者別の配慮事項を紹介
- ⑤ 案内表示を共通化

(5) 今後の取組課題

- 避難所のユニバーサルデザインを推進するため、本ガイドラインの更なる普及
- 市町村における福祉避難サポーターの養成研修の実施に向けた支援
- 避難訓練での福祉避難コーナーの設置に向けた実践訓練の実施に向けた支援
- 一般的な避難所の整備（ユニバーサルデザイン）に係る財政的支援

<連絡先>

京都府 健康福祉部 介護・地域福祉課 電話：075-414-4556 FAX：075-414-4572

民間防災関係団体による避難所設置運営図の作成事例

中部ブロック

石川県 加賀市

総務部防災防犯対策室

1. 概要

- 加賀市防災士会が災害時に避難所となる学校施設の使い方を示した「避難所設置運営図」を作成している。
- 避難所設置運営図を基に避難所の開設に重点を置いた訓練を実施している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

石川県の防災士養成事業において、石川県と加賀市が1/2ずつ補助し防災士を養成することとなり、市内の防災士数が計40名あまりになった。

そこで、民間防災関係団体として、従来から消防本部で養成していた加賀市防災リーダー会と防災士で構成される加賀市防災士会の2団体が設立された。また、2団体の教育支援やアドバイスをする役割を担うこととなるNPO防災ネットワークみらいが同時期に設立された。

(2) 推進体制

- ・市から加賀市防災士会に対して、約10万円の組織化準備のための補助金による支援を実施している。
- ・防災士の方々は年会費として一人2,000円ずつ支出し、継続性のある自立したボランティア活動を目指す。

(3) 避難所設置運営図案の作成手順～加賀市防災士会の取組み～

別図のとおり、

- ①指定避難所に出向き現地を見て調査
- ②会議を開き検討して設置運営図を作成
- ③該当する小中学校と協議し図案を提出

(4) 取組のポイント

- 民間防災団体として継続性のある自立したボランティア活動
- 教育長の理解と学校施設管理者の積極的な協力支援

(5) 今後の取組課題

- ・市内全小中学校の避難所設置運営図案の作成
 - ・地域や家庭等との新しい情報共有の会議体
- ⇒「防災コミュニティスクール」の42頁を参照のこと

避難所設置運営図案の作成手順

～加賀市防災士会の取組み～



現在、市内全域の小中学校の図案について着手中

<連絡先>

石川県加賀市 総務部防災防犯対策室 電話：0761-72-7891 FAX：0761-72-4640

東日本大震災における避難所運営に係る課題を踏まえた避難所における良好な生活環境対策について

関東ブロック

茨城県 日立市

総務部生活安全課

1. 概要

- 福島第一原子力発電所の事故をきっかけに広域的な相互応援体制の整備を進めている。
- 現在、全国の10市町と災害時の相互応援に関する協定を締結している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力事故発生時における一時的な被災者の受け入れ自治体を確保する必要があった。

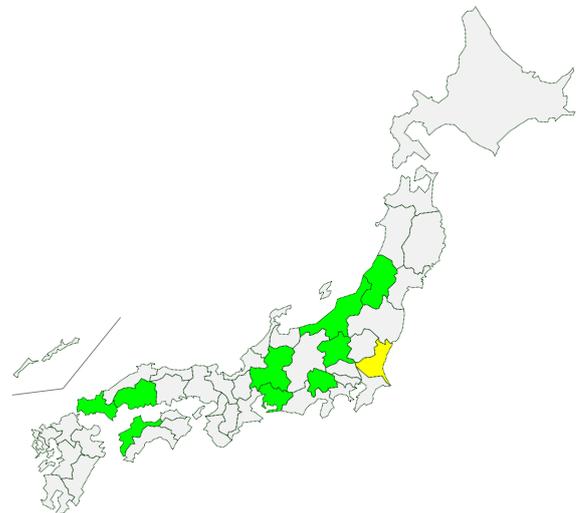
(2) 取組の流れ

- ア すでに災害時における相互応援協定を締結していた国内姉妹都市「桐生市」及び友好都市「山辺町」と協議し、原子力災害時の相互応援に関する内容を協定に盛り込んだ。
- イ 新潟県中越地震における支援をきっかけとし、その後も「中越大震災ネットワークおぢや」を通じて交流を続けてきた「小千谷市」と災害時の相互応援に関する協定を締結した。
- ウ 鶴飼サミット（加入15自治体）を通じて交流のある自治体間において、災害時の相互応援に関する協定を締結した。（協定を締結したのは7自治体）
- エ さくらサミット（加入24自治体）を通じて交流のある自治体間において、災害時の相互応援に関する協定の締結を提案し、協定の締結に向け調整中である。

【本市の災害時の相互応援に関する協定締結自治体】

山形県山辺町	新潟県小千谷市
群馬県桐生市	山梨県笛吹市
岐阜県岐阜市	岐阜県関市
愛知県犬山市	広島県三次市
山口県岩国市	愛媛県大洲市

※右図は協定締結自治体の所在県



<連絡先>

茨城県日立市 総務部生活安全課防災対策室 電話：0294-22-3111 FAX：0294-21-7000

介護トリアージ(仮称)に関する取組

関東ブロック

東京都 武蔵野市

防災安全部防災課

1. 概要

- 地域防災計画に充実した災害時要援護者対策を記載している。「介護トリアージ(仮称)」とし、避難者を避難所、おもいやりルーム、福祉避難所、医療機関に振り分ける仕組みを示している。
- 医療系のトリアージのように特別な資格や技術を必要としなくても、簡易的な方法で市職員や住民等が入居者をトリアージできる方法について検討している。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

東日本大震災で被災地の避難所運営に応援派遣された市職員からの聞き取りや「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」等にもあったとおり、多数の避難者と同じ避難所の中で生活を送ることが困難な方々がいた。また、武蔵野市地域防災計画修正作業の中でも、市民委員から一般の避難所ではなじまない方への対応について議論があった。

(2)推進体制

避難者のうち特別なケアは必要ないが一定の配慮が必要な方のために避難所内に多目的ルームなどを利用した「おもいやりルーム(福祉避難室)」の設置や、避難所を補完する目的でコミュニティセンターを「地域支え合いステーション」として武蔵野市地域防災計画の中に位置付けた。また、介護トリアージ(仮称)について、日本赤十字看護大学や避難所運営組織などと共同して開発に取り組んでいる。

(3)取組のポイント

それぞれの避難者を適切な避難所に振り分けることによって、避難者の医療・保健衛生・福祉の維持を行うためにも早期の対応、継続的な判断基準などの必要性を考え、専門職以外の方でも対応できるような形が望ましいと考えている。

(4)今後の取組課題

1) 支援の必要優先度をどこに置くか

日常生活動作(ADL)か、認知機能(認知症高齢者日常生活自立度)か、手段的日常生活動作(IADL)か、またはこれらの複合などにより優先度を置くか。

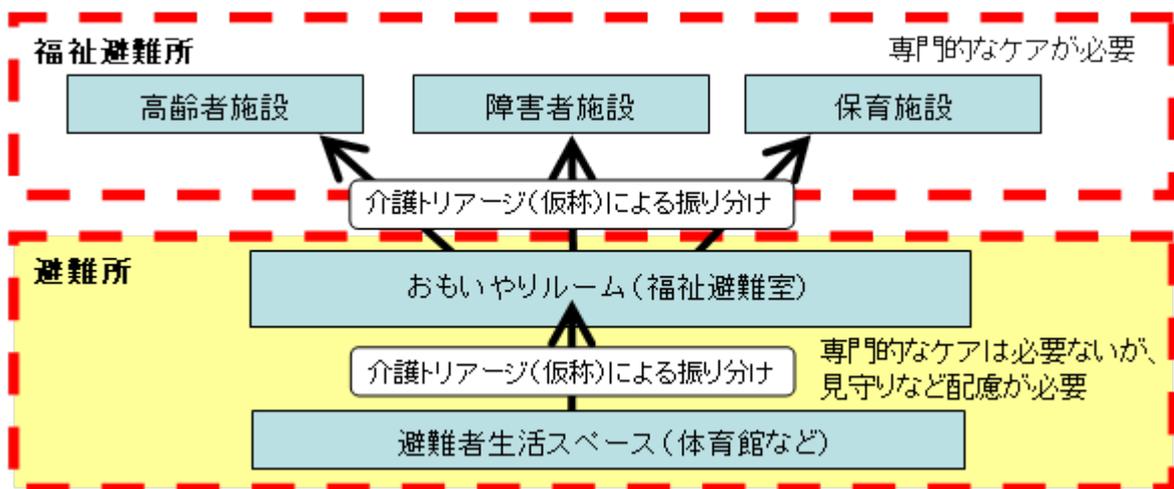
2) いつ、誰が判断するのか

発災直後、市職員や地域の方々による避難所運営組織によって、避難所を開設・運営するが、災害時要援護者を医療機関や福祉避難所へ振り分ける必要がある。市職員や地域の方々でも振り分けを可能とするには、医療関係者でなくても振り分けることのできる基準が必要である。

3) 避難所に行かない、行くことができない在宅の要援護者への対応

在宅避難を進めているので、いかに地域の関係者で情報を共有するか、アウトリーチ(訪問支援)のための介護トリアージや避難支援連携シート(仮称)の活用などの体制が構築できるか。

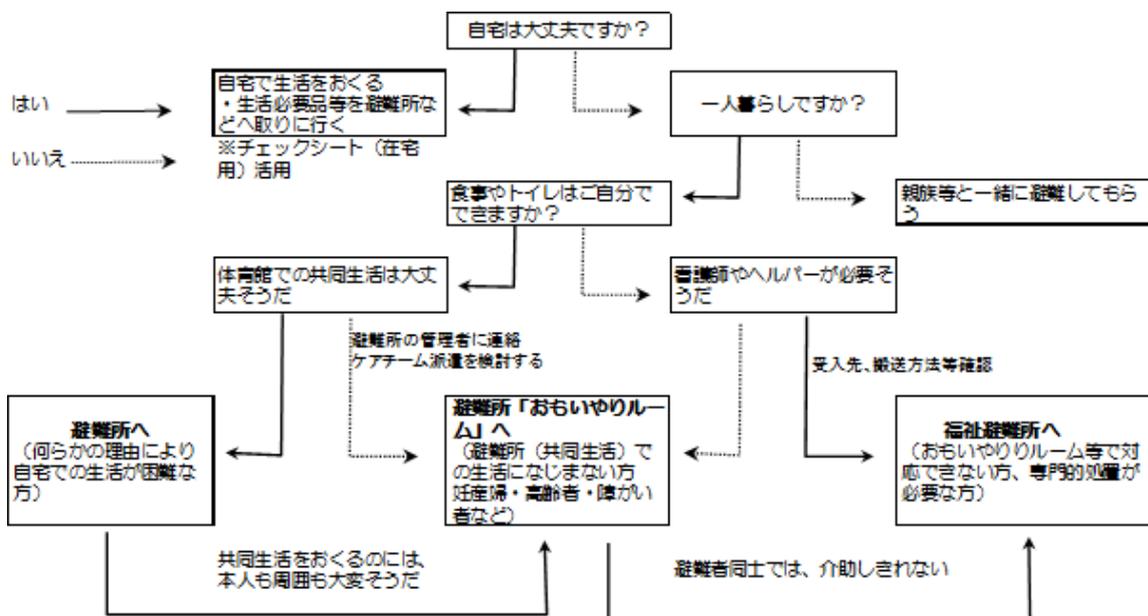
【要援護者の流れイメージ】



【「介護トリアージ (仮称)」のカテゴリーイメージ】

カテゴリー	内 容
4	一般避難所 (学校体育館等) に滞在可能な人
3	おもしろいルーム (福祉避難室) での一定の配慮が必要な人
2	福祉避難所でのケアが必要な人
1	医療機関での医療行為が必要な人

【「介護トリアージ (仮称)」による振り分けイメージ】



<連絡先>

東京都武蔵野市 防災安全部防災課 電話：0422-60-1821 FAX：0422-51-9184

女性の積極参画支援について

中部ブロック

三重県 四日市市

危機管理監 危機管理室

1. 概要

- 防災・減災女性セミナー(連続講座)をH25 から実施し、避難所運営・備蓄等に男女双方の視点が必要なことを地域に還元するきっかけとなっている。自治会・防災組織の中でも防災訓練や研修機会の拡大が図られ、今後の展開が大いに期待できる。

2. 具体的な取組内容

(1) 推進体制

行政：危機管理監危機管理室 市民文化部男女共同参画課

民間：NPO 法人四日市男女共同参画研究所 男女共同参画みえネット

(2) 取組の流れ

H25. 4月 内閣府「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定・公表

5月 防災担当が、女性向け啓発講座の開設検討

6月 男女共同参画担当が、市民団体とともに内閣府への事業提案検討

9月 見直し中の四日市市地域防災計画について、県市の女性活動団体に説明

10月～H26. 2月 防災・減災女性セミナー開講(全4回)

11月～H26. 1月 「わがまちの防災を男女共同参画の視点で考える」地域講演会・懇談(全3回)

2月 取組みを、ワークショップで市民に報告

H26～ 2年程度で市内全地区で事業展開の予定

(3) 取組のポイント

- ・市行政(防災担当・と男女共同参画担当)、女性活動団体が、期せずして同様の問題認識で活動を始めたこと
- ・東日本大震災の教訓である避難所運営での男女双方の視点の必要性が地域で実感を持って受け入れられ、自治会や自主防災組織の全面協力を受けられたこと
- ・取組早々に、避難所運営班に女性役員を置く地区や避難所運営マニュアルの改訂を決定した地区があり、活動に弾みがついたこと

(4) 今後の取組課題

- ・市内全ての避難所(指定避難所 118 緊急避難所 206)で、男女双方の視点に立った避難所運営マニュアルが策定されるよう、施設管理者や地域への働きかけが必要
- ・新たなマニュアルに基づき、地域主体の避難所運営訓練が継続実施されるよう取組を支援するとともに、行政側も指標・目標の数値化により、経過と結果の双方を客観視できるようにすること
- ・地域の意識継続を支援するための、人材育成・活用が必要

<連絡先>

三重県四日市市 危機管理監危機管理室 電話：059-354-8119 FAX：059-350-3022

地域へ効果的にボランティアを派遣するための仕組み

中部ブロック

愛知県 日進市

総務部危機管理課

1. 概要

- 災害ボランティア派遣に関する連絡体制の整備
- 地域に派遣する際のルール

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

ボランティアセンターが立ち上がり、ボランティアが多く集まっても、センターへニーズが迅速かつ的確に届けられないと、効果的なボランティアの派遣ができないことが想定される。過去の大きな災害においてもその様な問題があったことから、センターに地域からのニーズが的確に届けられるよう、連絡体制を整備することとした。

(2) 推進体制

自治会長等の地区の代表者や自主防災会長等市内19地区ごとに説明会を行い、地区のニーズの集約、センターへの連絡方法等について協議した。

(3) 取組の流れ

- ①市内に非常時にも使用できるデジタル防災無線を伝達機器として指定
- ②個々のニーズを地区で取りまとめ、地区の代表者からセンターへニーズ報告
- ③ニーズに基づき、地区に必要な人数のボランティアを派遣
- ④地区の代表者の指示により、地区内において個々のニーズに応じ活動

(4) 取組のポイント

- ・大災害時には、平常時連絡手段として使用している携帯電話等の使用が困難になることが予想されることから、ボランティアセンター及び地域の公民館に配備しているデジタル防災無線を有効活用する。
- ・個々のニーズによる派遣ではなく、一定の地区単位での派遣を基本とする。
- ・必要な地区にまとまった人数を派遣することにより、臨機応変な活用を可能にする。

(5) 今後の取組課題

- ・地区において、ボランティアに関するニーズが、地区の公民館に集約できる地域体制づくり
- ・地区防災訓練等において、ボランティアニーズの集約からセンターへの依頼までの訓練の実施

<連絡先>

愛知県日進市 総務部危機管理課 電話：0561-73-3279 FAX：0561-74-0258

(2) 要配慮者の良好な生活環境確保

大分県福祉避難所指定促進事業を基にした福祉避難所設置普及に関する取組

九州ブロック

大分県社会福祉協議会

地域福祉部地域福祉課

1. 概要

- 平成 24 年度に大分県から大分県社協が委託を受け、福祉施設や協定先のホテル等へ市をまたいだ避難訓練を行う取組を福祉避難所指定推進事業の中で実施している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

東日本大震災では、高齢者や障がい者等が、体育館などの一般避難所で体調や病状を悪化させたり、避難所を後にする、または自家用車で寝泊まりするなどの状況が報じられた。これを教訓とし、本県では、避難生活で配慮を要する災害弱者といわれる方々が、避難生活をおくるための福祉避難所、小学校区に 1 つ (314 ヶ所) 確保することとなった。(現在 348 ヶ所)

また、これに先立ち平成 24 年 1 月に、県内の福祉施設協議会、老人保健施設協議会 8 団体で、「災害時相互応援協定」を結ぶという趣意書を策定し、締結したのもきっかけの一つとなる。

(2) 推進体制

本県では、平成 17 年度頃から福祉避難所の設置推進を図ってきたところであるが、大分県社会福祉協議会 (以下、県社協) も、県と一緒に進んでいくということで、平成 24 年度に「福祉避難所指定促進事業」を県から受託することになった。

県社協では、地域福祉課内に担当職員 (兼務) 1 名のほか、コーディネーター 1 名 (常勤嘱託職員) を配置し、2 名体制で対応した。事業推進にあたり、有識者や行政、施設、ボランティア団体、日赤大分県支部、旅館組合、NPO 団体、市町村社協の職員等 20 名で構成する「福祉避難所指定促進事業推進会議」を設置し、年間 3 回開催した。

(3) 取組の流れ

- ① 指定推進については、4～5 月にかけて、県内市町村を訪問し、指定について依頼した。
- ② 啓発については、9 月に「福祉避難所講演会・シンポジウム」を開催し、関係者約 400 名が参加した。
- ③ 避難訓練については、沿岸部にある福祉施設入所者や利用者が、内陸部にある福祉施設やホテルに避難し、実際に宿泊するという「訓練」を年間 6 回行った。
- ④ 訓練による課題なども踏まえながら、県と県社協で「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、指定促進に活用するとともに、福祉避難所や市町村、市町村社協等に配布した。

(4) 取組のポイント

福祉避難所は、指定し協定を締結していくものであることから、いかに行政担当者に自身のこととして考え、行動に移していただくよう働きかけていくことが大事である。訓練についても、地域住民をはじめ各関係者をいかに巻き込み、実践的に行うかがポイントである。

(5) 今後の取組課題

「身近なところに福祉避難所を」、という目標を持ち、さらに市町村行政に働きかけること。受入先となる、福祉施設などの職員を対象に受入の実践的訓練 (研修) が必要。また、関係団体による協力がさらに行われるように協定などが必要と思われる。

<連絡先>

大分県社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉課 電話：097-558-0300 FAX：097-558-1635

名古屋市における福祉避難所の整備について

中部ブロック

愛知県 名古屋市

健康福祉局総務課

1. 概要

- 社会福祉事業を行う施設を対象に、福祉避難所指定の基準を定め、事前に協定を締結し、福祉避難所を指定している。
- 福祉避難所の事業内容として、福祉避難所の維持管理、要援護者の移送、福祉・医療サービスに関する関係機関との調整、食糧や生活必需品の提供等について定めている。

2. 具体的な取組内容

(1) 福祉避難所指定基準

社会福祉事業を行う施設等のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、法人ごとに事前に協定を締結し、福祉避難所として指定する。

- ① 土砂災害危険箇所外に位置すること
 - ② 過去に浸水被害があった地域では、2階以上に避難空間が確保できること
 - ③ 耐震・耐火構造の建築物で、バリアフリー化がされていること
 - ④ 避難者用スペースとして20㎡（1人当2㎡として介助者を含め10人分）以上が確保できること
- ※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えない。
- ※ 想定している施設は、デイサービス等通所事業を行う施設であり、特別養護老人ホーム等併設施設の場合、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲とすること。

(2) 福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者とする。

要援護者もまずは通常の避難所へ避難し、そこで福祉避難所の対象者が振り分けられ、福祉避難スペースでの避難生活が困難な者が福祉避難所へ避難する。

対象者を介助する者は、対象者本人とともに福祉避難所に避難させることができる。（介助者は1人までとし、要援護者数には算入しない。）

※主として車いす利用者や一人で移動することが困難な方など、学校では段差があつてトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護機能を期待しているものではない。

(3) 福祉避難所の事業内容

- ① 福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め1人以上の配置】
〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決める〕
- ② 被災した要援護者の福祉避難所への移送（協力できる範囲で）
- ③ 被災した要援護者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要援護者を概ね10人受け入れ、相談員を1人配置した場合に限る）
- ④ 食事の提供や生活必需品の支給

(4) 指定か所数(平成26年2月1日時点)

89か所

(5) 今後の取組課題

- ・ヘルパー等人的支援
- ・福祉避難所内での事故等の対応

<連絡先>

愛知県名古屋市 健康福祉局総務課 電話：052-972-2510 FAX：052-972-4145

(3) 在宅避難者支援に係る取組

東日本大震災の教訓を踏まえた在宅要援護者支援に関する地域防災計画への反映

東北ブロック

宮城県 仙台市

健康福祉局 総務課

1. 概要

- 東日本大震災の教訓を踏まえて、指定避難所等への避難が困難な要援護者は、区（市）災害対策本部の判断により、自宅から福祉避難所への直接避難も可能とすることを地域防災計画に定めた。

2. 具体的な取組内容

福祉避難所へ移送する対象者は、指定避難所等での生活が困難な要援護者としていたため、東日本大震災時においては、避難できずに自宅にとどまった要援護者のうち、自宅での生活の継続が困難で、本来福祉避難所へ避難させるべき要援護者の把握や対応に不十分な点があった。また、物流の途絶により生活物資等の購入が困難となり、一部地域では地域包括支援センターを中心に、民生委員や地域団体の協力を得て、在宅要援護者に対する食料等の配布を行ったものの、全市的には在宅要援護者は食料や生活物資等の入手に苦慮した。

こうした状況を踏まえ地域防災計画の改定においては、地域からの連絡などにより指定避難所等への避難が困難な要援護者を把握した場合には、区（市）災害対策本部の判断により、自宅から福祉避難所への直接避難も可能とすることとした。また、生活物資の購入ができない状況が長期化する場合は、指定避難所等の避難者だけでなく、在宅要援護者に対しても地域団体等の協力も得ながら食料等の配布を行うこととした。

<連絡先>

宮城県仙台市 健康福祉局総務課 電話：022-214-8184 FAX：022-268-2937

狛江市における避難行動要支援者を地域で支援するための組織づくり

～モデル地区“狛江ハイタウン団地管理組合”の実践～

関東ブロック

東京都 狛江市

福祉保健部福祉サービス支援室

1. 概要

- 当市では、平成 24 年度に南部の低層住宅地域（駒井町会）、平成 25 年度に北部の中高層住宅地域（狛江ハイタウン団地管理組合。以下「狛江ハイタウン」と略記）をモデルに、避難行動要支援者のための支援組織の立ち上げと、模擬訓練などのデモンストレーションを実施した。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

東日本大震災以降、近い将来に発生が予測される首都直下地震への対応が必要となった。とりわけ災害弱者である避難行動要支援者に対するそれは喫緊の課題と認識され、当市をはじめ中高層住宅を多く抱える都市部では、そこに居住する避難行動要支援者を支援するための支援組織の立ち上げは不可避の問題となっている。

こうした背景を踏まえ、当市では平成 25 年度に中高層住宅地域を対象とした支援組織の立ち上げをすることとなったが、限られた住空間を共有する住民間の支え合うための仕組みづくりを進めていた狛江ハイタウンと方針が合致し、協同して取組を展開することとなった。

平成 25 年 12 月から 3 回にわたり実施したワークショップ（「みんなで話し合おう！もしも災害が起こったら？」）では、災害時における課題や支援に必要な情報・体制について、参加者による熱心な議論が交わされた。3 回のワークショップの議論の積み重ねから得られた結論を軸に、平成 26 年 3 月には要援護者支援の実践訓練を実施した。

(2) 活動の経緯(別紙1参照)

みんなで話し合おう！もしも災害が起こったら？

<第1回ワークショップ>

平成 25 年 12 月 8 日開催（参加者 50 名）

○オリエンテーション

○災害時の課題整理

<第2回ワークショップ>

平成 25 年 12 月 22 日開催（参加者 45 名）

○支援に必要な情報と体制

<第3回ワークショップ>

平成 26 年 1 月 13 日開催（参加者 45 名）

○支援に必要な情報と体制の具体化



(3)ハイタウン避難行動要支援者避難訓練(別紙2参照)

平成 26 年 3 月 1 日開催

訓練日程

午前 10 時 00 分 参加者中央公園集合 訓練の全体説明

- ・号棟別に整列
- ・班編成(居住階を参考に 1 班 6 名体制)
- ・各班からリーダー役、要支援者役各 1 名を選出

午前 10 時 15 分 各班配置

- ・ 3、7、9 F に各班を配置

午前 10 時 20 分 地震発生(サイレン)、模擬訓練開始

(1) 安否確認開始

3 階でケガ人・要避難者が発生、7、9 階で要在宅支援者が発生

(2) 要援護者対応 リーダー・連絡役(合計 2 名)は、階段を降りて本部に報告

(3) 本部よりケガ人・要援護者の避難支援、在宅支援者の物資支援指令

※支援指令にあたり情報シートを総務班から交付

(4) 3 階はおんぶ器、担架をそれぞれ 4 号階段から持って担当階に戻る。7 階は支援物資ダンボール(2 箱)を持って、5 号階段から担当階に戻る。9 階は連絡役が 9 階に戻り、9 階からロープを下に垂らして、5 号階段下に待機した班長が支援物資ダンボールをロープに括りつける。

(5) 9 階のリーダー以外の 4 名はロープで支援物資を引き揚げる

(6) 3 階はそれぞれおんぶ器、担架が到着次第、4 号階段を使って全員で要援護者の避難支援を開始

(7) おんぶ器、担架に乗せた要援護者を本部テント前まで誘導

(8) 7 階、9 階は支援物資を在宅支援者宅へ届けた後、9 階のみロープを外し、在宅支援者がダンボールを持ち全員が 5 号階段から本部テント前に集合

(9) 本部は各班から報告を受けると同時に模造紙(ボード)に状況を整理し、参加者全員が確認できるようにする

午前 11 時 15 分 模擬訓練終了

(4)今後の取組課題

当市ではこれまで低層住宅及び中高層住宅の両地域におけるモデル事業の実施を通じて、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、在宅支援、避難所運営等のノウハウを抽出した。とかく避難行動要支援者の支援体制といえば、避難所への避難行動が注目されがちであるが、中高層住宅は比較的low層住宅と比べ建物が堅固であり倒壊しにくいこと、また一方で高層階からの避難が二次災害を発生させやすいこと、さらに限定された空間に多数の住民が集住している特性から、敷地内における避難場所の収容能力を確保することが困難であることから、在宅支援を中心とした支援方策を展開することが望ましいと考えた。

本年度の狛江ハイタウンの事例においては、こうした中高層住宅地域特有の問題に対して、地域住民とともに一定の活動の方向付けを得ることができた。今後これらの模範事例をもとに平成 26 年度以降、支援組織構築のノウハウを全市に展開する予定である。

<連絡先>

東京都狛江市 福祉保健部福祉サービス支援室総合調整担当

電話：03-3430-1111 (内線 2208) FAX：03-3480-1133

別紙1 ワークショップ関連資料

■第1回ワークショップ資料



6弱

【震度6弱】

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

耐震性が高い (High seismic resistance) vs 耐震性が低い (Low seismic resistance)

震度6弱の状況

狛江市の主な被害状況等

想定地震	風速8m/s		建物全壊(棟)		
	焼失棟数	焼失率	計	ゆれ	液状化
東京湾北部 冬18時	601	3.7%	157	157	0
多摩直下 冬18時	278	1.7%	233	233	0
元禄型関東 冬18時	492	3.0%	199	199	0
立川断層帯 冬18時	27	0.2%	0	0	0

インフラ	復旧の目安
電力(停電)	約1週間
固定電話(不通)	約2週間
ガス(供給停止)	約1~2か月程度
上水道(断水)	1か月以上
下水道(管きよ被害)	1か月以上
エレベータ(停止)	※被害想定なし

・ 狛江ハイタウンの概要

狛江ハイタウン	
居住者	1,321人
居住世帯	606世帯
階建	4棟11階建(EV有)
築年数	1973年10月
耐震補強	簡易診断有



地図データ©2013 Google,ZENRIN

ハイタウンは、退職・高齢層が比較的多い

	年齢区分	人口			比率
		男	女	合計	
乳幼児	0~4	21	21	42	3.2%
	5~9	16	19	35	2.6%
学生	10~18	32	40	72	5.5%
青壮年層	19~44	188	167	355	26.9%
	45~64	164	176	340	25.7%
退職層	65~74	125	155	280	21.2%
高齢層	75以上	84	113	197	14.9%
人口合計		630	691	1321	100.0%

出典：狛江市資料(平成25年10月1日時点)

(参考) 全国値

	年齢区分	単位:1000人	比率
乳幼児	0~4	5,273	4.1%
	5~9	5,406	4.2%
学生	10~18	10,701	8.4%
青壮年層	19~44	41,259	32.4%
	45~64	34,081	26.7%
退職層	65~74	15,601	12.2%
高齢層	75以上	15,191	11.9%
人口合計		127,512	100.0%

出典：国勢調査(総務省)

狛江ハイタウンの被害想定

■ 建物被害

- 壁面 □ 壁、窓の落下
- 下水管 □ 下水管の歪み
- E V □ エレベーターの停止
- 家具 □ 家具倒壊による負傷者
- 火災 □ 数軒で火事の発生

■ インフラ被害

- 電気 □ 停電により情報入手不可
- 光 □ 明かりは投光機・発電機のみ
- ガス □ ガス停止で暖がとれない
- 上水 □ 消火水など、水が補充できず
- 下水 □ トイレが使えない

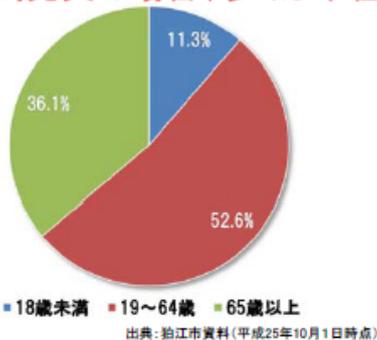
■ 周辺の状況

- 支援 □ 四中避難所に必要なボランティアが来るかは不確定
- 物資 □ 市外からの支援物資は早くも2週間後
- 車 □ 緊急車両以外の車の使用は制限される
- 防犯 □ 当面警察力は当てにならない

出典: 防犯防災委員会(平成25年8月10日)より作成

■ 昼間の心配事

- 助ける側は約半数
- 昼間発災の場合、多くは不在

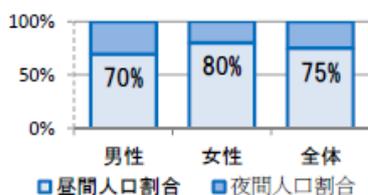


■ 避難の心配事

- 最大11階の階段⇒避難時のケガ
- 一時避難場所までの道⇒通路の段差やひび割れ
- 避難場所⇒トイレ(のにおい)、避難スペースの確保、環境変化による体調の変化、雨天時の避難不可(屋外の為)



(参考) 狛江市の昼夜間人口



出典: 平成22年国勢調査/総務省統計局

避難行動要支援者

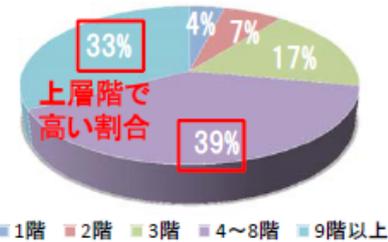
避難行動要支援者…災害が発生した時、独自で安全に避難することが難しく、避難後の生活に何らかの支障が生じやすい方や、災害による負傷者など。
(狛江市「防災の心得」より)

□ 狛江市では、災害時の避難などに支援が必要な避難行動要支援者を定め、地域での支援協力や対象者に名簿登録の呼びかけを継続して実施中

区分	対象者数	要支援者名簿登録		
		登録者数	登録率	
高齢者区分	75歳以上で一人暮らし	50	22	44.0%
	75歳以上の方のみ世帯	59	23	39.0%
	要介護度3以上	11	0	0.0%
	要介護度3以上かつ75歳以上の方のみ世帯	8	4	50.0%
	(高齢者区分小計)	128	49	38.3%
障がい者区分	身体障害者手帳1・2級	8	5	62.5%
	愛の手帳(知的障がい)1・2度	2	2	100.0%
	精神福祉障害者手帳1・2級	2	0	0.0%
	難病認定を受け、かつ上記3種類の手帳のいずれかを持っている方	2	1	50.0%
	(障がい者区分小計)	14	8	57.1%
高齢者区分・障がい者区分 重複者	8	4	50.0%	
合計	150	61	40.7%	

出典: 狛江市資料(平成25年10月1日時点)

■ 要支援者の階別居住割合



■ 要支援者の階別名簿登録割合



名簿登録者が少ない



要支援者が把握できない

6

■ 第2回ワークショップ資料

支援に必要な情報

■ 要支援者

- 本人の状況(寝たきり・障がいなど)
→災害時はヘルプカードを併用※1
- 同居人の有無
- 支援の要不要
- 緊急時の連絡先
- かかりつけ医の有無と血液型
- ケアマネジャーの連絡先
- 避難時に必要な器具や持出品
- 必要な薬

■ 一般・支援者

- 災害時に怪我を負った方が識別できる印※2
- 外国の方の場合、日本語の可否

※1 ヘルプカードは障がい者のみに利用が制限されている
※2 具体化に向けて別途ルール作りが必要

情報の集め方

■ 常時の対応

- 個人情報の取扱いの課題
- 分散した情報の統合が必要
- 民生委員の集めた情報を活用
- ハイタウン団地管理組合の基本台帳を活用
- 情報を提出しない方の取扱い
- 正確な情報への更新・担保

■ 災害時の対応

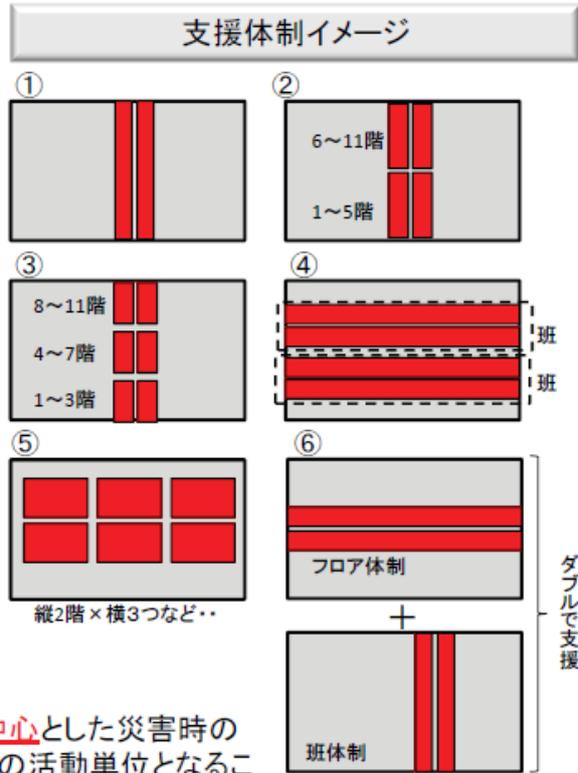
- 団地内の情報を一元化した掲示板を新設
- 安否を知らせるため、玄関ドアに貼るマグネットプレートを活用
- 市・四中・ハイタウンの情報パイプを確立

1

■第3回ワークショップ資料

支援に必要な体制
(前回の話し合いの結果)

- I 班体制 ----- ①
- II 班体制を分割
 - (1) 1～5階と6～11階の2分割 ----- ②
 - (2) 1～3階、4～7階、8～11階の3分割 ----- ③
- III フロア体制
 - (1) 3・4階、5・6・・・の2フロアごと ----- ④
- IV 班とフロアの組み合わせ体制
 - (1) 縦と横の組み合わせ ----- ⑤
 - (2) 班の支援体制とフロアの体制のダブル支援体制を構築し、漏れを防ぐ ----- ⑥
- V その他の案 ----- ⑦



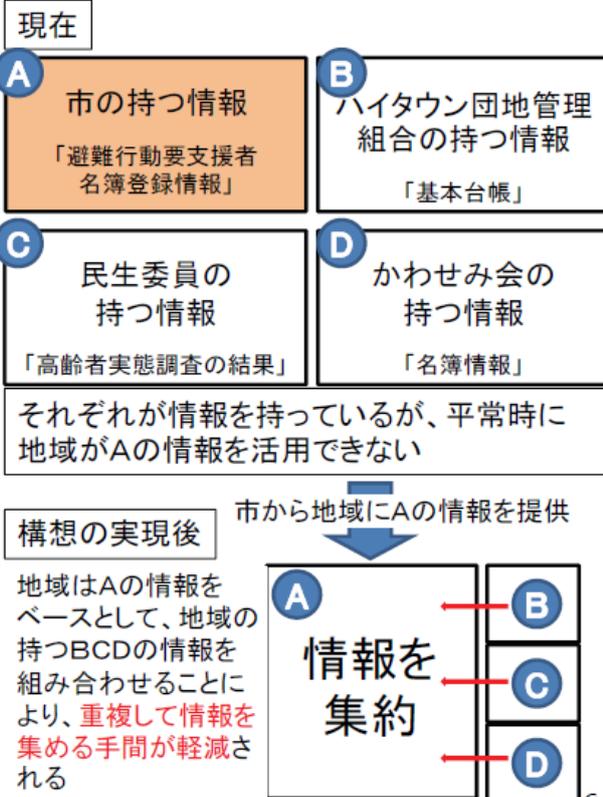
(注) ここで話し合う支援体制は、在宅支援を中心とした災害時の連携に加え、平常時に情報収集を行う際の活動単位となることに注意してください。

情報収集に関する市の“構想”

災害時に必要な情報を収集するにあたって、前回、既存の情報活用に関する意見が散見された。

現在市では、**要支援者名簿の登録情報**について、**支援活動を行う地域(町会等)**に提供するための仕組みづくりを検討している。

こうした市内部での検討・調整を経た上で、各地域で市から提供された情報をベースとしつつ、地域で活用可能な独自の情報を組み合わせる(右図参照)ことにより、必要な情報の収集に要する労力を軽減するとともに情報の質の強化ができる。



支援に必要な情報
(前回の話し合いの結果)

■要支援者

- 本人の状況(寝たきり・障がいなど)
→ヘルプカードを併用※1
- 同居人の有無
- 支援の要不要 要支援者を対象に情報を収集
- 緊急時の連絡先
- かかりつけ医の有無と血液型
- ケアマネージャーの連絡先
- 避難時に必要な器具や持出品
- 必要な薬

■一般・支援者

- 災害時に怪我を負った方が識別できる印※2
- 外国の方の場合、日本語の可否

※1 ヘルプカードは障がい者のみに利用が制限されている
※2 具体化に向けて別途ルール作りが必要

意見を反映

狛江市避難行動要支援者個別計画[市標準・中高層住宅版(案)]			
※可能な範囲でご記入ください。			
姓 名		(作成) 平成 年 月 日	
ご本人について	お名前	性別	□男 □女 年齢 歳
	ご住所	連絡方法	ご自宅の電話 ファックス 携帯電話 メール その他
	(外国の方 日本語)	□理解できる □できない	※毎必要な手段を2つ程度記入
同居人	□いる □いない		いつもいる時間帯 □昼間 □夜間
緊急時の連絡先	ご本人との関係 (続柄など)	連絡先	携帯電話 ファックス
	お名前	連絡先	一 階 二 階 三 階 避難場所
	ご住所	連絡先	〒 市 区 町 丁目 番 号
ご本人の状況	□寝たきりである □車椅子を使用している □歩行が困難 □聴力の衰減が認められる □その他()		□聴力に不安がある □視力に不安がある □人との接し方に不安がある □言葉のやり取りに不安がある
ケアマネジャー	事業所名 (担当者)	所在地	〒
		電話	()
相談支援専門員	事業所名 (担当)	所在地	〒
		電話	()
かかりつけ医	病院名 (かかりつけ医名)	所在地	〒
		電話	()
避難時の所持品 品目リスト (医療福祉関連)	避難時に必要なもの	□車いす □おがね □杖 □補聴器 □車椅子	
	避難先で必要なもの	□常備薬 □入れ歯 □各種手帳(身体、愛、精神、お薬)	
		□常時使用する医療機器	
備考欄	例: 避難時に一緒に持っていきたい大事なもののや、配慮してほしいことなどのご本人の希望を記入		
市の災害時支援情報 冊子への登録	□登録済: 避難行動要支援者登録番号 _____		
	□登録したい □まだ決めていない		
ヘルプカードの発行	□発行済 □まだ発行していない		
改訂日			
※これらの情報は、適切な管理のもと、市、〇〇、〇〇〇〇に提供されます。			

別紙2 訓練資料

9階訓練概要



災害発生前の準備

- 班長・要支援者・班員は、907～912号室の前に立っておく (順不同)

災害発生

(サイレンが鳴ります)

災害発生後の動き

50分程度を目安に実施

- (安否確認までは7階と同じ)
- 班長は安否確認後、班員1名とともに本部へ報告し、本部から支援対応の指示を受ける
- 班長と班員1名は支援に必要なトラロープを持って9階に戻り、要支援者と付き添い以外の班全員で協力して支援物資を引き上げ、要支援者に届ける (終わったら要支援者役が段ボールを下に降ろす)
- 全ての班の訓練終了後、子鹿幼稚園ホールに集合し、意見交換

ハイタウン避難行動

9階の訓練内容 指示書

- 班リーダーと要支援者役は、それぞれゼッケンを着用。
- 発災後、班リーダーが班員に声を掛け、全員の安否を確認。
- 要支援者は足が悪く、階段での昇降が不可。自宅被害はなく避難の必要はないが、当面の生活のため、支援物資が必要。
- リーダーと班員1名は安否確認結果を本部に伝達し、本部より要支援者の情報を受け取り支援指示を受ける。
- リーダーと班員1名は指示に従い、他の班員とともに要支援者の支援（段ボール・トラロープ）を実施（ただし、班員1名は要支援者につきそう）

注意事項

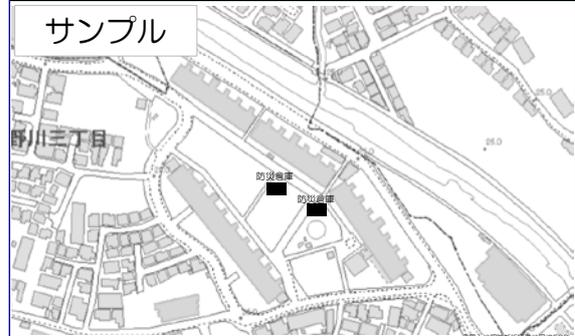
- ・ 上下移動は、5号階段を利用すること。
- ・ けが防止のため、走ってはいけません。
- ・ 階段の上下移動は特にご注意ください。

要支援者避難訓練

狛江市避難行動要支援者個別計画[市標準_中高層住宅版(案)]						
※可能な範囲でご記入ください。						
班名	ハイタウン4号棟3階第1班		(作成) 平成26年 2月 8日			
ご本人について	お名前	(はみがな) こまえ たろう 狛江 太郎	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	78歳
	ご住所	〒201-0002 東京都狛江市東野川3丁目 17-2ハイタウン (4号棟 3●●号室)	連絡方法	ご自宅の電話 ファックス 携帯電話 メール その他	03-3480-9948 090-1111-1111 ※有効な手段を2つ程度記入	
	(外国の方) 日本語	<input type="checkbox"/> 理解できる <input type="checkbox"/> できない		血液型	O型	
同居人	<input type="checkbox"/> いる <input checked="" type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いつもいる時間帯 <input checked="" type="checkbox"/> 昼間 <input type="checkbox"/> 夜間					
緊急時の連絡先	ご本人との関係 (続柄など)	息子	連絡先	携帯電話		
	お名前		避難場所	一時避難所	中央公園	
	ご住所	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8番1号	避難場所	広域避難場所	狛江第四中学校	
ご本人の状況	<input type="checkbox"/> 寝たきりである <input type="checkbox"/> 聴力に不安がある <input type="checkbox"/> 車椅子を使用している <input type="checkbox"/> 視力に不安がある <input type="checkbox"/> 歩行が困難 <input type="checkbox"/> 人との接し方に不安がある <input checked="" type="checkbox"/> 階段の昇降が困難 <input type="checkbox"/> 言葉のやり取りに不安がある <input type="checkbox"/> その他 ()					
ケアマネジャー	事業所名(担当者)		所在地	〒 ()		
相談支援専門員	事業所名(担当者)		所在地	〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号		
かかりつけ医	病院名(かかりつけ医名)		所在地	〒 ()		
避難時の所持品 点検リスト (医療福祉関連)	避難時に必要なもの	<input checked="" type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> めがね <input type="checkbox"/> 白杖 <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input checked="" type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> 入れ歯 <input type="checkbox"/> 各種手帳(身体、愛、精神、お薬) <input type="checkbox"/> 常時使用する医療機器				
	避難先で必要なもの	<input type="checkbox"/> 常時使用する医療機器 例: 避難時に一緒に持っていきたい大事なもののや、配慮してほしいことなどのご本人の希望を記入				
備考欄						
市の災害時支援情報名簿への登録	<input type="checkbox"/> 登録済: 避難行動要支援者登録番号 _____ <input checked="" type="checkbox"/> 登録したい <input type="checkbox"/> まだ決めていない					
ヘルプカードの発行	<input checked="" type="checkbox"/> 発行済 <input type="checkbox"/> まだ発行していない					
改訂日						

※これらの情報は、適切な管理のもと、市、〇〇、〇〇に提供されます。

支援者用物資等配置図



避難所: 狛江第4中学校



高層マンションにおける防災対策の紹介～大崎ウエストシティタワーズの取組～

関東ブロック

東京都 品川区

防災まちづくり事業部防災課

1. 概要

- マンション居住者、管理組合、管理会社を主な対象とし、「高層マンション防災対策の手引き」と「高層マンションの防災対策ハンドブック」を作成し、在宅避難者の自助・共助に関する取組を進めている。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

品川区では、マンション居住者、管理組合、管理会社を主な対象とし、「高層マンション防災対策の手引き」と「高層マンションの防災対策ハンドブック」を作成した。

東日本大震災では、被災地から遠く離れた品川区でも高層マンションのエレベーター停止や設備の破損など、日常生活に支障が生じる事例が報告された。本冊子は、品川区の地域特性と東日本大震災の教訓を踏まえ、地震発生時の“在宅避難”を薦めるとともに、自助・共助の取り組みに重点を置いたマンション内での防災対策を紹介している。

(2) 取組のポイント

多くの高層マンションが立地する品川区の高層マンションにおける防災対策に関する取組事例を紹介する。紹介する高層マンションでは、「地震災害用ハンドブック」を作成し、防災力の向上を図っている。マンション内で避難生活を完結させる工夫を示している「地震災害用ハンドブック」の概要を以下に示す。

① 情報提供

エントランスロビー内に情報掲示板を設置し、マンション内共用施設の情報、ライフライン情報などを掲示し、正確な情報を提供している。

② 安否確認

住民は災害発生の際、「安否情報確認表」に状況を記入して防災センターに提出。居住者台帳と照らし合わせる。

③ 震災時の協力

防災センターでは、震災時に居住者から最大限の協力を得るため、居住者が取得している資格・特殊技能・経験・得意作業等について記入した「震災時協力プロフィール表」の提出を依頼している。

④ 介添え必要者の把握

介添え必要者とは、親族または本人から年齢的あるいは身体的理由等により、自力での歩行および避難が困難で協力者の介添えが必要とされ、事前に防災センターへの申告登録を済ませた居住者をいう。登録は随時受け付けている。

⑤ 避難場所

震災時には、物理的および心理的な理由で部屋に戻ることができない居住者のために、マンション内に居住者用一時待機仮設避難場所を設ける。収容数は約 150 人、受入れ基準あり。

⑥ 備蓄非常食糧等の配給

「保存飲料水・非常用食料等引換券」との引換えによる配給を行う。各世帯での備蓄による対応を基本としている。(備蓄例:保存飲料水(2ℓペットボトル)、乾燥赤飯、乾燥モチ)

(3) 今後の取組課題

セキュリティが充実している反面、コミュニティが分断されている面があり、フロア単位でのコミュニティ形成に取り組みたいと考えている。

また、東日本大震災の際には高層階の住民が余震への不安から、夜間に1階の会議室などに滞在した例があり、対応方法を課題としている。

周辺のマンションと連携した防災体制整備についても検討課題としている。

<連絡先>

東京都品川区 防災まちづくり事業部防災課 電話：03-5742-6941 FAX：03-3777-1181

(4) 避難所の衛生環境、食事に係る取組**「災害時要援護者用備蓄検討のポイント」(2009年6月新潟県防災局)の策定について**

関東ブロック

新潟県

防災局防災企画課

福祉保健部健康対策課

1. 概要

○ 要配慮者に配慮した食料の備蓄

2007年7月新潟県中越沖地震の際に、食の面からの要配慮者及びこれらの人が必要とする食料・物資の備蓄が不十分であり、必要な食料や物資が届きにくかったという課題が明らかになった。そのため、市町村が要配慮者の必要とする食品等の内容や数量の把握と備蓄、配布と活用が図られるようポイントを作成した。

2. 具体的な取組内容**(1) 取組のきっかけ・内容**

中越沖地震の被災地域である新潟県柏崎保健所において、被災地域の食生活支援活動に関する課題を共有し、復興計画や地域防災計画における食料供給部門の充実につなげるため「柏崎地域災害時食生活支援システム検討会」(2007年11月～2008年3月、全4回)を開催した。座長・アドバイザーは学識経験者に依頼し、検討委員として、災害時食料提供企業(6社)、医師会、栄養士会、市町村及び県の防災・保健、市町村の食料供給部局が参集し検討を行った。その中で、要配慮者を①乳幼児(ミルク、離乳食、アレルギー食)、②在宅高齢者(介護食、嚥下食)、③慢性疾患患者(糖尿病、腎臓病、高血圧等)に分けて食生活支援の流れと役割分担を検討した。

検討結果を踏まえ主な要配慮者への食生活支援の流れは以下のように整理され、検討会で役割分担を想定した。

①対象者・ニーズ把握 → ②食品のリストアップ → ③食品の発注 → ④食品の納品 ⑤食品の保管・在庫管理 → ⑥食品の分配 → ⑦利用・活用

< 自助・共助・公助の機能 >

自助：要配慮者用食品の備蓄、利用・活用(自分にあったものを自分で備えて活用)

共助：対象者・ニーズ把握、食品の分配

公助：対象者のニーズ把握、食品のリストアップ、発注、納品、保管・在庫管理、利用・活用

(2) 取組の流れ

検討会の内容を踏まえ、翌年新潟県防災局が3市町に対して「災害時要援護者用備蓄モデル事業」として食料や物資の購入、検討等にかかる経費の一部を補助し、一連の取組や検討内容を「災害時要援護者用備蓄検討のポイント」として取りまとめ、全国に発信している。

モデル事業として取り組んだ3市町については、事業実施後も市町単独予算で継続した備蓄を行っている。

(3) 取組のポイント

別紙内容のとおり

(4) 今後の取組課題

県内全市町村に対して、要配慮者に配慮した食料の備蓄に関する取組を進めると共に、平常時から管理栄養士等を中心として食料供給や避難所運営に関わる関係部局や食品企業、関係機関と協議や検討を行うておくことが必要である。

< 連絡先 >

新潟県防災局防災企画課 電話：025-282-1606

新潟県福祉保健部健康対策課 電話：025-280-5198

参考HP：http://www.pref.niigata.lg.jp/kashiwazaki_kenkou/1262661337362.html

災害時要援護者用備蓄検討のポイント

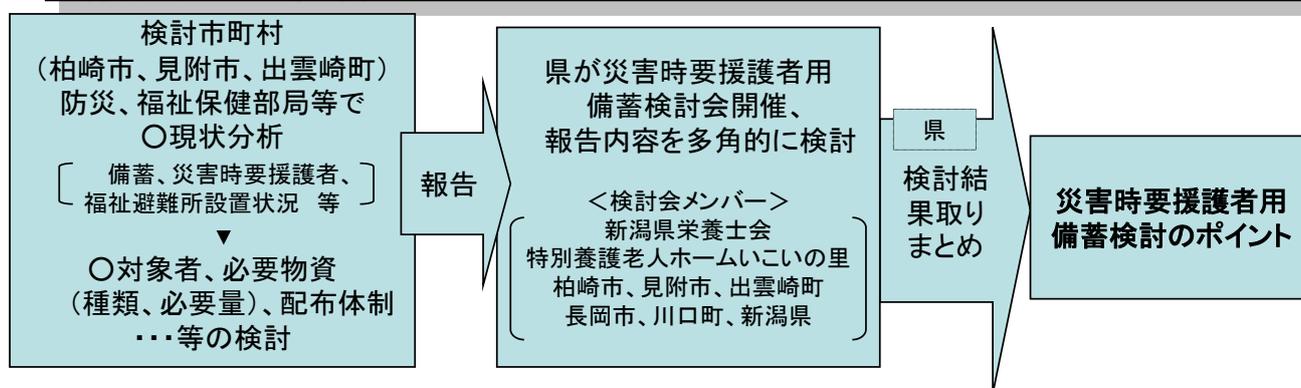
平成21年度作成

はじめに

平成19年に発生した新潟県中越沖地震では、腎臓病等慢性疾患患者をはじめ、食生活等で支援が必要な人の把握及びこれらの人が必要とする食料・物資の備蓄が、市町村において十分行われていなかったため、必要な人に必要な食料・物資が届きにくかったという課題が浮き彫りになりました。

この課題を解決するため、県では、被災市町村等の検討をもとに、災害時要援護者等が必要とする食品等の種類や数量の備蓄・配布について、市町村が容易に参考にできる手引とするため、この度「災害時要援護者用備蓄検討のポイント」を作成しました。これを参考に、各市町村において災害時要援護者用備蓄を進めていただければ幸いです。

作成までの経緯



特色

- ①本県及び被災市町村の災害対応経験と、保健師、管理栄養士等の専門的知見を盛り込み、実効性の高いものとなっています。特に、
 - ・これまで取組が行われていなかった慢性疾患患者等食事制限者と、それらの人向けの特殊食品のリストアップ及びその備蓄方法や即時調達方法の考え方を提示。
 - ・これまで検討が行われていなかった温食提供用のコンロや、オムツ替え時に使う「使い捨て手袋」等、間接的な災害時要援護者向け支援物資について、備蓄の考え方を提示。
 - ・迅速かつ確実な食品及び物資の配布ができるよう配布体制構築の考え方を提示。
- ②市町村が災害時要援護者用備蓄を行う際の検討項目として、対象者の明確化、対象者に必要な食料・物資及びその必要量の特定や備蓄の適否等の課題を明らかにしました。
- ③これらの課題を、検討の流れに沿ってまとめたほか、特に留意・工夫すべき点を、検討項目ごとに【留意点】として盛り込み、各市町村が災害時要援護者用備蓄を体系的・具体的に検討しやすいよう配慮しました。

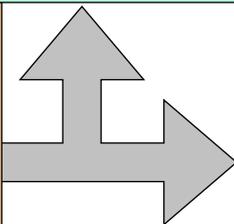
市町村の活用方法

一例として、特定の疾病や、その疾病に対応する食品及びその食品の流通等様々な専門的知見が必要なため、関係職員(防災部門、福祉部門、商工部門、管理栄養士、保健師等)を構成メンバーとする検討会において、別添「検討のポイント」の【留意点】を考慮しながら、順を追って検討を進めていくことが効果的と考えられます。

災害時要援護者用備蓄検討のポイント

現状

- 多くの市町村で、災害時要援護者向けの備蓄がない。
(中越沖地震時、高齢者に必要なお粥、乳幼児に必要な離乳食、慢性疾患者に必要な特殊食品の備蓄がなかった)
- 災害時要援護者用備蓄を行っている市町村においても、
・対象者の把握が不十分。
・対象者別の必要品目の把握が行われていない。
・配布体制の検討が不十分。
(中越沖地震時、備蓄食料があるにも関わらず、食料が避難所に届けられなかった)



課題

- それぞれの災害時要援護者の特性に対応した備蓄の実施
(例、高齢者にお粥、乳幼児に離乳食、慢性疾患者に特殊食品等々)
- 備蓄物資の管理・配送体制構築

1. 対象者の明確化

○そしゃく困難な者など、避難生活を送る際に、市町村で備蓄している食品(アルファ米や乾パンなど)・物資では対応できず、避難生活に支障が生じる可能性のある対象者を特定し、分類する。

【留意点】

- ・民生委員や保健師等による日頃の見守り活動により、きめ細かい対象者の把握を行うことが必要である。
- ・特に、食事制限者については、必要に応じて医師会、栄養士との連携を行う。

【例】

- ・食事制限者
- ・乳幼児
- ・高齢者
- ・障がい者
- ・食物アレルギー患者
- ・…等

2. 必要な食料・物資及びその必要量の検討

○乳幼児に対し、オムツ・粉ミルク・哺乳瓶・離乳食が必要であるなど、対象者に着目した必要食品・物資を検討し選定する。
○オムツ替え時に使用する「使い捨て手袋」など間接的に必要な物資を含め総合的に検討する。

○ミルクやお粥など、温食で提供する配慮が必要。

○地域の実情に応じて備蓄量を検討する。

- 【参考】被災市町村検討備蓄量
(中越沖地震、中越沖地震の経験から)
- ・避難者数：対象者の15%程度
- ・食数：2～3日分程度

【例】

- ・低タンパク質食品
- ・オムツ、粉ミルク、離乳食
- 授乳室用間仕切り
- ・オムツ、お粥、形態調整食
- ・オムツ、車椅子用トイレ
- ・アレルギ―除去食
- その他
- ・使い捨て手袋
- ・カセットコンロ
- ・使い捨て容器、スプーン…等

【留意点】

ミルクやお粥など温食を提供するため、自家発電機など避難所のハード面の整備の検討も重要である。

3. 備蓄適否の検討

○保存期限が短い食品(低タンパク質米【保存期限約6ヵ月】や粉ミルク【同約1.5年】など)の入れ替えサイクルや即時入手の可否などを考慮に入れ、備蓄方法を検討する(全量現物備蓄、一部現物備蓄、全量流通備蓄)

○迅速かつ確実に食品・物資を入手するため、流通備蓄による調達を行う際は、市町村内などの取扱企業等との協定を進める。

【留意点】

- 腎臓病等食事制限者向け低タンパク質食品のような特殊食品は、流通量が少なく市町村内で即時入手できないので、道路の寸断等により市町村外から入手できない場合を考慮し、
・個人備蓄の啓発を推進するとともに、入手困難な物資については市町村で必要最低量を備蓄する、
- ・市町村内の医師会・栄養士会等と連携をとり、特殊食品が必要な者向けに、既存の備蓄食品での献立例の検討を行う、
- などの対応が考えられる。

4. 配布体制の構築

○災害時要援護者に対して、食品や生活必需物資を迅速かつ確実に配布できる準備を行う。
①避難所に備蓄
②市町村備蓄倉庫に備蓄⇒確実に配送するため各避難所への配送責任者を明確化する。
③流通備蓄による調達⇒発災時に想定必要量を即時に調達する。

【留意点】

- 避難所では、管理栄養士等を通じて、提供可能な特殊食品の周知及びニーズの申出を促すなど、特殊食品が必要な者に行き渡るようにする必要がある。
- 流通備蓄については、
・確実に調達するため、災害の状況に応じたフレキシブルな配送手段を想定した協定締結企業との事前の打合せが必要であり、必要に応じて、輸送関連企業とも協定締結の検討が必要である。
・迅速に避難所へ配布するため、協定企業等から各避難所へ直接配送する手段を事前に検討することも考えられる。
・在庫切れなど不測の事態を考慮し、複数の企業等と協定を締結することが必要であるが、発注及び避難所への配送回数数を減らすため、1回の発注で必要な災害時要援護者用食品や物資を全て揃えられるような企業等へ発注することも考えられる。

要援護者に配慮した食料の備蓄

関東ブロック

新潟県 魚沼市

健康課健康増進室

1. 概要

- 魚沼市では、災害時に備えて要援護者（乳幼児、要介護者、病態（たんぱく質制限等））に食料の備蓄を行っており、それぞれの食品の賞味期限ごとに入替えをしながら一定の必要数量を確保している。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

新潟県中越大震災（2004年10月）後に、県では「新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン（2006年3月）」を示し、その後、新潟県中越沖地震（2007年7月）を経て、2009年6月には県「災害時要援護者用備蓄検討ポイント」が示された。魚沼市でも2007年3月に「魚沼市地域防災計画」が改訂され、新たに要援護者に配慮した食料の備蓄が明記された。

(2) 推進体制

総務課危機管理室⇔健康課健康増進室

(3) 取組の流れ

2009年度より、要援護者に配慮した食料備蓄を開始。
 要援護者の人数と必要数量の把握→適する食品の選択
 →食品の買替え計画作成（各食品の賞味期限ごとに）
 →計画に基づき、買替えをして必要数量を確保。



[主な備蓄食品]

	必要数量	主な備蓄食費品		保存期間（製造からの賞味期限）	
乳幼児用	年間出生数の約1/8	30人×2日分	粉ミルク（生後0か月～）	キューブ状	1年6か月
		6人×1日分	離乳食（生後5か月～）	瓶入りのベビーフード	2年6か月
		35人×1日分	幼児用食品	アレルギー特定原材料使用無し の菓子	2年6か月
介護用	要介護4～5の人数の約1/8	100人×2食分	おかゆ	レスキューフード	3年6か月
		100人×2食分	咀嚼困難者用副食	レスキューフード	3年6か月
		40人×2コ	硬さ調整食品	顆粒状のとりみ剤	1年
病態用	透析患者数の約1/8	10人×2食分	たんぱく質制限食品	レトルトカレー、シチュー（たんぱく質4～6g、カリウム130～180mg、リン34～76mg）	2年
		30コ（6g入）	便秘等対応食品	顆粒状の食物繊維	1年6か月

(5) 今後の取組課題

- ・関係機関と情報共有し、必要食品等の再選択と、必要時に必要な者へ渡るルートを構築する必要がある。
- ・要援護者も含め市民全体に、食料のみならず災害時に備えた家庭内備蓄の普及が必要である。

<連絡先>

新潟県 魚沼市健康課健康増進室 電話：025-792-9763 FAX：025-792-7600

避難所における栄養評価を通じた健康管理に関する取組について

東北ブロック

宮城県 東松島市

保健福祉部健康推進課

1. 概要

- 避難所における食生活と栄養状況のアセスメントに関する取組により被災者の食事状況を栄養素レベルで評価し、栄養状態の推定や改善すべき食事内容を明確化した。
- 東日本大震災での経験を踏まえ、備蓄に関する役割を改めて明示し、市民、地域及び行政が一体となった対策について推進することを目的に東松島市防災備蓄計画を策定した。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災発災当初、避難所での食事提供は、パン・おにぎり、缶詰等であったことから、通常と異なる食環境において栄養の偏りによる健康問題の発生を防ぐため、避難所における食生活と栄養状況のアセスメントを平成 23 年 3 月 22 日から開始した。

(2)推進体制

主に市栄養士が避難所の食環境をアセスメントしたほか、保健所栄養士が避難所毎の食事状況の栄養評価を実施。その結果をもとに市栄養士が食糧配給担当部署に情報提供し避難所への食事提供に反映（必要な栄養を確保するための食事内容の調整）させた。避難所巡回にあたっては、避難所代表者の支援者への対応に関する負担感を考慮して、感染症対策チームの一員として保健師と同行巡回することで、避難所代表者等被災者の負担軽減を図った。

(3)取組の流れ

はじめに、食糧配給担当部署と巡回診療の環境アセスメント情報をもとに避難所の食事状況・食環境のリストを作成し全体を把握。その後実際に市栄養士が各避難所を巡回し避難者の食事状況の実態把握を行い、被災者全体と個別に食事提供の配慮が必要なケースについて調査し、必要時栄養補助食品等や食物アレルギー対応食等の対応を定期的に行った。（同時に食中毒予防対策も実施）

(4)取組のポイント

食事状況を栄養素レベルで評価したことで、被災者の栄養状態の推定や改善すべき点を明確化することで、市で提供する食事や外部支援で要求する食材を明確にすることができた。食糧配給担当部署と連携し、食事内容の改善を行うとともに、被災者が自己調達している食材についても、可能な限り栄養の不足を補うような呼びかけを行った。具体的な実績としては、平成 23 年 4 月から 7 月までの 4 回にわたって、月 1 回の食事提供分の栄養評価を行った。（目標栄養量は平成 23 年 4 月 27 日付け健推第 33 号「避難所における食事提供の計画。評価のために当面の目標とする栄養の参少量について」及び平成 23 年 6 月 17 日付け健推第 70 号「避難所における食事提供に係る適切な栄養管理の実施について」をもとに評価）4 月から 5 月の調査では、エネルギー量や各栄養素の不足が見られたが、その結果を踏まえ 5 月末からは朝食が弁当に変更されるなどの対応によりエネルギーやたんぱく質がおおむね目標に達するようになった。さらに、3 回目の調査では、脂質が多い状況であったため、食糧配給担当部署へ報告し、提供内容の調整が図られた。また、ビタミン不足に関しては、自衛隊の炊き出し時にビタミン強化米を使用したり、野菜ジュースの配給を増やしたりし、目標量に近づけた。また、弁当でも温かい食事として食べたいという被災者の要望により、弁当容器を電子レンジ対応可能なものに改善するなど行った。さらに、食事に配慮が必要な方（乳児、咀嚼困難者）への個別栄養指導を行い、必要な栄養が確保できるように対応した。

(5) 今後の取組課題

今回の震災での経験を踏まえ、備蓄に関する役割を改めて明示し、市民、地域及び行政が一体となった対策を推進することを目的に東松島市防災備蓄計画を策定した。その中で、各避難所には、必要な栄養が確保されるような調理不要食品や飲料水等の備蓄食糧を整備した。備蓄食品は、食物アレルギーの方や高齢者、乳幼児も食べられることを考慮してはいるが、普通食を基本としているため、避難生活が長期化した際に必要な食材の確保が課題である。備蓄している3日目以降の個別に配慮が必要な方への食事提供について体制整備及びマニュアルの見直し等の検討が必要と考える。

<連絡先>

宮城県東松島市 保健福祉部健康推進課 電話：0225-82-1111 FAX：0225-82-1244

避難所での栄養面に配慮した食事提供

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
栄養管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ミルク、哺乳瓶、ベビーフード、食物アレルギー対応食、栄養補助食品の確保と配布 ・避難所における食生活と栄養状況の実態把握とモニタリング開始 ・避難所での食中毒予防のための巡回指導開始 					
		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回避難所栄養評価の実施 ・栄養評価、実態把握結果をもとに、サプリメントの配布 ・食中毒予防対策の観点から、冷蔵庫の配置状況の把握と避難所担当への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所巡回を感染症予防対策とチームで実施 ・第2回避難所栄養評価の実施 ・避難所代表者会議において食中毒予防指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回避難所栄養評価の実施 ・避難所栄養評価結果を基にアイソニック飲料の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回避難所栄養評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・8月11日をもって避難所巡回を終了
	<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食や咀嚼困難者、慢性疾患のケースへの個別指導 					
被災者の食事内容	朝食					
	<p>朝食弁当</p>  <p>【朝昼用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パン ・おにぎり 					
被災者の食事内容	昼食					
	<p>ふきとぜんまいの煮物</p>  <p>【自衛隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・缶詰 ・野菜ジュース ・牛乳 ・野菜 等 <p>ほうれん草の味噌汁</p> <p>【自衛隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごはん ・汁物 ・おかず <p>屋食パン</p> <p>【自衛隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビタミン強化米の使用 					
被災者の食事内容	夕食					
	<p>夕食弁当</p> 					

避難者への効率的な健康支援に向けた、市保健師による情報管理体制の構築

東北ブロック

宮城県 東松島市

保健福祉部健康推進課

1. 概要

- 市保健師、外部医療救護チーム、避難所健康管理リーダーが中心となり、住民の命を守るため医療保健福祉全般に対する総合調整を実施した。
- 各避難所で発災直後は保健師が出向き、避難所アセスメントを行った。後に3日に1回の避難所診療時、医療救護チームにアセスメントを実施し、避難所毎に最新情報を更新した。

2. 具体的な取組内容

(1)取組のきっかけ

平成23年3月11日の東日本大震災発災直後から自宅が流失、全壊等の家屋被害を受けた市民の多数が着の身着のままの避難を余儀なくされた。被災を免れた小中学校、高校、市役所、市民センター、地区センター、民家等市内各所に避難者が殺到した。東松島市は、平成23年3月16日には103カ所の避難所に最大15,185人の避難者数を数えた。

市内の医療機関の多くが被災し、診療中断を余儀なくされた。避難者の多くは自家用車を津波で流失した上、ガソリン不足もあり移動困難な状況にあった。公共交通機関の復旧のめども立たず避難者は医療機関への移動手段を失った。

発災直後、避難所各所から要請を受け、体調急変者、要支援者等への緊急対応を市保健師を中心に保健福祉部で行った。避難中の負傷、怪我、内服薬を欠かすことのできない心疾患等の持病を持つ避難者等を多数把握した。

生命の危機的状況を回避するため外部医療救護チームによる避難所巡回診療を全避難所に実施するための体制整備が急務であった。被災直後は医療救護チーム確保をはじめとする巡回診療調整業務に追われた。

避難所避難者の健康を守るためには衣・食・住にかかわる避難生活全般への支援が必要であった。長期にわたる避難所生活等の環境変化から心身両面の健康問題に対して中長期的な視点をもった予防対策と支援が必要と判断し、市保健師を中心とした避難所健康管理体制を構築した。感染症対策、エコノミー症候群の予防等の保健活動、被災者への心のケア、避難所生活が困難な方への介護福祉サービスの調整等住民の命を守るため医療保健福祉全般に対し総合調整を実施した。

(2)推進体制

市保健師

- ・「東松島市地震災害等保健師・栄養士の活動マニュアル」に従い、平時の分散配置を一括配置に変更し災害対応を行った。
- ・従来震災時に行われていた避難所各所に保健師を割りあて避難所の健康管理等の支援を行う「避難所張り付き型支援」は本市では行わず、保健師活動に必要な避難所情報を市保健師が集約できるような仕組みづくりを行い、各避難所に必要な支援を実施する体制をとった。

外部医療救護チーム

- ・発災直後は保健師が医療救護チームに帯同し、診療所内に診療の周知、診療場所の確保等を行い外部から支援に来た医療救護チームが活動しやすいように調整を行った。
- ・市内避難所巡回診療に携わる医療救護チームを同一機関から中長期支援が可能な団体に固定し、同一機関内の派遣チーム同士で引き継ぎを行ってもらいながら巡回診療を継続実施してもらった。このことは、医師を中心とした専門職種と本市の避難所の健康問題の推移を把握し、避難所の健康管理対策を検討することを円滑にした。
- ・医療救護チームには医療行為のみならず、避難所の環境面、健康面に関するモニタリング、健康管理対策（感染症予防方法の実技指導、熱中症対策、かかりつけ医選定の相談等）の一役を担ってもらった。

避難所健康管理リーダー

- ・運営を行う避難住民の中から健康リーダーを選定し、市保健師と避難所内の健康情報共有、連携を行った。
- ・避難者に対して巡回診療予定を周知し、要医療者を受診につなげる役割、避難所内の衛生環境を保持し、感染症予防のリーダー的役割を担ってもらった。

(3)取組の流れ

- ・避難所内全体に対して感染症予防、生活習慣病発症・悪化予防、被災者の心身の機能の低下等を予防し、避難所内の要医療者、要援護者、要支援者の早期発見、処遇対応を行うことを目的として、避難所毎に避難所、避難者の健康面に関するアセスメント、モニタリングを行った。この結果を踏まえ、避難所運営者、避難所健康リーダー、医療救護チーム、保健福祉分野の専門職、福祉避難所、ボランティア等と連携し、避難所の健康課題の解決、衛生環境の改善、避難者への個別支援を避難所閉鎖の平成23年8月末まで行った。

①避難所の情報収集、アセスメントとモニタリングから情報整理、分析を行う。

(避難所環境、食生活・栄養の実態調査、高齢者避難所アセスメント調査、避難所生活不活発病調査)

②避難所、避難者に対して医療、健康支援対策を実施

1) 避難所巡回診療 (一般巡回診療、精神科巡回診療)

実施期間：平成23年3月13日～6月30日 診療回数：延べ969回

避難所診療受診者数：延べ10,415人 医療救護チーム数：延べ704チーム

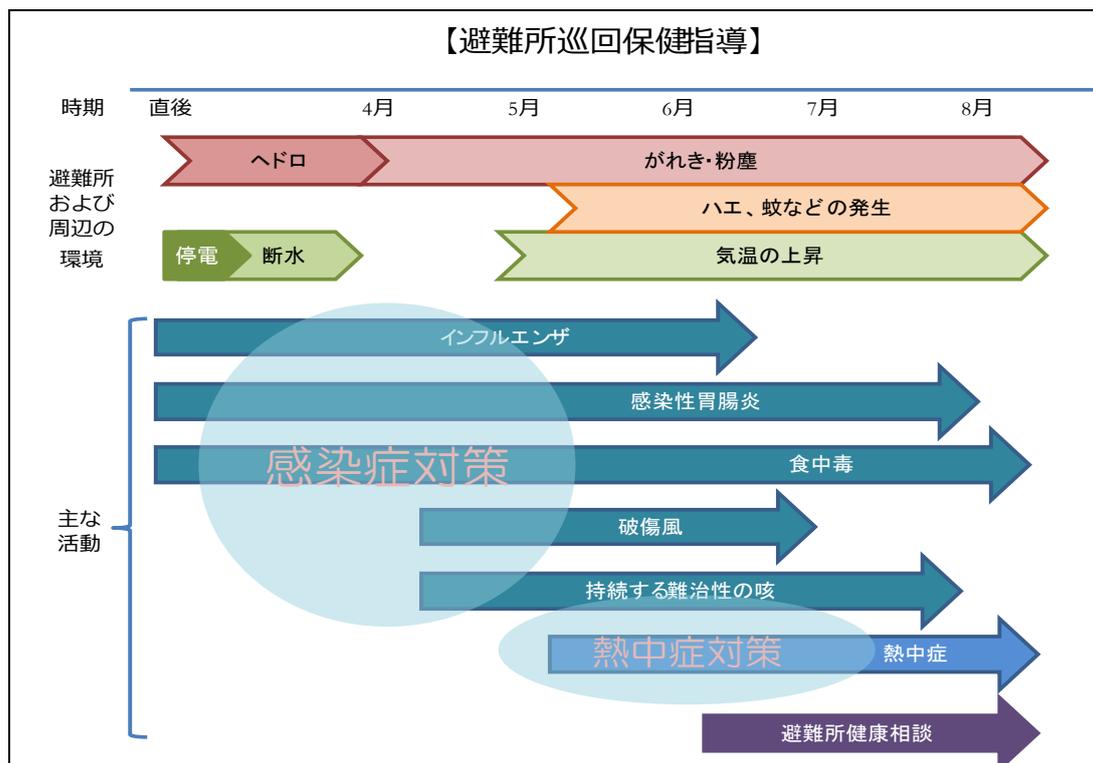
医療機関・団体名	診療期間	担当避難所	備考
石巻圏合同医療救護チーム(全国赤十字病院合同チーム)	3/13～3/22	全市	発災直後から医療救護チームが固定化し巡回診療開始までの間を担う
陸上自衛隊	3/16～3/8	矢本・宮戸地区 美里町	
航空自衛隊	3/15～6/8	矢本地区	
国立国際医療研究センター	3/22～6/30 6/8～6/30	鳴瀬地区、松島町 全市	東松島市医療救護チームのリーダー機能、地元医療機関、災害拠点病院と医療調整の役割を担う
国立病院機構合同チーム	3/22～4/27	鳴瀬地区 松島町	
熊本赤十字病院	3/20～5/6	小野市民センター	市役所鳴瀬庁舎前で臨時診療所を設置し、近くの避難所巡回診療実施 後に地元医師が臨時診療所内で診療を担当し、被災した医療機関再建までの間継続診療を行った

診療科別件数

診療科	一般	精神科	糖尿病	眼科	耳鼻科	皮膚科	歯科
診療者数(人)	9,392	559	22	756	30	29	186
診療回数(回)	864	169	11	44	7	11	32
診療日数(日)	94	52	4	11	4	3	15
避難所数(か所)	89	53	9	37	3	11	27

* 発災直後、避難所内では内科ニーズが高かったが、眼鏡を失くした、津波に巻き込まれ耳が痛い、アレルギー皮膚疾患の増悪等の症状を有する避難者の医療ニーズに対し、医療救護チーム内の専門医や、県内の各医会の医師の支援を受け対応することができた。

2) 避難所巡回保健指導（感染症対策、熱中症対策、避難所健康相談）



3) 福祉避難所運営管理（入所者ケア、入所相談・選定、退所調整、ケアスタッフ調整）

③避難所健康管理を行う上で不足している物資、資源の調整・調達。

(4) 取組のポイント

未曾有の大震災で多数の避難所、避難者に対して効率的に心身両面への健康支援を実施するため、平時に地域、地域住民を熟知している市保健師が中心となる情報管理体制を構築した。

市保健師は、避難所に入る外部支援者、避難住民、県、近隣医療機関、災害拠点病院、市役所内の各部署と連携を図り、マンパワー不足を補いつつ、健康問題の早期発見、要支援者への速やかな個別支援を実施できるシステムのマネジメント業務を担った。

市保健師は、膨大な避難所、被災者情報の中から迅速に避難者ニーズの把握を行い、課題解決に向け平時の医療保健介護福祉サービスと、災害後の外部支援団体等の資源を活用した総合調整を行った。

避難所健康管理体制を整備後、実施は徐々に避難所健康リーダー、外部支援団体に市保健師の役割を移行することで、市保健師は避難所避難者以外の被災者に対するの対策を検討することが可能となり、浸水地域在宅者への健康支援調査、仮設住宅の健康相談事業等被災した地域全体の被災者支援事業を実施した。

避難所の健康管理に対して、市保健師、医療救護チーム、住民、関係機関が互いに連携し、実施したことで市内各避難所で感染症の発生も散发発生にとどめ、避難所を閉鎖することができた。

避難所ニーズを把握するためのアセスメントとモニタリング

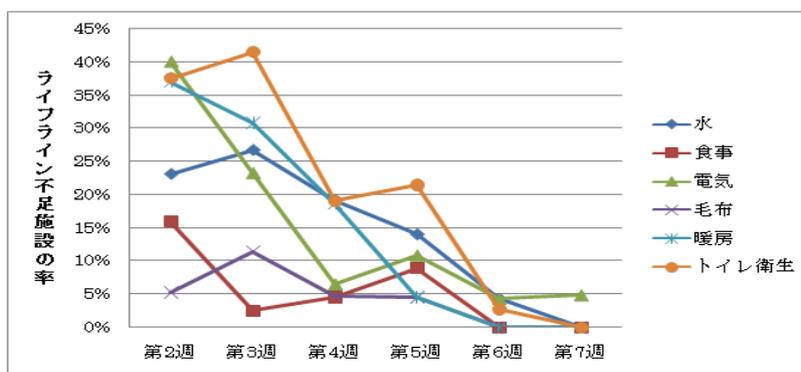
避難所の環境、ライフラインの復旧状況、衛生状態、感染症の発生状況、不足物資、診療者情報、継続支援の必要な要支援者等の避難者ニーズを把握し、その結果から関係機関に情報発信し、対策を速やかに講じた。各避難所に発災直後は保健師が出向き、避難所アセスメントを行ったが、のちに3日に1回の避難所診療時、医療救護チームにアセスメントを実施してもらい避難所毎に最新情報を更新した。

避難所毎にアセスメントシートをファイリングし避難所の健康管理に役立てた。刻々と変化する避難所、避難者情報（不足物資、ライフライン、避難者数等）を行政内部の担当者課に伝達し対応を検討してもらった。結果、避難所環境、感染症対策等避難所毎の健康課題に対して対策を講じ、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症は市内避難所では散発発生に終わった。ライフラインの復旧が遅れている避難所では、感染症対策等での遅れが出る可能性も高く、生活環境の影響が心身の健康面に対して著しい影響をもたらすと判断し、重点避難所として対策を講じた。

◆参照◆

アセスメント項目には、発熱、咳、下痢などの感染症のモニタリング、妊婦、小児、高齢者など災害弱者の把握に加え、ライフライン（水、食事、電気、毛布、暖房、衛生状態/トイレ）の状況をアセスメントした。それらのライフラインが避難所の避難者にどの程度届いているかにより、◎（全員）、○（50%以上）、△（50%未満）、×（皆無）の4段階で評価した。図は、△もしくは×の避難所の割合の推移である。食事と毛布は発災後第2週までには85%以上の避難所で充足されたが、電気は第2週の時点では40%の避難所で供給が不十分であり、その後急速に改善された。暖房は第4週に入っても2割近くの避難所で不足しており、第5週に入りようやく充足していった。一方、トイレの衛生状況は第3週になっても40%の避難所で劣悪な状態が続き、第4週目に入りようやく改善傾向となった。しかし、水の供給の遅れと相まって、全ての避難所で衛生状況が改善したのは第6週に入ってからであった。

図. 避難所におけるライフラインの復旧推移



(5) 今後の取組課題

今回の東日本大震災のような大規模災害においては、住民、行政も被災し、住民の生活全体、健康支援の需要が高まり、それに対応する供給体制が激減する。そのため、行政、住民、外部支援団体等様々な関係者が相互に重なりあい、避難所運営を実施することが望ましいと感じた。

本市では東日本大震災直後から、国内外における過去の震災での被災地活動経験がある医療救護チームの支援を受け、なんとか避難所内の医療支援、健康管理を行うことができた。

しかし、平時に過去の震災被災地の避難所内でどのような健康問題が起き、どのような解決策を講じたのかを熟知し、具体的イメージを持ち避難所運営を検討しておくことが必要であった。震災時に活用できる資源を把握し、平時から災害時関係する機関、団体とのつながりを強化し、行政内部のみならず、地域住民とともに避難所開設、健康管理体制を含めた避難所運営についてのシミュレーションを行っておくことが重要であった。

各行政機関、保健医療福祉施設、地域、自主防災組織、各家庭で防災計画を作成し、震災に備えていると思われるが、災害後、円滑に連携を図るためにも各組織が横断的に集い、各計画をすり合わせ具体的な事象を想定した防災訓練を繰り返す取り組みが減災につながると感じた。

<連絡先>

宮城県東松島市 保健福祉部健康推進課 電話：0225-82-1111 FAX：0225-82-1244

(5) 生活環境の更なる充実に向けた取組

加賀市と市内郵便局との災害時応援協定に基づく「災害時情報ステーション」等の設置について

中部ブロック

石川県 加賀市

総務部防災防犯対策室

1. 概要

- 地元郵便局長会と協定を締結し、各地区に詳しい郵便局員が情報提供するもの。
- 市内郵便局舎及び郵便ポストへ海拔表示板を設置した。

2. 具体的な取組内容

(1) 取組のきっかけ

加賀市防災士会を設立した際に、当初は半数以上が加賀市郵便局長会（ほぼ全員が防災士）のメンバーであり、日頃の防災活動をする際に各地区の実情を熟知していることを行政側が知り、加賀市と加賀市内の郵便局の協力に関する災害時応援協定に基づき、地元の郵便局を災害時の情報ステーションとして活動できるよう働きかけをして実現したもの。また、市内郵便局舎及び郵便ポストへ海拔表示板を設置するため、地元建設業協会がボランティアで海拔を計測し、市が作成した海拔表示板を地元郵便局長会の協力で設置したもの。

(2) 市内の地元郵便局の特徴

- 地元郵便局は簡易郵便局も含め市内に均等に配置されていた
- 地域の実情を熟知していた
- 地元郵便局長会のほぼ全員が防災士
- 配達用として災害に強い二輪車を多く保有していた
- 既設の電話が災害時優先電話

(3) 加賀市と加賀市内の郵便局の協力に関する災害時応援協定の概要

< 平常時 >

- ① 自治体作成の海拔表示板を沿岸部の郵便ポスト(市内 100 箇所/)へ設置
- ② 市内郵便局舎(18 局舎(簡易郵便局 3 局舎))への海拔表示板の設置

< 災害時 >

- ① 緊急車両等としての車両の提供
- ② 避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- ③ 郵便局舎での災害時情報ステーションの設置
- ④ 災害救助法適用時の郵便業務に係る援護対策
- ⑤ 市内道路等の損傷状況の情報提供
- ⑥ 避難所における臨時の郵便箱設置
- ⑦ 銀行業務及び保険業務における非常取扱い



(4) 今後の取組課題

- ・ 情報伝達手段の多重化
- ・ 応援協定に関する定期的な会議開催
- ・ 加賀市防災士会との連携強化

< 連絡先 >

石川県加賀市 総務部防災防犯対策室 電話：0761-72-7891 FAX：0761-72-4640

3. その他

本参考事例集と「避難行動要支援者の避難行動指針に関する取組指針」及び

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の対応関係

平成 25 年 6 月の改正災対法を受け策定された「避難行動要支援者の避難行動指針に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」と本参考事例集の内容について、各資料の目次構成に関する対応を整理した結果を以下に示す。

本参考事例集と取組指針に関する目次構成の対応表

参考事例集の目次構成	取組指針の目次構成
1. 避難行動要支援者対策	避難行動要支援者の避難行動指針に関する取組指針
1.1 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項	第Ⅰ部 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項
(1) 全体計画・地域防災計画の策定	第1 全体計画・地域防災計画の策定 1 全体計画・地域防災計画 2 全体計画・地域防災計画の策定に当たっての留意事項
(2) 避難行動要支援者名簿の作成等	第2 避難行動要支援者名簿の作成等 1 要配慮者の把握 2 避難行動要支援者名簿の作成 3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
(3) 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用	第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用 1 避難のための情報伝達 2 避難行動要支援者の避難支援 3 避難行動要支援者の安否確認の実施 4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応
1.2 さらに避難行動支援のために取り組むべき事項	第Ⅱ部 さらに避難行動支援のために取り組むべき事項
(1) 個別計画の策定	第4 個別計画の策定 1 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定 2 具体的な支援方法に関する調整 3 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング 4 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮
(2) 避難行動支援に係る共助力の向上	第5 避難行動支援に係る共助力の向上 1 避難行動支援者連絡会議（仮称）の設置 2 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施 3 避難行動支援に係る地域づくり 4 民間団体等との連携 5 防災訓練

参考事例集の目次構成	取組指針の目次構成
2. 避難所における良好な生活環境対策	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
2.1 平常時における対応	第1 平常時における対応
(1) 避難所の整備、周知等	1 避難所の組織体制と応援体制の整備 2 避難所の指定 3 指定避難所等の周知
(2) 避難所における備蓄等	4 避難所における備蓄等
(3) 要配慮者に対する支援体制	5 要配慮者に対する支援体制
(4) 避難所運営の手引（マニュアル）の作成	6 避難所運営の手引（マニュアル）の作成
2.2 発災後における対応	第2 発災後における対応
(1) 避難所の運営改善による良好な生活環境確保	1 避難所運営等の基本方針 2 避難所の設置と機能整備 3 避難所リスト及び避難者名簿の作成 4 避難所の運営主体 14 避難所の解消 16 広域一時滞在（広域避難）
(2) 要配慮者の良好な生活環境確保	5 福祉避難所の管理・運営 6 応援体制の整備 10 要配慮者からの情報提供
(3) 在宅避難者支援に係る取組	15 在宅避難
(4) 避難所の衛生環境、食事に係る取組	7 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮 8 衛生・巡回診療・保健 13 一定期間経過後の食事の質の確保
(5) 生活環境の更なる充実に向けた取組	9 被災者への情報提供等 11 相談窓口 12 防火・防犯対策

避難行動要支援者名簿（災対法第 49 条の 10～第 49 条の 13）関係の質疑応答

本質疑応答については、「災害対策基本法等の一部を改正する法律等に係る質疑応答の送付について」（平成 26 年 1 月 21 日付事務連絡）、「避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関するブロック会議における質疑応答の送付について」（平成 26 年 1 月 31 日付事務連絡）及びこれら質疑応答を受けての再質問等を踏まえて作成したものであること。

※災対法：災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法

施行通知：災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について(平成 25 年 6 月 21 日府政防第 559 号)

要支援者取組指針：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月 19 日府政防第 781 号）

No.	質問内容	回答
1	避難行動要支援者、災害時要援護者、要配慮者、災害弱者等の類似の概念の用語が複数あるが、これらの用語の関係性はどうか。統一する予定はないのか。	今回災対法により定義された、特に配慮を要する者としての「要配慮者」、そのうち、災害発生時等に特に避難支援を要する者としての「避難行動要支援者」という表現を、今後政府としては使用することとしていく。
2	これまで、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」があった。今回の2つの取組指針は、これを全面的に改定して策定したものとことだが、既存のガイドラインは廃止されたという扱いでよいか。	その理解で差支えない。 平成 25 年 3 月の「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」及び「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会」の報告書及び平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正内容を踏まえ、避難行動要支援者関係は全面改訂、避難所関係は新規策定というかたちになる。
3	避難行動要支援者名簿の出力形式や管理方法の規定はあるか。	出力形式については特段規定していないので、様式は任意であるが、情報が個々の部局にあるのではなく、集約して管理されているということが必要であると考えている。
4	避難行動要支援者名簿については、災対法第 49 条の 10 第 2 項に名簿への記載事項があるが、第 1 項で地域防災計画に定めるところにより作成するものとなっていることから、地域防災計画で名簿への記載事項を減らしても構わないか。それとも災対法第 49 条の 10 第 2 項の名簿への記載事項は必須事項となるのか。	災対法第 49 条の 10 第 2 項の名簿への記載事項は法定された必須事項となるので、名簿作成時は必ず記載されたい。
5	災対法第 49 条の 10 第 2 項にある「避難支援等を必要とする事由」として障害等級を記載する必要はあるか。 (取組指針 P23 に、名簿様式が記載されており、障害等級、要介護状態区分、療養判定等を記載する欄があるが、地域に提供する名簿として必ず必要な項目なのか。)	「避難支援等を必要とする事由」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害の種類及びその程度、要介護状態区分などの避難行動要支援者個人の避難能力に関する事項のほか、同居親族の有無等といった避難支援等を特に必要とする理由の概要を指すものであり、災害発生時における緊急的な避難支援等の実施に当たり、必要な人員数や支援方法等を的確に判断する上で必要となる情報である。 上記を踏まえ、自治体において障害等級を記載するか否かも含め、判断いただきたい。

No.	質問内容	回答
6	現在、民生委員の担当区ごとに名簿を作成している。自治体が決めた要件が記載されている名簿であれば、このような方法でも問題ないと理解してよいか。	改正法第 49 条の 10 第 1 項で定める「避難行動要支援者名簿」の作成は市町村長の義務であることから、その要件を満たす形で市町村において作成するものである。
7	従来のガイドラインでいうところの「手上げ方式」「同意方式」で名簿掲載対象者となっていた者だけを地域防災計画に規定し、改正法に基づく避難行動要支援者名簿として作成することは可能か。 (掲載要件に該当する場合は、名簿掲載についての本人の同意の有無に関わらず、いわゆるこれまでの「関係機関共有方式」で把握できる範囲まで、対象を広げなければいけないのか。)	今回の法制化を行った趣旨を没却しないよう、災対法第 49 条の 10 第 3 項等の特例規定に基づく個人情報の活用により、手を挙げた者(希望者)や名簿掲載に同意した者のみを対象とすることなく、要件を設定して名簿を作成いただくこととなる。 (これまでの「関係機関共有方式」により補足することが可能だった範囲を前提とするということでお考えいただきたい。)
8	災害時に地域の支援が必要な要配慮者に登録してもらい、その情報を地域団体等に提供する登録制度を運用しており、これを活用して地域の共助による支援体制づくりを進めている。 この登録者をもって、災対法の定める避難行動要支援者名簿の掲載者として考えているが、これとは別に、行政情報として保有する、例えば要介護〇以上及び障害者手帳〇級といった要件に該当する者を対象とする名簿を整備する必要はあるか。	災対法の施行前から「災害時要援護者名簿」等の名称で避難行動要支援者名簿に類する名簿を作成していた市町村については、当該名簿の内容を点検の上、当該名簿の内容が災対法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合には、当該名簿を、(法定の要件を満たしていない場合には、必要な見直しを行った上で、)災対法第 49 条の 10 に基づくものとして地域防災計画に必要事項を定めた上で、避難行動要支援者名簿として活用することができる。
9	要支援者取組指針に名簿掲載対象者の例があるが、避難行動要支援者の定義、対象範囲は、各自治体の状況に応じて定めてよいか。(要支援者取組指針P25～26において「避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。」と記述されている。自ら避難できる者は、どういう人を指すのか。また、そのような人まで、名簿に登録する必要があるのか。)	例えば、聴覚障害者であっても、視覚的に必要な情報を取得できれば避難行動をするため判断すること及び実際に避難行動をとることが可能となる方もいる。避難行動要支援者に該当するか否かは、施行通知 11 頁にも示したとおり、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとなる。※施行通知第二IV5(2)①ア)にも示したとおり、要配慮者個人としての避難能力の有無については、主として、①警報や避難勧告・指示等の災害関連情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断することが想定される。一方、避難支援の必要性については、例えば、同居親族等の有無や社会福祉施設等への入所の有無のほか、各市町村における浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の分布状況、災害関連情報の発信方法(緊急速報メール等の視覚情報での発信や外国語での発信など)等に着目して判断することが想定される。

No.	質問内容	回答
10	要配慮者を把握することについて、市町村の福祉部局と防災部局で情報共有することになるが、平常時から必ず情報を共有しなければならないのか。共有する情報の種類や避難支援の要否等については、自治体が決めることと解釈してよいか。	災対法に定める個人情報の目的外利用は、あくまで避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度において内部での利用を認めるものであるため、その範囲において自治体でどのような情報が必要なかを適切にご判断いただきたい。災対法第49条の11第1項の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者に記載し、又は記録された情報を内部で利用できることとしており、義務ではないが、必要に応じて、適切な関係部局間で共有することを検討されたい。
11	国として避難行動要支援者の範囲を規定することは考えていないか。国が要件を示さないことで、自治体間で対象要件に差が出たとしても、自治体ごとの判断として理解してよいか。	昨年度に有識者や当事者、関係者省庁等も入った中で取りまとめた報告書において、一つの例はお示しているが、国として要件に関する統一の基準を設けることは考えていない。避難行動要支援者の要件については、各自治体の状況や予測される災害等を踏まえ、地域防災計画の中で規定していただくことになるため、各自治体間の判断に委ねることになる。
12	要支援者取組指針では「同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外することは適切ではないこと。」とされているが、「対象範囲以外でも実態を踏まえながら市長が避難支援が必要であると認める場合は対象とすることができる」とし、対象外の者についても柔軟に対応できるようにすることは可能か。また、この対応をもって「地域において真に重点的・優先的支援が必要と認めるものが支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けること」に足りるとしてよいか。	各団体において、地域の実情を踏まえて必要と判断し、対象に加えることについては、特段問題ないと考えている。また、そのような対応を講じることは、「地域において真に重点的・優先的支援が必要と認めるものが支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けること」に当たると考えている。
13	自治体で要件を設定するに当たり、要支援者取組指針 p.18 に「形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求められることができる仕組み」とあるが、これも要件とする場合、住民にどのように周知したらよいか。	自治体においては、まずは形式要件に該当する方を避難行動要支援者名簿に掲載していただくことになるが、要件に該当しない方も名簿掲載者とする場合、従来の手上げ方式等も名簿登録対象者とするを地域防災計画の要件として定め、周知を図って頂きたい。

No.	質問内容	回答
14	平成 26 年 4 月 1 日の法律施行とともに名簿の作成及び提供、提供に係る同意が取得されていないかならぬか。時期等の目安はあるのか。施行日に作成等が完了していない場合、義務違反となるのか。	<p>今年度は災対法の施行前でも実施可能な地域防災計画の策定等の準備をしていただきたい。</p> <p>その上で、施行日である平成 26 年 4 月 1 日以降、災対法に基づく個人情報利用の特例規定を適切に活用し、迅速に作成等を行っていただきたい。</p> <p>なお、施行前となる今年度中は、当該規定に基づく個人情報の目的外利用等により名簿の作成等を行うことができるものではないことから、施行日の時点で名簿を備えていなければ義務違反となるわけではない。</p> <p>ただし、災対法の施行とあわせて速やかに同法の規定に基づき、名簿の作成及び外部への提供を行えるようにするため、施行前に地域防災計画の修正等、必要な準備に取り組まれない。</p>
15	避難行動要支援者名簿に関して、災対法の施行(平成 26 年 4 月 3 日)までの間に地域防災計画を修正する必要があるか。	<p>避難行動要支援者名簿は、「地域防災計画に定めるところ」により作成することとしており、地域防災計画には名簿作成の具体的な方法・手順を定める必要がある。また、作成した名簿情報の外部提供についても、提供先及び方法、提供を受ける者に対する情報漏えいの防止のために必要な措置等を地域防災計画において定めることとしているところ。そのため、災対法の施行とあわせて速やかに同法の規定に基づき、名簿の作成及び外部への提供を行うためには、施行前に地域防災計画を修正する必要がある。</p>
16	災害時要援護者名簿を作成している市町村において、避難行動要支援者名簿を改めて作る必要があるのか。また災害時要援護者名簿作成済みの市町村においても、「地域防災計画の定めるところにより」と災対法に規定されたことから、地域防災計画について必要事項を盛り込む修正が必要になるのか。	<p>災対法の施行前から「災害時要援護者名簿」等の名称で避難行動要支援者名簿に類する名簿を作成していた市町村については、当該名簿の内容を点検の上、当該名簿の内容が災対法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合には、当該名簿を、(法定の要件を満たしていない場合には、必要な見直しを行った上で、)災対法第 49 条の 10 に基づくものとして地域防災計画に必要事項を定めた上で、避難行動要支援者名簿として活用することができる。</p>
17	災対法第 49 条の 11 における、「避難支援等の実施に必要な限度」とは、具体的にどの程度なのか。	<p>災対法第 49 条の 11 における「避難支援等の実施に必要な限度」については、施行通知第一 IV 5 (3) ①にも示したとおり、・名簿情報の外部提供に関する本人同意を得るための連絡・防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供・災害発生時又は発生のおそれがある場合の情報伝達や避難支援・災害発生時の安否確認・救助等などが想定され、その際には、必要に応じて、同条の規定に基づく市町村内部での名簿情報の利用を検討されたい。</p>

No.	質問内容	回答
18	現在の災害時要援護者名簿を外部提供することについて本人同意を既に得ているが、災対法の施行後に、再度、同意を得る必要があるか。	<p>・これまでと異なり、法律に基づいて行う名簿情報の提供となること</p> <p>・名簿情報の提供を受けた者に対しては、法律に基づく秘密保持義務が課せられること</p> <p>を踏まえ、名簿情報の提供を行うために、改めて「同意」を得る必要がある。</p> <p>なお、施行通知第一IV5(6)において、「また、改正法の施行の際現に名簿情報を外部の避難支援等関係者に提供している場合には、当該名簿情報を受領した個人に対して本法に基づく秘密保持義務が課せられるよう、改正法の施行後に改めて名簿情報の提供を行い、法律に基づく義務が発生する日が明確になるよう取り計らわれない。」としているところ。</p>
19	施行通知の「また、改正法の施行の際現に名簿情報を外部の避難支援等関係者に提供している場合には、当該名簿情報を受領した個人に対して本法に基づく秘密保持義務が課せられるよう、改正法の施行後に改めて名簿情報の提供を行い、法律に基づく義務が発生する日が明確になるよう取り計らわれない。」という内容は、提供を受ける避難支援等関係者を対象に書かれたものであり、同意を取り直す必要があるということの直接の根拠ではないのではないか。国から別に通知を出すなど、根拠を明確にさせていただいた方がいいのではないか。	施行通知の文言としては提供にしか言及していないが、法律上も、提供に当たっては同意を得ることが必須であり、同意と提供は一体的なものであると解していることから、改正法の施行後に改めて名簿情報の提供を行うためには、法に基づいて名簿を提供するための同意を改めて得ることが必要になると解釈していただきたい。
20	現在の災害時要援護者名簿の運用として、民生委員に様々な方法で情報提供をしているが、法律施行後に改めて本人の同意を得て情報提供する必要があるか。	<p>災対法第 49 条の 11 第 2 項に則り、市町村が名簿情報を外部提供するに際しては、本人同意を得た上で提供することとなり、これは民生委員であっても同様である。</p> <p>ただし、施行通知にあるように、条例等による特例措置を設けている場合には、改めて本人の同意を得ることは要しない。</p>
21	避難行動要支援者対象者全員に郵送で同意確認を行う際、返信がない場合に不同意として扱うのか、市とし連絡を取り続けるのか。 また、例えば不同意者のみに意思表示をしていただき、返事がなかった人も同意したとみなすことは可能か。	「同意」「不同意」の判断について、各自治体として説明責任が果たせるよう、方法や様式等を工夫して対応いただきたい。

No.	質問内容	回答
22	同意を取る作業は、市町村職員が直接又は郵送等で確認するとのことであるが、市町村の負担が大きいため、民生委員等に依頼することは可能か。 (民生委員が高齢者の自宅を訪問し、説明をした上で自主防災組織等に情報を提供することに同意を取っているが、そのような形は今後、認められないか。)	名簿情報の外部提供に関する本人同意を得るための連絡については、災対法第49条の11第1項に基づき、市町村が直接実施する必要がある、民生委員等に依頼することはできない。 災対法第49条の11第2項に則り、市町村が名簿情報を外部提供するに際しては、本人同意を得た上で提供することとなり、これは民生委員であっても同様である。 ただし、施行通知にあるように、条例等による特例措置を設けている場合には、改めて本人の同意を得ることは要しない。 そのため、自治体においては郵送等により直接同意の確認を行っていただくよう、様式を含め、工夫していただきたい。
23	過去に民生委員には、本人の同意を得ることなく名簿情報を提供できることについて審議会の承認を得ているので、民生委員に名簿情報を提供し、「他の避難支援等関係者に提供することの同意」を頼むことは可能か。	特例規定は「本人の同意なく、名簿情報を避難支援等関係者に提供することを定めた条例等」である。同意の取得は市町村が行う業務であり、外部提供は同意を得てからになるので、民生委員も例外ではない。
24	避難行動要支援名簿を適宜更新しとあるが、年何回程度の更新が妥当であるのか。	避難行動要支援者名簿の更新頻度については、特定の期間を想定しているものではないが地域の実情を踏まえ、適切なタイミングで適時更新していただくよう、各団体において判断されたい。
25	同意確認は名簿更新のたびに実施しなければならぬか。	取組指針の様式例等も参考に、名簿更新時の本人の同意確認について、その具体的な方法を各自治体で検討いただきたい。
26	一番最初に名簿を作成するときには、名簿に掲載されることに対して同意を確認する必要があるか。	名簿を作成するに当たっては、名簿掲載への本人の同意は不要である。
27	避難行動要援護者名簿の更新について、対象者の転居等に合わせて更新することは、行政としては情報を持っていても、適時反映させることは難しいが、どのように対応すれば良いか。	死亡、転居等の把握はリアルタイムで把握可能だが、入所・入院等はリアルタイムで把握することは難しいため、1年や半年等に1度の期間で名簿情報を更新する際に反映して頂くことが良いのではないかと考えている。
28	作成した名簿については、外部提供の同意が得られた方については全て提供することになるのか。	外部提供に同意を得られた名簿情報については、災対法第49条の11第2項に基づき、避難支援等関係者に提供することが市町村の義務となる。
29	今回の法改正では市が直接、名簿情報を社協や民生委員等に提供することとなっているが、社協を通じて民生委員等に提供することは可能か。	市から避難支援等関係者に対して、直接名簿情報を提供することとなる。
30	不同意者への支援について、例えば、自主防災組織、自治会の区域単位に避難勧告等を発令する場合や区域の一部が浸水する場合でも、名簿情報の提供が可能か教えて欲しい。	取組指針の内容等を踏まえ、その運用に当たっては、自治体ごとに被害状況や地域特性等を総合的に勘案し、生命・身体に危険があると考えられる区域が対象となるとご判断いただきたい。

No.	質問内容	回答
31	「災害が発生するおそれがある場合」について、大雨洪水警報や特別警報の発表、地震注意情報または予知情報の発表、避難準備情報や避難勧告の発令などの際、本人の同意を得ずとも名簿提供できると解釈してよいか。	災対法第 49 条の 11 第 3 項に基づく名簿提供は、特定の注意報、警報の発令時、発災時等に無条件に認められるものではなく、それらも踏まえ、各団体において「要支援者の生命・身体を保護するために特に必要がある」か否かを適切に判断されたい。
32	作成した名簿を提供をするにあたっては、受け取りを拒否する人や、自治会、自主防災組織がある。受け取れない理由は、災害時に避難行動要支援者への対応ができないという回答や名簿だけもらっても管理しきれないとのことである。 法改正を踏まえ、提供を推進するが、受け取りの義務は法の中には示されていない。強制力があつた方が自治体としては進めやすいという考えもあるが、名簿の提供を進めるにあたっての考え方を伺いたい。	避難行動要支援者名簿の提供を受け、実効性のある避難支援等の実施が見込まれる団体や個人について、その理解と協力を得た上で、避難支援等関係者に位置付け、避難行動要支援者名簿の提供を行っていただきたい。
33	介護事業者、自主防災協議会、防災士などを避難支援等関係者(名簿情報の提供先)として考えてよいか。	避難支援等関係者として誰を位置付けるかは、各自治体で異なると考えており、一律に規定はしていない。各自治体で適切と考える団体や個人を地域防災計画において避難支援等関係者として位置付けていただくことで名簿情報の提供先とすることが可能となる。 また、その役割等は、各市町村で相談し、適切に判断いただきたいと考える。
34	地域防災計画に定める「避難支援等関係者となる者」について、地域防災計画に団体や個人の固有名詞を記載するのは現実的ではなく、どのような表現で記載すべきか。また、各地域の実情に応じて避難支援関係者が異なる場合、地域防災計画にはその関係者を具体的に記載しなければならないのか。例えば「各区災害時要援護者避難支援事業実施要綱に定める避難支援関係者」という形ではいけないのか。	避難支援等関係者の範囲については、避難行動要支援者名簿の外部への提供に係る重要事項の一つとして、地域防災計画においてその範囲を明示する必要があるため、詳細を下位計画に委任するのではなく、地域防災計画に具体的に記載されたい。なお、記載方法については、災対法の例示を参考にさせていただきたい。国として許容できるか否かを判断はできないが、避難行動要支援者が「誰に」提供されるかが判断できることが重要と考える。
35	民生委員等の他、自治会に名簿情報を提供している。現在は、自治会に秘密保持に関する誓約書を書いてもらっている。ただし、一部の自治会から、「依頼されてやっているのに、何で誓約書を要求されるのか」との意見が出ていた。今回の法改正により、自治会に対し、改めて誓約書をとらなくてよいとの解釈でよいか。	今回の法改正により、「名簿を利用して避難支援等の実施に携わる者」に対し、法律に規定する秘密保持の義務がかかる。 ただし、本規定が誓約書を取る・取らないを規定するものではなく、貴自治体において災対法第 49 条の 12 の名簿情報を提供する場合の配慮として必要かを判断いただきたい。

No.	質問内容	回答
36	名簿情報の提供について、災対法改正にあたって関係省庁との調整は行っているのか。例えば、警察等にこれから話を持って行った場合に、協力が得られるかどうか。	改正法の内容については、政府内関係省庁と協議・周知の上で進めている。 ただし、実際に警察等を避難支援等関係者に定める場合には、各自治体においても調整の上、進めていただきたい。
37	自治体の個人情報保護条例に、例外規定として、個人情報保護審議会の意見を聴いた場合は本人の同意を得ることなく個人情報の外部提供を許可するといった規定がある。その場合、改めて別途条例の中で定めなくて、既存の保護条例を適用するということが問題ないか。	お見込みのとおり。 施行通知において、条例による特例措置(P.17)として、「名簿情報の事前提供は、本人同意を前提としているが、より積極的に避難支援を実効あるものとする等の観点から、自治体が条例で特に定める場合については、同意を要しないこととした。 このような特例措置としては、外部提供について同意を不要とする旨を条例上明文で根拠を設けてある場合のほか、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の他の規定を根拠とする場合についても、本項にいう「条例に特別の定めがある場合」に該当する」とこととしている。
38	災害時要援護者名簿(避難支援の必要のない人も含む・同意していない人も含む)を避難行動要支援者名簿とみなし、平常時から外部(自治会等)に提供していいか。 (本市では、個人情報保護審査会です了承を得ており、地域防災計画では、災害時要援護者名簿としている。)	名簿情報の平常時からの避難支援等関係者への提供は、避難行動要支援者本人の同意を前提としている。ただし、市町村の条例において、外部提供について特別の定めがある場合や、「個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の他の規定を根拠とする場合は、必ずしも本人の同意を要しない場合もある。よって、質問にあるように、個人情報保護審査会です了承を得て、公益上必要があると認められる場合は、外部提供することは可能である。ただし、名簿情報の外部への提供は、「地域防災計画の定めるところにより」、行う必要があるで、そのような場合であっても、「名簿情報の提供先及び方法」について、地域防災計画に具体的に定めることが必要となる。
39	避難支援者の安全確保は難しいとのことであった。地域防災計画の中で義務付けされているが、書き方によっては避難支援しないように受け取られる。具体的にどの程度まで書いたら良いか、文案があったら例示して頂きたい。	本事例集でも川崎市(p.9)や宮古市(p.29)を記載しているところであり、これらも参考に各自治体において検討いただきたい。
40	災対法改正に伴い、名簿作成関係で郵送やシステム関係等の経費が予想されるが、財政的措置はあるのか	避難行動要支援者名簿の作成・活用に要する経費については、地方交付税措置を講じることとしている。

No.	質問内容	回答
41	<p>秘密保持義務について、改正法第 49 条の 13 に罰則があるか。</p>	<p>名簿情報の提供先として想定される者のうち、職務として避難支援等に携わる消防機関、警察機関等には地方公務員法の中で罰則が設けられている。</p> <p>一方で、自主防災協議会の構成員など、職務でなく、善意に基づく無償の協力者に、名簿情報の受領等で過度な心理的負担を課すことは、共助支援の裾野を広げる考えに反するので、守秘義務違反の罰則は設けていない。ただし、この場合においても、名簿情報が漏えいして、例えば、民事上の損害賠償が提起された場合には、改正法第 49 条の 13 の義務違反が不法行為の認定根拠となり得るので留意頂きたい。</p>
42	<p>名簿情報の漏えい防止については、改正法第 49 条の 12 だけで十分な対応と考えているか。</p>	<p>災対法第 49 条の 12 は、名簿情報を提供する場合の取扱いについて、名簿情報の受領者に対する守秘義務(災対法第 49 条の 13)と両輪をなすものとして、市町村長に対し、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じることを名簿情報の提供先に対し求めるなど、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるよう努めることを義務付けたものであり、これによりその適正管理に万全を期するものである。</p>
43	<p>不同意者の避難支援(発災時における名簿情報の外部提供)について、努力規定であって、義務ではないかを教えてほしい。また、これは外部から求めがあれば提供しなければならないのか。それとも市町村判断で良いのか。(不同意者の避難支援について、「特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムがある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができることとなっている」とある。不同意者リストは関係部局で共有・管理し、災害時において可能な限り安否確認に利用することとしており、現段階では不同意者の情報は関係部局以外の避難支援関係者に提供しておらず、不同意者の避難支援についても協力をお願いしていないが、差し支えないか。)</p>	<p>災対法第 49 条の 11 第 3 項は災害が発生し、又は発生のおそれがある場合であって、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者の同意を得ることを要せず、市町村長が名簿情報を外部提供できることを定めたものであり、提供義務ではないが、作成した名簿を適切に活用し、要支援者の生命・身体を災害から保護するという、本規定を設けた趣旨に鑑み、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応として、市町村において検討されたい。</p> <p>第 49 条の 11 第 3 項は「できる」との規定であり、生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは避難支援等の実施に必要な限度で市町村の判断により提供するかを決めていただく。求められたら必ず提供しなければいけないわけではない。</p>

No.	質問内容	回答
44	災害が発生した後の限られた時間に、迅速性を求められる中で、不同意者も含めた名簿情報の提供や利用を行うことは困難であるため、平常時から利用ができるよう制度設計すべきでないのか。その上で、個人情報の取り扱いに関する取り扱い方針(提供者や提供を受ける方の責務や日頃からの取組体制など)を定めるべきでないか。	平常時からの名簿情報の提供は、いざという時に実効性の高い避難支援が行われるよう準備しておくことを目的としたものである。一方で、災害に対する事前準備の必要性については、それぞれの避難行動要支援者によっても認識が様々であり、いつ起こるかかわからない災害の発生のために心身の障害などを近隣の住民に知られるよりは、日々の生活の平穏を優先することを望まれる方も想定される。このため、今回の法改正においては、平常時からの名簿情報については、避難行動要支援者本人の同意を原則としつつ、同時に、同意が得られた者の名簿情報について、個別の避難支援の準備に資するよう、地域の支援者に確実に提供することを義務付けたものである。
45	災害発生時等については、不同意者の情報も開示可能になっているが、災害がある程度収束した後の開示された個人情報の取扱いについて、どのように対処すれば良いか。	要支援者取組指針 P30 にあるように、「名簿情報の廃棄・返却等」情報漏えいの防止のために必要な措置が想定される。また同取組指針 P29 にもあるように自衛隊や都道府県警以外では、取扱いについて平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携しておくことも考えられる。その際、関係者には、同取組指針 P22 を参考に、「担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する」「守秘義務が課せられていることを説明する」「施錠可能な場所への保管を行うよう指導する」「必要以上に複製しない」「取り扱う者を限定する」「取扱状況を報告してもらう」「個人情報の取扱いに関し研修を開催する」ことなどを検討されたい。
46	避難支援等を実施するに当たって、安全確保の関係として、避難行動要支援者や避難支援等関係者への補償制度はあるか。	避難支援等の実施は、法で義務付けているものではなく、任意で行っていただくものとなるため、避難支援等関係者の避難支援中の事項については、補償等を行う責任は生じないものと考えている。 また、市町村においては、避難支援等関係者の安全確保の措置の検討や、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること等について避難行動要支援者に理解を得ておくこと等にも留意されたい。(「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」29 頁参照) なお、現在損保関係者において、避難支援等関係者及び避難行動要支援者が被った傷害事故(従来の災害弔慰金及び災害障害見舞金の対象とならないもの)を保障対象とした新たな保険制度を検討中であると聞いている。
47	取組指針 p18 に記載されている避難行動要支援者名簿の記載事項については、事前に掲載対象者に対し記載内容を説明し同意を得た上で、施行後に関係機関へ共有することについて同意を得る等の確認が必要か。	避難行動要支援者名簿の記載事項については改正法第 49 条の 10 第 2 項において定める法定事項であることから、事前に掲載内容について掲載対象者に同意を得ることについては義務とはしていない。

No.	質問内容	回答
48	避難行動要支援者名簿の作成に当たって個人番号(マイナンバー)を活用することを想定しているか。	避難行動要支援者名簿の作成に当たって個人番号(マイナンバー)を利用することは想定していない。 一方で、今回の法改正において、名簿の作成・利用に当たって必要な個人情報の利用に関し、個人情報保護条例の特例となる規定を設けたところである。
49	個別計画は避難行動要支援者名簿を平常時から提供することに同意しなかった人は作れないという理解で良いか。	避難行動要支援者名簿に基づき民生委員等が作成する場合は、同意の得ていない方まで避難行動要支援者名簿の情報をもって作成することはできない。 しかし、災対第49条の11第1項の規定により市町村が作成する若しくは避難行動要支援者名簿の情報に基づかない情報で個別計画を作成することを妨げるものではない。
50	ある地域では、要援護者ばかりとなり、支援者が3人で何人もの要援護者を抱えることとなるが、個別計画でどのように支援者を割り当てたらよいか。	避難支援等関係者の役割としては、直接的に避難支援を行うこと以外にも、例えば、平常時において、個別計画の策定に当たってのコーディネーターの役割等を担っていただくことも考えられる(要支援者取組指針P36)ことから、地域の実情を踏まえ、高齢者の方にも避難支援等関係者となつていただき、その力を避難支援等に適切に活用していくことが重要と考えている。 また、中長期的な取り組みになるが、日頃からの声掛けや見守り活動等の地域づくり活動を平常時から進め、支援者の裾野を拡大することについても検討されたい。
51	要支援者取組指針P18に、都道府県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくこととの記載があるが、都道府県においても情報を保管することと解釈すれば良いか。 また、バックアップ体制とは、具体的にどのようなものなのか。	市町村の機能が著しく低下することも想定し、一つの方策として、都道府県との連携を示したもの。 一般的には、条例等の規定により、個人情報の外部提供について、公益上相当の理由があり、地方公共団体に提供する場合には可能としているケースが多く、こういった規定を活用してバックアップ体制を構築することが考えられる。

指定避難所（第 86 条の 6、第 86 条の 7）関係の質疑応答

本質疑応答については、「災害対策基本法等の一部を改正する法律等に係る質疑応答の送付について」（平成 26 年 1 月 21 日付事務連絡）及び「避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関するブロック会議における質疑応答の送付について」（平成 26 年 1 月 31 日付事務連絡）をもって、各都道府県防災担当課あて通知した標記関係の質疑応答部分について抜粋したものであること。

※文中の略語は、以下を意味する。

災対法：災害対策基本法

避難所取組指針：避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月 19 日府政防第 782 号）

No.	質問内容	回答
1	福祉避難室のスペースについては、必ず独立した部屋でなければならないのか。	必要な場合に、要介護高齢者、乳幼児世帯、障害者世帯、感染症患者等に対応できるものとして、基本的には、例えば学校における教室、保健室の活用などを含め、要配慮者のために区画された部屋を活用することが望ましいと考えている。
2	避難所を指定した市町村長が災対法第 86 条の 6 で規定していることを努める必要があるのではないかと考えるが、災害応急対応責任者が避難所における生活環境の整備を行うと規定した趣旨についてお伺いしたい。	災対法第 86 条の 6 及び第 86 条の 7 において、避難所等における良好な生活環境の整備に努める主体を「災害応急対策責任者」としているのは、市町村長だけでなく、災害応急対策責任者たる各種主体が、それぞれの立場から、避難所等における生活環境確保というソフト面の対策を講じるよう努める、ということ趣旨としている。
3	仮設トイレについては、必要な分を個々の自治体で備蓄するという事は費用の面から難しい。ある程度広域的な範囲を対象に、国において備蓄することなどを検討してもらえないか。	流通網が回復してきた段階では、国においても、関係省庁等から必要な物資を送り込むことも可能となるが、発災直後の段階で当面必要な分については、市町村において備蓄を検討して頂きたい。
4	備蓄の準備を進めている。避難所の良好な環境に関する指針、男女共同参画に関する指針を読む限り、きめ細かい備蓄をせよということで良いのか。	災対法第 86 条の 6 及び 86 条の 7 において、避難所等における生活環境の整備等について、「努力義務」として規定したところであり、必要となる備蓄についても、その生活環境の一環として、本指針を参考に市町村の状況を踏まえ、ご判断頂きたい。
5	平成 18 年の 3 月に示された「緊急物資調達の調整体制・方法に関する調査検討報告書（総務省消防庁）」の全面改定と認識して良いのか。	避難所取組指針は、平成 25 年 6 月に改正した災対法において、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが、努力義務として規定されたことを受け、その取組に当たっての参考となるよう、市町村を対象に、生活環境の確保に関する事項を指針として新たに策定したものである。 ご指摘の「緊急物資調達の調整体制・方法に関する調査検討報告書」とは、直接的に関係性があるものではない。

参考 1

「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成 25 年 5 月）

内閣府（男女共同参画局）において、東日本大震災を含む、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した指針を作成しました。

<参考 URL>

男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針

<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/index.html>

- ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（概要）

http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/pdf/shishin_gaiyo.pdf

- ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（本文）

<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/pdf/shishin.pdf>

- ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（解説・事例集）

http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/pdf/jirei_01.pdf

http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/pdf/jirei_02.pdf

- ・備蓄チェックシート

http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/pdf/shishin_bichiku_checksheet.pdf

- ・避難所チェックシート

http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/pdf/shishin_hinanjyo_checksheet.pdf

参考 2

1. 「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」(平成 26 年 3 月)

文部科学省において、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」の下に「災害に強い学校施設づくり検討部会」を設置し、学校施設の津波対策と避難所となる学校施設の在り方について検討を行い、報告書として取りまとめました。

本報告書では、津波災害が想定される地域における学校施設の在り方や、全国における避難所となる学校施設の在り方について、それぞれ基本的な考え方と具体的な計画・設計上の留意点を示すとともに、これらの内容について Q&A 形式で分かりやすく示しています。

<参考 URL>

災害に強い学校施設の在り方について

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1344800.htm

2. 公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集 (平成 25 年 8 月)

文部科学省において、全国の学校施設における防災機能の向上を推進するため、各省庁と連携し、これまでに各省庁の防災対策事業を活用して学校施設の防災機能を向上させた事例をまとめた事例集を作成しました。

<参考 URL>

公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1312680.htm

- ・ 公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集－1

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/_icsFiles/afieldfile/2013/08/16/1312680_1.pdf

- ・ 公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集－2

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/_icsFiles/afieldfile/2013/08/16/1312680_2_1.pdf

- ・ 公立学校施設整備に関する防災対策事業活用事例集－3

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/_icsFiles/afieldfile/2013/08/16/1312680_3_1.pdf

参考 3

1. 防災・安全交付金

インフラや住宅・建築物の耐震化、密集市街地の防災性の向上、堤防・岸壁の点検・緊急対策、避難地や防災拠点等となる都市公園の整備など南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震・津波や頻発する風水害・土砂災害に対する総合的な事前防災・減災対策、総点検を踏まえたインフラ長寿命化計画の推進など総合的な老朽化対策、歩行空間の確保など通学路における交通安全対策等について、地域における総合的な取組を集中的に支援します。

<参考 URL>

- ・ 防災・安全交付金の概要
<http://www.mlit.go.jp/common/001028102.pdf>
- ・ 防災・安全交付金による集中的支援のイメージ
http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html
- ・ 防災・安全交付金において想定される主な事業の例
<http://www.mlit.go.jp/common/001013772.pdf>

2. 耐震対策緊急促進事業

建築物の耐震化を促進するため、耐震改修促進法の改正に伴い耐震診断の義務付け対象となる昭和56年5月末までに着工された以下の①から③の建築物のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）等について、国が民間事業者等に対し、耐震診断・補強設計・耐震改修に要する費用の一部を補助するものとして、平成27年度末までの時限措置として創設しました。

- ①病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物
- ②小学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物
- ③火薬類等の危険物の貯蔵場・処理場

<参考 URL>

- ・ 耐震対策緊急促進事業
<http://www.taishin-shien.jp/#3>

参考 4

要配慮者等の特性ごとに必要な対応について

※要配慮者等の特性ごとに必要な対応について、そのようなことについてほとんど知識のない方が見ても、この資料を見れば、一定程度理解してもらえるようにするための資料です。

視覚障害	115
聴覚障害	117
肢体不自由者	118
内部障害	120
知的障害／発達障害	122
精神障害	124
アレルギー疾患	125
難病	126
要介護高齢者／要支援高齢者	128
乳幼児	130
妊産婦	131
外国人	132

【視覚障害】

1. 主な特性等

- 視覚の障害には、光を感じない全盲から眼鏡等の使用により文字が識別できる弱視、見える範囲が狭くなった視野狭窄、特定の色の識別が困難な色覚特性などがあり、その障害の状態は多様である。
- 生活環境が突然変わると、日常的な行動でさえも困難になる。また、掲示物など視覚からの情報のみでは情報を受け取れない。
- 全盲や弱視、視覚狭窄などの場合は、状況が変化したときに単独での行動が困難である。色覚異常の場合は、色分けされた情報の識別が困難である。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 視覚による状況の把握が困難。災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い避難行動がとれない。
- 安否確認時に、正確な情報が得られているかを確認する。
- 他の視覚障害者と同じ避難場所を希望するか、誘導ボランティアの派遣を希望するかを確認する。
- 安否確認時に、正確な情報が得られているか確認し、白杖の有無に関わらず、必ず人的支援をもって避難所への誘導など避難行動を支援する。
- 避難所到着時に、避難所内の情報がわかるようにしておく。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。
- 避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う必要がある。その際には、その場の景色なども伝えておく。
- 館内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流す必要がある。
- 情報は、正確に伝える必要があるため、指示語（あれ・これ・あちら等）を使わず、できるかぎりわかりやすく具体性のある表現にする。
- 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が安全に行えるよう配慮する。
- 特に重要な情報については、音声情報を録音したカセットテープの配布や点字による紙媒体などにより、情報を提供するように努める。また、必要に応じボランティアを配置するほか、カセットレコーダ、点字器を設置するように努める。
- 点字や拡大文字のほか、人による朗読、録音された音声情報、音声コード付きの資料など、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。ただし、点字を理解できる視覚障害者は少なく、本人の希望に沿った方法で情報を提供する。

- 避難所に白杖の予備を置いておく。白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給するように努める。
- ざわついた環境では、音声による情報が正しく伝わらない。正確な情報と具体的に「どう行動するか」が伝わるように工夫するとともに、必ず人的支援をおこなう。
- 盲導犬同伴の場合の対応を、事前に本人と確認しておく。

【聴覚障害】

1. 主な特性等

- 聴覚の障害には、完全に聞こえない、補聴器装用により日常会話が可能な人から、装用してもわずかに音を感じる程度の人、補聴器を装用しなくても大きな声での会話なら可能な人など様々で、聴力損失の時期や程度、他の障害との重複、社会交流の機会や教育等の事情により、主たるコミュニケーション手段にかなりの違いが見られる。個別の状況に応じたコミュニケーション手段に配慮する必要がある。
- 聴力損失の程度や発語訓練の有無等により、自分の状態を音声言語で伝えることに困難がある。
- サイレンや音声による避難情報等では現状を理解できないため、災害発生時の情報提供の仕組みを作ると同時に、緊急時の対応（避難の仕方、情報アクセスの仕方等）を、日常生活情報として周知しておく必要がある。
- 外見から障害がわかりづらい。また、声が出ていても聞こえないという障害をもった人がいるということが理解されにくい。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 音声による避難誘導の指示が認識できない。見えている範囲以外の危険の察知が困難。自分の状況を音声で知らせることができない。
- 安否確認や情報伝達は、FAXやメールの使用や対面による。
- 手話通訳者・要約筆記者などの派遣を希望するかを確認する。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 聴覚障害者には、広報掲示板を設置するなどし、音声により連絡する内容は、必ず文字で掲示・伝達する。
- 手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要である。
- 避難場所では手話通訳などの支援が必要な人同士はできるだけ近くに集まってもらい、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。
- 市町村に手話通訳ができる者を配置し、在宅避難者には掲示板、FAX、メールを活用した情報提供を行ない、その際、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。
また、文字放送対応機器等を活用するなど報道機関からの情報が得られるよう配慮するように努める。
- 補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に対応するために、電池などの確保・修理・支給するように努める。
- 手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣するように努める。
- 聴導犬同伴の場合の対応を、事前に本人と確認しておく。
- 重複聴覚障害者には、更に併せ持つ障害に応じた配慮も必要になる。

【肢体不自由者】

1. 主な特性等

- 車椅子やウォーカー等の補助具がない場合、自力での移動が困難である。
- 脊髄や頸椎の損傷等による体幹の機能障害では、発汗、体温調節、排尿、排便等の自律神経の障害を伴うことがある。
- 運動・動作が不自由なため、自力での衣服の着脱、食事、排泄等が困難な場合が多い。
- 身体が変形や拘縮（関節が固まって動かなくなる）や緊張（体が伸びてしまう）などで、通常の車いすにはうまく座れない場合がある。
- 車いすを自力で操作出来る人と、自分では動かせない人がいる。また、自分の車いすで座位をとれる人でも、床の上で座位を保てない人もいる。
- 経管栄養・吸引・導尿など医療ケアが必要な場合がある。
- 重度心身障害者・児の場合は、免疫力が低いことが多く、より多くの環境整備が必要である。
- 筋ジストロフィー、ALSなどによる筋力の低下等により、人工呼吸器を使用している人もいる。
- 自分の意思が伝えにくかったり、知的な障害を併せ持つ場合がある。
- 言語障害がある人もおり、慌てないで聞くことによって、聞き取れる可能性もあるので、落ち着いた対応が求められる。
- 脳外傷等を原因とする高次脳機能障害者の場合、外見からは分からなくても、精神的に不安定となりパニックを起こしたり、集団生活が困難であったり、記憶や的確な判断が難しい、会話や読み書きが難しい（失語症）といった場合がある。
- 上述のように、聴力に障害はなくても、さまざまな理由で、会話が困難な人たちがいる。身体の麻痺や障害のため言葉を話すことが困難な場合や、脳卒中や頭部の外傷などで、脳の一部（言語中枢）に損傷を受けた場合（失語症）など、背景はさまざまである。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。
- 安否確認時に、安全な場所にいるかを確認する。
- より本人の状態に適した避難場所への移動を希望するかを確認する。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むよう配慮する。階段の移動は大変困難であり、平素からの対策が求められる。
- 車いす対応が可能な洋式トイレを用意し、本人の意向を確認の上、できるだけトイレに近い場所を確保する。

- 車いすが通れる通路を確保する。
- 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補装具が必要である。
- 車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて修理・支給するように努める。
この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。
- 車いす用のトイレがあってもいつも自分が使っているものでないと使用できないこともあり、その場合、差し込み便器を利用して寝たままで行われなければならないこともあり、スペースやプライバシーの確保が必要となる。（差し込み便器や尿器は避難所で用意する必要がある）
- トイレに限らず、常時介助が必要な人も居て、避難所のスタッフで対応が必要なケースも想定される。
- 介助する場合、本人の意向を確認した上で行う。本人の意向を確認する方法は、例えば、「はい」「いいえ」で答えることができる様な質問をする、50音の表をつくり指さしをしてもらう、50音を順番に話し、目線やまばたきなどで、一音ずつ確認をしていく等、いくつかの方法がある。
- 失語症の場合は、言葉が出にくいだけでなく、聞いて理解することや、読み書きも難しい場合がある。ゆっくり、はっきりと、少しずつ話しかけるようにし、上記のように「はい（うなずく）」「いいえ（首ふり）」で答えられる質問をするとよい。50音表は理解しづらいため、単語や絵を示したり、紙に筆記してもらうなどが有効である。
- このように、言語障害などで意思疎通が困難な場合、障害の背景によって対応のあり方も異なるが、その困難が障害によるものであることを理解し、慌てたりせかしたりせず落ち着いて対応すること、相手が成人であれば幼児語など使わず、敬意を持って接することが基本である。
- 自力で身体を動かすことができない人は、寝ている時、座っている時、いずれも同じ姿勢でいると褥瘡ができる危険性がある。本人の意向を確認の上、体位変換等を可能な限りおこなう。また、寝る場合は踵や臀部、背等部分だけに体重がかからないよう、できるだけ柔らかい素材のマット準備する。
- 人工呼吸器を使用している場合は、バッテリーなど電源の確保が求められる。
- 医療的ケアが必要な人については、医療スタッフの緊急派遣や緊急入院などができるよう、普段からの体制づくりや訓練が必要である。
- 高次脳機能障害者等の場合、避難所等では、個室を準備する、具体的で分かりやすい説明や誘導を行うなどの配慮をし、支援団体等を通じて専門的な支援につなぐことが必要である。

【内部障害】

1. 主な特性等

◆心臓の障害

○心筋梗塞、狭心症、弁膜症や不整脈などの疾患のため、心臓機能が低下してしまう症状であり、薬物療法やペースメーカーなどで体調の安定を保っており、一定以上の身体活動、心的ストレスにより心臓に負荷がかかると、呼吸困難や狭心症の発作などの症状が起こるため、医療的ケアが必要な場合がある。

◆腎臓の障害

○体内の水分や塩分の調整、老廃物の排泄、血圧等の調整が困難なため、食事療法や身体活動の制限があり、大多数の人が定期的な人工透析を必要とする。

◆呼吸器の障害

○気管や肺の疾病等によりガス交換（酸素と二酸化炭素の交換）が十分行われず、呼吸困難が生じるため、活動が制限され、酸素療法が必要な場合がある。

◆膀胱又は直腸の障害

○自分の意思で尿や便の排泄がコントロールできないため、人工膀胱又は人工肛門に取り付けたストマ用装具に尿や便を溜めたり、おむつ等を使用しているため、定期的にストマ用装具やおむつ等の交換が必要となる。さらに人工膀胱又は人工肛門に取り付けたストマ用装具の利用者については、人工膀胱又は人工肛門が腹部に増設されているため、災害時用のオストメイトトイレが必要となる。

◆小腸の障害

○消化・吸収をつかさどる機能の障害により、栄養の維持が困難で通常の食事では栄養が不足するため、静脈（輸液）点滴などによる栄養補充が必要となる。

◆免疫機能の障害

○ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の低下が代表的で、治療の段階や合併症の有無により医療的ケアが必要な場合がある。

2. 避難行動で留意すべき事項

○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となる。

○安否確認時に、安全な場所において、医療機器の継続使用が可能な状態であることを確認する。

○より本人の状態に適した避難場所への移動を希望するかを確認する。

3. 避難生活で留意すべき事項

○避難所で生活する場合は、常時使用する医療機器（酸素ボンベ等）や薬を調達し、支給する必要がある。

- 人工透析を受けられる病院を早急を探す。
- オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）を調達し、至急する。
- 医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送する。
- 医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。
- 食事制限の必要な人を確認する。
- 薬やケア用品を確保する。
- 各種装具・器具用の電源を確保する。
- 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補装具が必要である。
- 医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。

【知的障害／発達障害】

1. 主な特性等

◆知的障害

- 具体的に見えないことや将来起こりうる状況を想定したり、複数の情報をいっぺんに把握したり、これらを総合的に考慮して判断したりすることが困難である。(障害の程度は、常時介護が必要な人から、会話でのやりとりや抽象的な話題が苦手な人まで様々である)
- 急激な環境変化への対応が苦手で、時にパニックに陥ったまま固まってしまう、大きな声を上げてしまうことなどがある。
- コミュニケーションにおいては、わかりやすく明瞭かつ具体的な言葉で、ゆっくり話しかけるようにする。あるいは、イラストや写真、カード、コミュニケーションボードを使うなど視覚面も含めたコミュニケーションをするなど、配慮が必要となる。
- 緊急時の対応（避難の仕方、消火器の使い方等）を、日常生活において支援者とともに練習しておく必要がある。

◆発達障害

- とっさに人と気持ちを交わすことが難しく、突発的な状況の急変を読み取れない。
- 言葉だけでは、災害の怖さや避難の必要性などをイメージしたり、理解したりすることができない場合がある。
- いつもと違う状況や変化が起きると対応できず、落ち着きがなくなったりパニックを起こしたりすることがある。
- 触られるのを嫌う人や、子どもの泣き声や大きな声におびえる人もいる。
- 声を掛けても反応しなかったり、オウム返しであったりと言葉でのコミュニケーションが困難な場合がある。困っていることを伝えられない場合もある。
- 感覚が過敏なために、集団の中に入れなかったり、子どもの声や泣き声でパニックになったりすることがある。逆に、感覚の鈍さがあり、出血しても平気でいたり痛みを訴えたりしないことがある。
- 一見、障害があるようには見えない人が多くいる。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 自分で危険を判断し行動することが困難。急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。
- 避難所や車中生活では適応できずに、激しく動揺する可能性がある。
- 災害時の救出の際に、強い不安のため座り込んでしまうことなど、ショックによる行動をとることも考えられる。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 周囲とコミュニケーションが十分にとれず、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、適切な情報提供と精神の安定を図るために、適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせられるようきめ細かい対応が必要である。
- 具体的に、短い言葉で、ゆっくりとわかりやすく情報を伝える。
- 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。
- 大きな声を上げたり、飛び跳ねたり、独り言を言ったりといった障害特性から、避難所など多人数と空間を共有する場合には、他の避難者など周囲とトラブルが起きやすい。個室や仕切りのある部屋など限定された空間を用意するなど配慮が必要である。
- 障害特性により避難所での生活が難しく、家族単位で自宅や車中で避難生活を送る場合があるが、親など家族が障害者本人から離れられず救援物資や情報の提供網から漏れる場合がある。避難所に生活していない世帯にも物資や情報が行き届くような配慮が必要である。
- 心身の不調などを自ら説明することが難しいため、外形的に見えにくい傷病などが深刻化する場合がある。心や身体の不調がないか、特に留意する必要がある。

【精神障害】

1. 主な特性等

- 災害発生時には、精神的な動揺が激しくなる場合や、必要な訴えや相談ができなくなる場合がある。
- 孤立しないよう家族や知人と一緒に行動できるようにする。
- 多くの場合、継続的な服薬や医療的なケアが必要である。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。普段服用している薬が絶対必要となる。
- 精神的動揺が激しくなる場がある。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 災害時のショックやストレスは、精神障害者の病状悪化や再発のリスクを高める可能性がある。
- また、精神科医療施設の罹災が起こりうる一方で、入院が必要と思われる患者数が通常以上に増加する可能性もある。
- そこで、これらの病状悪化や再発を可能な限り防止するとともに、入院の緊急性の高い患者への適切な対応が必要である。
- 日常的に服薬している薬を早急に手配する。
- さらに、外来診察や往診、訪問相談などが必要である。
- 精神障害者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、本人が孤立しないように知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮した支援が必要である。
- 具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える必要がある。
- 精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する必要がある。
- 心的外傷後ストレス障害等に対する長期的な心のケア対策が必要である。
- 精神障害者の状態の早期の安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが重要である。
- 医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。

【アレルギー疾患】

1. 主な特性等

○エビ、カニ、小麦、そば、卵、乳、落花生の有無については、頻度が多く、かつ、重篤な食物アレルギーを引き起こす可能性があるため、これらの材料が入っている場合は、明示することも必要になる。

その他、アワビ、イカ、イクラ、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、クルミ、サケ、サバ、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マツタケ、モモ、ヤマイモ、リンゴ、ゼラチンもアレルギーを引き起こす食物であることが知られているので、注意が必要である。

2. 避難行動で留意すべき事項

○避難中の生活を考慮し、適切な避難誘導が必要である。

○避難所生活においては、個別の特殊なニーズ（食品アレルギーなど）については考慮されていない場合が多いと考えられるので、物資の提供などに際しては十分に注意を要する。

3. 避難生活で留意すべき事項

○アレルギーの有無を調査し、食事等については、医師、栄養士等専門家の意見を聞き、きめ細やかに対処すること。また、継続的投薬が必要な者等についても同様とする。

○調理には衛生を心がけ、原則として加熱したものを提供する。

○物資の供給においては、アレルギー反応等で個別に用意する必要がある家族は自主的な確保について事前に周知することが必要である。

○自宅が無事である場合でも、家具の転倒や散乱物などの掃除、周辺での倒壊家屋や道路等の復旧工事に伴い、ほこりなどが飛散しやすい環境が長期に続くと考えられ、アレルギーの引き金となり、重症化するおそれがあるため、こうした点についても周知を要する。

○動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点からも、避難所でのペットとの同居は原則禁止し、近くに飼育スペースを確保し、屋根等の施設整備を実施することが望ましい。

【難病】

1. 主な特性等

- 疾病により状態が様々で、疲れやすい人も多い。(筋力・運動機能の低下した人、心臓や呼吸器、消化器など内部障害のある人、視覚障害のある人、時差・日差変動のある人など)
- 外見上はわかりにくい症状(痛み、倦怠感等)に悩まされることも多く、症状が重くなったり軽くなったりし、無理をすると悪化する場合が多い。
- 特殊な薬剤や継続的な服薬、医療的ケアを必要とする人がいる。
- 人工呼吸器、吸引器、人工透析器、在宅酸素、経管栄養等の生命維持のための緊急的な医療援助を必要とする人がいる。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 難病患者の中には、自力歩行や素早い避難行動が困難な方がいる。特に、人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品が必要となる。
- 安否確認時に、安全な場所において、医療機器の継続使用が可能な状態であることを確認する。
- より本人の状態に適した避難場所への移動を希望するかを確認する。
- 安否確認時に、安全な場所にいるかを確認する。
- 必要物資が確保できているかを確認する
- 付添が確保されているかを確認する。
- I型糖尿病患者については、避難時にインスリン製剤等、必要な医薬品を携帯しているか確認する。
- 長距離を歩くことで低血糖に陥り、昏睡、死に至ることもある。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 避難誘導、搬送方法を事前に府、患者団体などと十分協議のうえ、細部を取り決めておく。
- 難病患者については、疾患に応じた必要な医薬品を調達し、支給するなど医療の確保を図る。
- 慢性疾患患者の医薬品の確保について医療的援助を行う。
- 人工透析患者については、透析医療の確保を図る。(確保日数の目安は、透析の間隔である3～4日以内)
- 人工呼吸器装着者については、電気の停止が生命に直結することから、最優先の救援が必要である。
- 在宅酸素療法や薬物療法等が、継続的に必要な患者に対しての医療を確保する。

- 緊急に医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送する。
- 視覚、聴覚に障害がある場合や、認知症をともなう場合もあり、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝える。
- 電源の確保など、「内部障害」の項も参照する。

【要介護高齢者／要支援高齢者】

1. 主な特性等

◆ひとり暮らしの高齢者等

- 体力が衰え、行動機能が低下しているが、自力で行動できる。しかし、屋内では手すりや杖等の支えにより、自力でゆっくりと行動できても、屋外では見守りや介助が必要となる場合もある。
- 避難所における各種情報の察知が遅れる場合がある。
- 夜間は家族と同居している高齢者でも、家族が出勤中の昼間は独居となる高齢者もいる。

◆ねたきり高齢者等

- 手足の関節や筋肉などの運動機能やバランス機能が低下していることから自力での行動が困難である。
- 体温調整機能の低下から温度の変化等への抵抗力が弱い。

◆認知症の高齢者等

- 記憶力の低下、時間や季節感の感覚が薄れる等の見当識障害、妄想、徘徊などの症状がみられ、自分で判断し行動することや自分の状況を説明することが困難である。
- 単独での避難生活が難しく、徘徊して思わぬ場所で無用のケガ等を負うおそれがある。

2. 避難行動での留意すべき事項

◆ひとり暮らしの高齢者等

- 体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で歩行できる。地域とのつながりが希薄になっている場合がある。
- 早急に安否確認を行い、情報を伝達し、避難誘導を行う。
- 必要物資が確保できているかを確認する。
- 自力で移動できる範囲に適切な避難場所が確保できない場合は、移動手段の確保を支援する。

◆ねたきり高齢者等

- 自力の行動ができない。自分の状況を伝えることが困難である。
- 安否確認時に、安全な場所にいるかを確認する。
- 必要物資が確保できているかを確認する
- 付添が確保されているかを確認する。

◆認知症の高齢者等

- 自分で危険を判断し行動することが困難である。
- 自分の状況を伝えることが困難である。
- 安否確認時に、安全な場所にいるかを確認する。
- なるべく本人の慣れた場所で、家族と一緒にいられるよう配慮する。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。
- 移動が困難な人に対しては車いすなどを貸与する。
- 本人の意向を確認の上、出入口やトイレに近い場所を確保し、居室の温度調整をするように努める。
- プライバシーに配慮した介護スペースの確保に努める。
- 援助が必要な介護・福祉サービスの提供が受けられるようサービスの提供主体と対応策を進めるように努める。
- 認知症高齢者の場合、環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。

【乳幼児】

1. 主な特性等

- 乳幼児期は心身面の発達が著しい時期である。
- 乳児期は、欲求等を言葉で訴えることができないため、乳児の状況をよく観察し、保育することが大切である。
また、この時期の哺乳は、健やかな成長と生命の維持のため不可欠である。
- 幼児期は食事、排泄、就寝、衣服の着脱など、基本的な生活習慣が確立する大切な時期である。
また、社会性も芽生え、行動も活発化するが、危険を判断し的確な行動をとることが困難である。
- 乳幼児は免疫力が弱く、大人に比べ体力もないことから、風邪など感染症にかかりやすく脱水症状を起こしやすくなる。また、放置すると生命の危機に及ぶため、早期の手当と室内環境を整えることが大切である。
- 保護者がいても、複数の乳幼児を抱えている場合は、避難誘導等で支援を要する場合がある。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 危険を判断し行動する能力はない、あるいは弱い。
- 避難中の生活を考慮し、適切な避難誘導が必要である。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等を確保する。
- プライバシーに配慮した授乳や着替えの場所を速やかに確保することが必要である。
- 育児室を就寝場所から離れた場所（乳幼児の泣き声が聞こえないよう）にできるだけ早く確保し、両親や家族の心理的プレッシャーを和らげるように努める。

【妊産婦】

1. 主な特性等

- 妊娠の時期は、母体の健康だけでなく健やかな子どもの出産に向けて重要な時期であると同時に、妊婦の心身の変化が大きい時期である。
- 妊娠初期は、特に流産しやすい時期だが、体型などの変化はあまり見られず外見上ではわかりにくいことから、周りの注意が必要である。
また、悪心、嘔吐、食欲不振、嗜好の変化など、つわりの症状があらわれ、妊娠16週ぐらいまで続く。
- 妊娠中期は、つわりなどの症状もおさまり安定期に入るが、妊娠24週ぐらいから腹部が大きくなり、それに伴い腰痛やむくみなどの症状が出やすくなる。
また、妊娠高血圧症候群にかかりやすくなるため、肥満や塩分の取りすぎ、心身のストレスを避けることが大事である。
- 妊娠後期は、出産に向かい準備をする時期であり、分娩に備え、より一層の健康管理が重要となる。体重も増加し、腹部が大きくなることから、足元が自分ではよく見えず、身動きがとりにくく、ちょっとした歩行でも息があがり易くなる。
- 出産後、母体が妊娠前の状態に戻る産後6週から8週までの時期を産褥期といい、この時期は、十分な休養をとる必要がある。また、出産後ホルモンバランスが著しく変化するため、精神的に不安定な状態となりやすく、自分の身体が回復しない状況でありながら、慣れない育児のため、精神的にも身体的にも負担がかかりやすい時期である。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。
- 避難中の生活を考慮し、適切な避難誘導が必要である。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要である。
- 十分な栄養（栄養食品等）が取れるように努める。
- 居室の温度調整（身体を冷やさないように）ができるように努める。

【外国人】

1. 主な特性等

- 日本語を十分理解できない場合は、掲示等における漢字表記が理解できないなど、災害情報や避難情報などの伝達が困難な場合がある。
- 地震・津波や台風などの無い国からの外国人は、これらに対する災害経験が極端に少ない、又はまったく無い場合があるため、例えば、大地震後の余震や津波など災害の特性とその対応について十分周知する必要がある。
- 言葉の障壁だけではなく、文化や習慣等の違いのため、避難所生活に困難が生じることがある。特に、宗教等に起因する服装や食事、入浴等の習慣の違いが大きい。
- 普段から言葉の障壁等もあって地域社会に溶け込んでおらず、災害時に孤立してしまう場合がある。
- 大学等の留学生は、日本での滞在期間が短く、近隣住民との接触も少ないため、日本語に触れる機会が極端に少ない場合がある。
- 在住外国人は、多くの場合、必要な情報が的確に伝われば避難所に自力で行くことができるほか、積極的な防災活動を行う潜在能力がある。

2. 避難行動で留意すべき事項

- 日本語での情報が十分理解できない場合がある。
- 避難者への情報提供は、日本語の理解が十分ではない外国人でも内容が把握しやすいよう、平易な言葉や字を使うよう配慮します。また、避難者同士の伝言スペースも用意する。

3. 避難生活で留意すべき事項

- 情報の伝達には、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふったりイラストなども使用する。
- 宗教・文化の違いに配慮する。(食事、拝礼の習慣等)
- 在関西外国公館等との連携により、母国との連絡手段を確保する。
- 通訳、翻訳者の配置をするように努める。